

令和8年 第1回

甲佐町議会 3月定例会会議録

令和8年3月6日～令和8年3月11日

熊本県甲佐町議会

令和8年第1回甲佐町議会（定例会）目次

○3月6日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の行政報告について	4
日程第5 町長の提案理由の説明について	6
日程第6 同意第1号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて	8
日程第7 同意第2号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	10
散会	11

○3月9日（第2号）

出席議員	12
欠席議員	12
本会議に職務のために出席した者の職氏名	12
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	12
開議	14
日程第1 一般質問	14
散会	75

○3月10日（第3号）

出席議員	76
欠席議員	76
本会議に職務のために出席した者の職氏名	76
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	76
開議	78
日程第1 承認第2号 専決処分の報告及び承認について (専第1号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第9号))	78
日程第2 議案第12号 甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	79

日程第3	議案第13号	甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について	83
日程第4	議案第14号	甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	85
日程第5	議案第15号	甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定について	90
日程第6	議案第16号	甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	92
日程第7	議案第17号	農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について	94
日程第8	議案第18号	甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例について	96
日程第9	議案第19号	甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	97
日程第10	議案第20号	財産の無償譲渡について	99
日程第11	議案第21号	甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について	100
日程第12	議案第22号	甲佐町過疎地域持続的発展計画について	102
日程第13	議案第23号	字の区域の変更について	109
日程第14	議案第24号	令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第10号)	110
日程第15	議案第25号	令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	124
日程第16	議案第26号	令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)	127
日程第17	議案第27号	令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)	130
日程第18	議案第28号	令和8年度甲佐町一般会計予算	132
	散会		136

○3月11日(第4号)

	出席議員		137
	欠席議員		137
	本会議に職務のために出席した者の職氏名		137
	地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名		137
	開議		139
日程第1	議案第28号	令和8年度甲佐町一般会計予算	139
日程第2	議案第29号	令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算	179
日程第3	議案第30号	令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算	182
日程第4	議案第31号	令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算	185
日程第5	議案第32号	令和8年度甲佐町水道事業会計予算	188
追加日程第1	議案第33号	工事請負契約の変更について	192

日程第6	発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	194
日程第7	議員の派遣について	196
日程第8	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について	196
閉会		197

3月6日（金曜日）

令和8年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

- 1. 招集年月日 令和8年3月6日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 3月6日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 3月6日 午前10時42分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲 斐 高 士	副 町 長 三 輪 孝 之
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 兼 荒 田 慎 一
地 域 振 興 課 長 羽 祢 田 直 美	くらし安全推進室長 松 野 洋 幸
環 境 衛 生 課 長 田 上 和 広	税 務 課 長 宮 崎 貴美代
住 民 生 活 課 長 兼 町 民 セ ン タ ー 所 長 奥 名 雄 吉	健 康 推 進 課 長 高 原 貞 典
農 政 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 白 石 亨
会 計 課 長 渡 邊 友 美	建 設 課 長 中 村 聡 健
企 画 政 策 係 長 本 田 幸 嗣	広 報 電 算 係 長 井 上 幸 介
教 育 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 内 田 健 司
社 会 教 育 課 長 内 田 健 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長 上 古 閑 一 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長 上 古 閑 一 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 荒 田 慎 一
代 表 監 査 委 員 井 芹 雅 洋	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬 美善

4番 森田 精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の行政報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程第6 同意第1号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて

日程第7 同意第2号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、令和8年第1回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番鳴瀬美善議員、4番森田精子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） 皆さんおはようございます。ご報告いたします。

先の定例会において付託を受けておりました令和8年第1回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る2月24日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他案件を勘案し、配布のとおり会期を本日3月6日から11日までの6日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の行政報告及び提案理由の説明の後、同意案件についての審議、7日及び8日は、議案調査のため休会、9日は一般質問、10日は承認案件、条例案件、財産の無償譲渡案件、指定管理者の指定案件、過疎計画案件、宇区域の変更案件、令和7年度一般会計補正予算及び各特別会計、令和8年度一般会計予算の審議、11日は令和8年度一般会計予算及び各特別会計、水道事業会計予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日3月6日から11日までの6日間と決定いたしました。

同意第1号、甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて、同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、承認第2号、専決処分の報告及び承認について、議案第12号から議案第19号までの条例の制定について、議案第20号、財産の無償譲渡案件について、議案第21号、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について、議案第22号、甲佐町過疎地域持続的発展計画について、議案第23号、字の区域の変更について、議案第24号から議案第27号までの令和7年度一般会計及び各特別会計の補正予算、議案第28号から議案第32号までの令和8年度一般会計、各特別会計及び水道事業会計、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、お手元に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の行政報告について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の行政報告についてを議題とします。町長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。本日は、令和8年第1回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは早速ではございますが、町政をめぐる直近の状況の中から主なものについて行政報告を申し上げます。

まずは物価高騰対策重点支援給付金についてご報告を申し上げます。物価高に対する国の交付金を活用した支援策として低所得者支援及び定額減税を補足する給付について、令和6年度個人住民税が非課税または非課税世帯のうち課税者の被扶養者のみとなる世帯に対し1世帯当たり3万円の給付金を、子ども1人当たり2万円を加算して支給いたしました。給付世帯数と給付金額は住民税非課税世帯及び非課税世帯のうち課税者の被扶養者のみ世帯に対して1,476世帯4,428万円を、子ども加算として74世帯139名分で278万円を支給しました。また令和6年分の所得税額が確定した後、調整給付金の給付額に不足が生じる方を対象に給付金を1,268人4,665万円を支給しました。さらに令和7年11月21日に閣議決定された強い経済を実現する総合経済対策において、子育て世帯を力強く支援し子どもたちの健やかな成長を応援する観点から18歳までの子どもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給します。令和7年9月分児童手当受給者を対象としました分について、現在のところ657件1,315人分、2,630万円を支給しました。物価高騰対応支援

においてふるさと応援チケット第1弾としまして住民1人当たり7,000円分の商品券を全世帯に配布し、さらに生活の安全保障物価高への対応としてふるさと応援チケット第2弾として住民1人当たり1万円の商品券を全世帯に、高齢者支援策として65歳以上の方にはさらに1万円分の商品券を追加し先月末から順次配布を開始しているところで、今月25日から使用開始できるようにいたしております。またLPガス世帯につきましては令和6年度からの繰越事業といたしまして1世帯あたり5,000円、次に9月補正により1世帯あたり2,000円を支給し、さらに本議会の3月補正予算において1世帯当たり3,000円の価格高騰給付金を計上させていただいており、実施時期などにつきましては今後の県からの指示を受け進めるところでございます。水道料金軽減事業につきましては令和7年11月から令和8年2月までの計4ヶ月分の水道料金を軽減いたしました。さらに令和8年3月から引き続き水道料金軽減事業を実施することといたしており、令和8年10月までの計8ヶ月分の軽減を予定いたしております。次にふるさと甲佐応援寄付金についてご報告を申し上げます。今年度は返礼品として人気のある米類につきまして2024年産の米市場の急激な動向に対する影響もあり、受け入れ額は令和8年2月末現在53億1,490万7,000円で前年比の83%となっておりますが、当初予算で目標といたしておりました43億円は上回り本年度末には54億円から58億円程度の受け入れ額になるのではないかと見込んでおります。来年度におきましても引き続き返礼品の充実に努め、ふるさと納税の受け入れ額を確保できるよう寄附者に寄り添った対応をすることで自主財源確保に努めていきたいと考えております。次に令和7年度の新たな子育て支援制度についてご報告を申し上げます。本町の未来を担う子どもたちの満1歳を祝福し、また小中学校への入学または義務教育を卒業する子どもたちが進学などをする際の子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の健全な育成を支援するためこうさっ子子育て応援金を令和7年度から実施しています。令和7年度小中学校入学および令和6年度中学校卒業分として277名2,900万円を支給しました。満1歳祝い金は2月生まれの方までで29名145万円を支給しています。なお令和8年度小中学校入学および令和7年度中学校卒業分への支給については現在準備を行っております。インフルエンザワクチン任意接種助成事業といたしまして生後6ヶ月から年度年齢22歳までの方を対象にワクチン接種費用の助成を行い、令和8年1月末現在で助成延べ件数401件、助成合計額123万7,000円となっております保護者の負担軽減を図っております。また令和7年11月に電子母子手帳を導入し母子手帳アプリのユーザー数は令和8年1月末現在で50人となっております。修学旅行費補助事業といたしまして物価高による交通費や宿泊費の高騰により修学旅行の費用が増加する状況の中、保護者負担を軽減するため甲佐町立小中学校において修学旅行の無償化を図りました。小学校6年生、中学校では2年生を対象といたしており、行き先は小学校では長崎の平和学習を中心とした九州管内、中学校は近畿地方へ出向き、小学校では91人参加の約250万円、中学校では92人参加の約300万円の補助金交付を行いました。児童生徒にとって非常に重要な修学旅行という学習の機会を金銭的な心配をすることなく全ての児童生徒が平等に参加できるようにしたことは大変意義があったと感じております。今後におきましても児童生徒の平等に学習できる環境整備を進めてまいり

ます。バス通学用定期券購入助成金及び補助金事業といたしまして、高校生を対象に通学支援としてバス通学用定期券の購入者に対して購入金額の5割程度の助成補助を行っております。令和8年1月末時点で助成金事業は95名、補助金事業は4名の交付決定を行っており多くの高校生の方々がバス通学用定期券を利用されている状況になります。次に甲佐町オンライン見守り事業についてご報告を申し上げます。今年度9月定例会にて補正予算を計上させていただきました甲佐町オンライン見守り事業につきましては、民生委員・児童委員の負担軽減と見守り体制の強化を図ることを目的として昨年12月から支援する側に民生委員・児童委員2名、支援される方6名で実験的にタブレットを活用したオンライン見守りを実施いたしております。次に陣ノ内城跡史跡指定地公有地化事業についてご報告を申し上げます。陣ノ内城跡に関しましては現在民有地の98%の公有地化が完了いたしました。残りの箇所につきましても公有地化に向けて交渉を進めているところでございます。令和8年度からは具体的な整備に向けた陣ノ内城跡整備基本計画の策定を実施してまいります。最後に8月豪雨災害からの復旧についてご報告を申し上げます。8月の豪雨災害では河川災32箇所、道路災48か所、橋梁災1か所が被災を受け、被害額は約17億9,000万円で行ってまいりました。2月6日に災害査定が完了いたしましたので現在実施設計を行い工事発注の準備を行っております。今後は早期発注を目指し早期完了するよう取り組んでまいります。農災関係農地及び施設になりますが22箇所、林災関係で19箇所の被災を受け被害額は約5億円でした。12月12日に災害査定が完了いたしましたので現在農災で13箇所、林災で3箇所を発注させていただき早期完了するよう取り組んでいるところでございます。熊本甲佐総合運動公園の施設復旧に関しまして野球場・ソフトボール場・多目的広場・ランニングコースについて現在復旧作業を進めております。復旧作業には安全確認を最優先に行い必要な修繕が着実に進められております。各施設の復旧作業が完了次第、順次再開の見込みを立てております。グラウンドゴルフ場として利用されているグリーンパル甲佐に関しましては国土交通省による提水護岸の復旧工事と合わせてコース上に堆積していた土砂の撤去を完了いたしました。引き続き復旧に向けて令和8年度から町の災害復旧事業としてグラウンドゴルフ場のコース復旧整備を実施する予定でございます。以上をもちまして行政報告とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 以上で町長の行政報告を終わります。

日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは引き続きまして、今期定例会に提出いたしております議案について、ご説明を申し上げます。

今期、定例会にご提案いたしております案件は、同意案件2件、承認案件1件、条例案件8件、財産の無償譲渡案件1件、指定管理者の指定案件1件、過疎計画案件1件、字区域の変更案件1件、令和7年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件、

令和8年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件の、併せて24件であります。

先ず、同意案件といたしましては「甲佐町教育長の任命及び甲佐町教育委員会委員の任命につき同意をもとめることについて」を、承認案件につきましては「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第9号）に係る専決処分の報告及び承認」を、条例案件といたしましては「甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」他7件を、財産の無償譲渡案件につきましては、町所有の下横田区の公民館敷地となっている町有地を無償譲渡するため議会の議決を求めるものでございます。指定管理者の指定案件につきましては「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について」を、過疎計画案件につきましては「甲佐町過疎地域持続的発展計画について」を、字区域の変更案件につきましては「中横田字内田の一部を変更することについて」を、次に令和7年度甲佐町一般会計補正予算及び各特別会計補正予算4件につきましては、一般会計補正予算では事業実績に基づく最終的な補正予算を行い、総額で2億5,664万円を増額し、補正後の総額を184億7,340万1,000円といたしております。各特別会計補正予算ではそれぞれの給付費等の決算見込み額での補正を行い、国民健康保険特別会計では、979万9,000円を増額し、補正後の総額を14億1,443万円に、介護保険特別会計では4,167万7,000円を減額し、補正後の総額を17億5,039万9,000円に、後期高齢者医療特別会計では1,079万5,000円を減額し、補正後の総額を2億2,132万4,000円といたしております。次に、令和8年度甲佐町一般会計予算及び各特別会計予算5件につきまして、まず一般会計予算についてご説明を申し上げます。令和8年度当初予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,643万円といたしております。前年度と比較いたしますと11.0%、14億6,843万6,000円の増となりました。それでは歳出予算の主な内容について款毎にご説明を申し上げます。まず総務費では人事管理や庁舎の維持管理、電算システムなどの円滑な行政運営のための経費、各行政区の運営に要する交付金などがございます。民生費では子育て支援や高齢者の生きがい、健康づくりに資する経費などの所要の経費を計上しており、地域福祉の推進に努めてまいります。衛生費では子育て支援策としての子ども医療費助成や妊婦のための支援給付事業のほか、各種健診に要する経費に要する費用、合併処理浄化槽の設置のための所要の経費などを計上しており、町民の健康づくり環境衛生の推進に努めてまいります。農林水産費では新規就農者育成対策や農機具導入事業、有害鳥獣被害防止対策、森林環境譲与税交付金による間伐の推進など、森林整備事業に要する経費を計上しており、本町の基幹産業であります農業の振興に努めてまいります。商工費では地場産品創出支援事業やふるさと甲佐応援寄付金事業などさらなる拡大を図る経費を計上しており、産業の振興及び町の財源確保に資するための事業に取り組みます。土木費では甲佐町道路整備計画に基づき町道の新設改良、道路舗装、橋梁の点検補修、町営住宅の維持管理や町耐震改修促進計画に基づくなどの所要の経費を計上しており、町民の生命及び財産を守る事業などに取り組みでまいります。消防費では上益城消防組合負担金や消防団の活動に要する経費のほか重点施策として継続して内水対策を実施するための経費を計上しており、町民の安心安全な暮らしに取り組みでまいります。教育費の学校教育においては中学校英

語検定受験の支援を行うほか、学校施設等の環境整備や円滑な学校運営のための必要な予算を計上しており本町の将来を担う子どもたちの育成に取り組んでまいります。また社会教育においては特色ある生涯学習の活動推進を図るためなどの経費を計上しており、芸術・文化の振興や町民の皆様が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。次に国民健康保険特別会計につきましては熊本県との共同運営により、引き続き将来にわたり持続可能な運営を図るためさらなる連携強化に努めてまいります。次に介護保険特別会計につきましては新たに策定した第9期介護保険事業計画に基づき計画的かつ安定的な事業推進を図ります。次に後期高齢者医療保険特別会計につきましては後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら安定運営に努めてまいります。次に水道事業特別会計につきましては安定的で低廉な水道事業を推進するための町の上水道事業基本計画に基づき計画的な建設改良等を実施いたします。ただいま歳出予算の主な内容についてご説明を申し上げましたが、歳入予算につきましては税源のより一層の的確な把握と課税の適正化に努め歳入の確保に万全を期するとともに、合わせて国県支出金等の効果的な活用にも配慮した財源を算定の上計上したところでございます。またふるさと甲佐応援寄付金につきましては毎年度予想を上回る寄付金額とはなっておりますが、制度等の見直しが行われることから予算を43億円から40億円と減額をいたしております。以上で今期定例会にご提案いたしております、各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長が説明をいたしますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第6 同意第1号 甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第6、同意第1号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

議事に入ります前に慣例によりまして教育長の退場をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは同意第1号についてご説明申し上げます。

同意第1号、甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、氏名、蔵田勇治。

令和8年3月6日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現教育長の蔵田勇治氏が、令和8年3月31日で任期満了となるため、再度、同氏を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは甲佐町教育長の任命についてご説明を申し上げます。教育長としてご提案いたしております蔵田勇治氏は昭和52年に東京教育大学を卒業後、同年4月から県教育職員として菊池・苓北養護学校から天草西・熊本・熊本西・苓洋・松橋高校・県教育庁体育保健課などを歴任されました。ご承知のように平成24年4月から3年間甲佐高校校長、また平成27年4月から7年間、令和6年12月から令和8年3月までで1年4カ月にわたり町の教育長としてその職責を担い、本町の教育にご貢献をいただいております。このような氏の教育行政に対する豊富な知識や経験と見識を高く評価しており、教育長として適任であると判断し、任命したいので議会の同意を求めるものでございます。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。同意第1号、甲佐町教育長の任命につき同意を求めることについてでございますが、ただいま町長の方から提案理由のご説明がございましたが、蔵田教育長は本町におきましても長年教育長を歴任されておりますし、本町の小中学校の学力等にも向上に寄与されていると思います。引き続き、教育長に任命することについては同意を求めることについては適任だと思いますので、以上の理由から賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第1号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第1号「甲佐町教育長の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長の入場を許可します。しばらく休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 同意第2号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（宮本修治君） 日程第7、同意第2号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 同意第2号についてご説明申し上げます。

同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めものでございます。

記、氏名、福井果林。

令和8年3月6日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員の宇都育美氏が、願いにより令和8年3月31日付けで退職となるために伴い、後任に福井果林氏を任命したいので、議会の同意を求めものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の任命理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。先に現教育委員の宇都育美氏が一身上の都合により令和8年3月31日付けで辞職願いを提出され、先般行われました教育委員会会議にて同意を得られましたことをご報告申し上げます。本日、教育委員会委員としてご提案いたしております福井果林氏は龍野小学校PTAにおいて平成27年度に総務部長、平成28年度に母親副部長そして平成29年度に母親部長を務められておられます。現在はヨガインストラクターとして活動される傍ら山ぼうしの樹犬猫の会副代表として町内の小学校において命の大切さを伝える教育活動に大きく寄与されておられます。このように氏は豊富な経験と識見の持ち主であり、また誠実・温厚な人柄で地域の人望も厚く、教育委員会委員として適任と判断し令和8年4月1日付けで教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求めものでございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時39分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。同意第2号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについてでございますが、ここであげられている福井氏はただいま町長の方から説明がございましたが、PTA活動の総務部長や母親部長などを歴任されており、経歴にも何分問題ないと思っております。そういった理由から何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから、同意第2号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（宮本修治君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日7日と明後日8日は議案調査のため休会、9日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時42分

3月9日（月曜日）

令和8年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和8年3月6日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開議 3月9日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 3月9日 午後4時29分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲 斐 高 士	副 町 長 三 輪 孝 之
会 計 管 理 者 渡 邊 友 美	総 務 課 長 兼 荒 田 慎 一
地 域 振 興 課 長 羽 祢 田 直 美	くらし安全推進室長 松 野 洋 幸
環 境 衛 生 課 長 田 上 和 広	税 務 課 長 宮 崎 貴美代
住 民 生 活 課 長 兼 町 民 セ ン タ ー 所 長 奥 名 雄 吉	健 康 推 進 課 長 高 原 貞 典
農 政 課 長 上 古 閑 一 徳	福 祉 課 長 白 石 亨
会 計 課 長 渡 邊 友 美	建 設 課 長 中 村 聡 健
企 画 政 策 係 長 本 田 幸 嗣	広 報 電 算 係 長 井 上 幸 介
教 育 長 蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長 内 田 健 司
社 会 教 育 課 長 内 田 健 司	農 業 委 員 会 事 務 局 長 上 古 閑 一 徳
農 業 委 員 会 事 務 局 長 上 古 閑 一 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 荒 田 慎 一
代 表 監 査 委 員 井 芹 雅 洋	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬 美善

4番 森田 精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は7名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に10番、宮川安明議員の質問を許します。

10番、宮川安明議員。

○10番（宮川安明君） おはようございます。10番宮川安明でございます。通告書に従いまして質問をさせていただきますが、本日の一般質問は、先ほど議長が申されたとおり7名でございます。その中で議長のくじ引きによりまして私が一番バッターということでございますので、責任の重さを感じているところでございますが、しっかりと一番バッターの役割を果たしてあとの6人の議員さんに引き継ぎたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。また執行部におかれては大変長時間になりますけれども、的確な明確な答弁をお願いしご協力をお願いしまして私の一般質問に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

まず最初に乙女台地の開発についてということで質問をさせていただきます。これまでの乙女台地の開発の経緯それから今後の計画というようなところについて質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。まず最初にこれまでの乙女台地開発に伴う経緯はということで質問いたしますので担当課の方で答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。これまでの乙女台地開発の経緯ということですが、平成24年度に人・農地プランの策定に伴う地域での話し合いの中で、乙女台地開発の農地の有効活用に伴う基盤整備について意見交換をされている状況にあります。その後、その意見等を踏まえまして平成26年度に県により基盤整備に伴う基礎調査業務を実施され、平成27年度には基礎調査事業の報告及び地域において基盤整備推進委員会の設立をされておられます。ただその後、平成28年に熊本地震が発生し、その影響により基盤整備推進委員会も一時中断をせざるを得ない状況となりましたが、平成29年度に今

後の基盤整備に伴う町と地元との意見交換会を開催して平成30年度に基盤整備に伴うアンケートを実施されている状況になります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） わかりました。この当時、私も地元の基盤整備推進委員会の委員として参加しておりました。平成28年に発生した熊本地震の影響により多くの方々及び農地が被災し、各地権者の方もその後の復旧・復興に尽力されたことを覚えております。基盤整備は今後の推進のあり方の検討のために平成30年度にアンケートを実施し、その結果を受けて基盤整備は未実施とできてないというふうに理解をしております。次に平成27年度甲佐町工業団地選定調査業務委託についてお尋ねしますが、町はこの調査業務を実施されておられますが、その業務委託の内容についてお尋ねを申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 平成27年度に町では甲佐町工業団地適地選定調査業務委託を発注しており、町内の土地について法的条件や地域の特徴、地区の状況などを踏まえた開発適地の調査選定を行っております。乙女台地についても調査選定を行っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） それでは平成30年度から令和7年度までの町の取り組みの内容について少しお尋ねを申し上げます。平成27年度のその調査業務の実施をされ、直後に熊本地震も発生しました。先ほどお話ししましたが、平成30年度には乙女台地基盤整備のアンケートの結果を受けて実施がされなかったということですが、もちろんあの時は本当に私どもの地域というのは大きな被害を受けまして、こういう言葉が良いか悪いか分かりませんが、それどころじゃないというのが現状ではございました。そこでのアンケートでもありますし、そのアンケートをどうこうということじゃないです。そういう事情もあったということをご理解いただきたいというふうに思いますし、町は平成31年から現在まで乙女台地を含めてどのような土地開発に伴う働き方をされておられるのか、当然私が申しましたようにまず復興ということで全町を挙げて復興に取り組んだ、そういう経緯がございますので、なかなか思うように行かなかったというのが私もわかっておりますけれども、それをあえてお聞きをしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 平成27年度のその調査業務ですね、甲佐町工業団地適地選定調査業務の委託の方を実施しております。その後発生しました熊本地震の影響により先ほどもお話をいたしましたけれども、平成30年度には乙女台地の基盤整備のアンケートの結果を受けて未実施となっているという状況でございます。熊本地震からの復旧復興などもありましたが、町では平成31年度から現在までの状況につきましては、熊本地震後の土地開発に伴う町の働きかけについては企業誘致では令和6年度に甲佐町企業立地

推進条例の一部改正を行い奨励金の見直しなどを行っております。また今年度につきましては甲佐町産業用地開発基礎調査業務委託を現在発注している状況であります。平成27年度に発注しております甲佐町工業団地適地選定調査業務委託の候補地についての一部再評価を進めているところでございます。また住宅地開発といたしまして甲佐町住宅地開発支援補助金の一部改正や甲佐町民間賃貸住宅建設補助金の創設を行っており、民間活力の推進を図っているところであります。乙女台地に関しましては平成28年の熊本地震の影響により一部の土地・座標のずれが生じたため、国及び県と協議を行い、再度地籍調査を令和2年度から令和6年度にかけて実施をしている状況となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） これまでの乙女台地の開発の経緯それから今後の計画等について担当課の方から答弁いただきましたけれども、改めて乙女台地開発に伴う町の考え方ということで町長にお願いをしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 乙女台地の開発にかかります私の考え方ということでございます。議員おっしゃいますとおり、この乙女台地の開発につきましては従来からの課題がございました。私も何らかのチャレンジを行っていきたいというふうに今考えているところでございます。そのような中で乙女台地、いろんな開発があると思っております。工業団地の整備であったり宅地開発であったり、まずは宅地開発につきましては、民間活力の活用を支援できるような体制や施策を今後も検討していきたいというふうにまずは考えております。直近の流れといたしまして乙女のある業者さんですけれども、宅地建物取引士ですかね、通称宅建という資格がございましてけれども、その宅建の資格をとって、その方は乙女台地に住宅開発をしたいというような思いを持ってその資格を取得された方がおられます。ただその方から私ご相談いただいたのはそのような思いを持ってますけれども、自分はノウハウがないというようなことでございました。現在、甲佐町の商店街に不動産会社グッドバイバイさんが進出されてこられまして、その会社は多くの実績を積み重ねて来られた業者でありますので、その両者を引き合わせまして今現在協議会を立ち上げていただいております。今後はこの協議会でその乙女の業者さんもノウハウ等を学びながら乙女の方にぜひ宅地開発等も推進していただければというふうに町の方も後方支援を行っているところでございます。それから企業誘致等につきましては今年度発注をいたしております甲佐町産業用地開発基礎調査業務委託などを参考にして、今後乙女台地の開発について協議検討を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） ありがとうございます。町長から前向きな答弁をいただきましたけれども、一般質問でございますのでやはり私と町長の政策論議でございます。私は私なりに政策に対しての考え方やまた提案等の考えもございまして、ぜひ今から申し上げたいというふうに思っております。改めて乙女台地に関する宅地開発に関する私の思いを申し上げますと、やはり町は町長がいつも言っておられる人口構造の適正化を図る施策を早急に

進めるべきだと考えております。甲佐町はこれまで交流人口や関係人口の増を図るために多様な政策を進めてきており、特にその鮎まつりでは4万人を超える集客があるなど、やはり取り組みの一定の成果が上がっていると私は認識をしております。またいろんな広告等においても甲佐町が非常に出てくるところが増えております。町の知名度はそういうことから上がっているというのは私は評価すべきことではないかというふうに思っているところがございます。それに対しまして定住人口の確保はと申しますと甲佐町の持続可能な発展にとって不可欠な課題であり、いつも町長が目指す人口構造の適正化、これに向けた方向性に合致してはいますが、思うように進んでいないように感じております。そこで今回乙女台地の宅地開発について提案したところですが、提案したその理由を申し上げます。1つは立地です。乙女台地はご承知のように城南のスマートインターチェンジから3分弱です。嘉島のイオンモール熊本からも15分ぐらいで着きます。そういう好立地な場所であるということが1つ、加えまして令和元年に田口橋が復旧し幅員も4.5mから7mに広がりました。中央線のある片側1車線の道路となったことで生活交通のレベルが格段に上がりました。今では朝夕はあの信号に停滞するように交通量が増えております。次にこのような立地に恵まれた場所にありながら地価はと、土地の値段はと申しますと、周辺自治体と比較すると比較的安いということですね。令和7年に熊本県が公表している地価調査の市町村別平均価格を見てみると、御船町が2万1,800円、嘉島町が3万6,000円に対して甲佐町は1万3,000円と御船町の6割、嘉島町の3割強です。近年の物価高の影響により建築資材は高騰し一戸建て住宅の建設費用は土地代を含めると4,000万円を超えるとも言われている中、甲佐町は土地が近隣よりも比較的安いことに加え、乙女台地はその形態から台地ということもあり一般的に地盤が安定していることから建築費用が他と比べてあまり上がらないのではないかとこのように考えます。それらを踏まえると町長が定住のターゲットとしている若い世代の方が他の場所で住宅を整備するよりも安く購入または建築できるのではないかとこのように思いますし、甲佐町は若い人で住宅をしやすいということが広がれば定住人口の確保が一気に促進されるのではないかと考えます。そのためには住宅開発が進む必要がありますが、この政策を進めるためには開発にあたっての懸案部分、例えば私がいつも申し上げているように排水の問題など、町が解決する必要があるのではないかとこのように考えます。もちろん排水問題などを町が解決する必要があるのではないかと考えますが、開発行為自体はやはり技術的な面もあることから民間の事業者の方が実施される必要があると思います。民間の事業者もやはり色々な懸案事項がある場所よりもある程度開発の見通しがつく場所を選択すると思いますので、その辺の部分で町が担う必要があるのではないかと思います。やはりこういうことはすぐに結論が出るものではないと思いますし、私からの今まで申し上げてきたのは提案です。この施工・遂行にあたってぜひこれは町長に検討していただきたいという思いを持って申し上げております。よろしくお願いをいたします。答弁は結構でございます。

次に入ります。次は農業政策について質問をいたします。まずは農業就農者の現状はということで10年前と比べてどうなのかということをお聞きしたいと思います。農業者は

2020年に実施の農林業センサスによると本町は個人・法人の経営体の数が547経営体となっており、65歳以上の経営主を見ると全体の65%を占めている、また高齢化や担い手不足により減っていると思うが耕作面積についてはそんなに減っていないかと思うんですよね。ということは農業者1人当たりの面積が増えているというふうに考えておりますが、その辺のところはどうなっているのか担当課長の方に質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。議員がおっしゃいますように2025年調査分の農林業センサスはまだ確定していないため、2020年調査分でお答えします。5歳刻みであります。経営主が65歳から69歳が103名、70歳から74歳が102名、75歳から79歳が71名、80歳から84歳が47名、85歳以上が34名で合計357名となっております。農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加もありませんが、議員がおっしゃいますように1人当たりの面積が増えていると思います。今年度設立10年になります農事組合法人が契約更新の時期でもありました。10年を迎えた6組織が契約更新を迎え、地域のかかなりの部分を担っていると考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 今担当課長のお答えにありましたように、これは2020年の調査でお答え願っているということは、まだ2025年は出ていないということは当然皆さん5歳は年取っておられるわけですよね。そうですね。だからもっともっと高齢化とかそういうところが進んでいるというふうに理解したわけでございます。次にそれじゃあ新規就農者について現状はどうなっているのかと、10年前と比べてでも結構ですし、新規就農者の5年間の計画はあると思うので、その新規就労者の方々の計画が達成をしているのか、そして1人で農業はできる、一本立ちできているのか、そしてその新規就農者に対しての次のステップへの支援等は考えておられるのかということを担当課長に質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。新規就農者についてですが10年前の平成28年度は1名でした。今年度は4名の新規就農者がいらっしゃいました。過去10年間を見てもみますと17名の方が就農されております。また計画の達成ですが、おおよそ半分の方が達成できていると認識しております。次にその後の支援についてですが、面談を行い県やJAからのアドバイスも行っております。次に新規就農者支援事業としまして経営開始資金として年間150万円の支援また補助率が50%、上限100万円として農機具や施設等の導入補助を行っています。これは機械等の高騰していることも考慮し、中古でも可能とし面談時に利用を促している状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 新規就農者の状況については分かりました。これから新規就農者の方が次に目指されるのは認定農業者だというふうに思うんですよね。認定農業者について質問をしますが、以前はこの認定農業者も私の記憶では100名を超えておりました。現在の人数はどれくらいなのか、それとやはり認定農業者とは本来どういうものなの

か、またどういうメリットがあるのかなどについて担当課長に答弁をいただきたい。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。議員がおっしゃいましたように以前は100名を超えていました。今年度は82名となっており高齢化も進んでいる状況です。本来、認定農業者とは町の基本構想に示された農業経営の目標に向けた経営改善計画を町が認定した方をさします。認定を受ければ経営所得安定対策で経営安定のための交付金、標準的な生産費と販売価格の差額が交付され、ゲタ対策やナラシ対策等の優遇があります。また融資に関しても農業近代化資金等の金利負担が軽減される状況になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） ではその認定農業者の中に認定農業者同志会というのがありますが、その活動はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。現在、会員数は41名となっており各部会が7部会となっております。しかしながら会員数も減少を辿っているため、今後はどのように会員数を増加させるのかが課題となっている状況です。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） これも会員数が減少しているということですが、そもそも今現在の同志会の活動についてはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。現在、各部会には先進地研修や視察研修などを促しておりますが、本来の仕事の忙しさや物価高騰等による資材高騰により参加が少ない状況となっております。町でも研修案内を行っていますが参加者が少ないため実施できていない状況です。そのような状況なので今後は認定農業者同志会も見直す必要があると現在考えているところです。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） ぜひですね、見直すべきところは見直していただきたいと思わずし部会等もいろいろあると思えますけれども、その辺も含めてやはり見直す時期に来ていると思えますのでよろしく願いいたします。では認定農業者も減少傾向にあるならば将来高齢化や担い手不足が生じる中で認定農業者や担い手がいない行政区も出てくると思うんですけれども、その辺の対応というのはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。担い手がいない行政区に関しましては兼業農家を地域の担い手と位置づけ、支援を構築していかなくてはと現在考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 分かりました。農事組合法人も私は同様だというふうに考えてお

るんですね。今年度農事法人の契約更新面積もどうなっているかということ、設立をした町としてはどのように考えられているかということ、町長は以前農業の流れを加速化し国の農業の憲法でもあると言われる食料農業農村基本法が25年ぶりに改正されたことに触れ、本町も高齢化が進み担い手不足もあり、現在の農業の転換期を迎えているというようなことを申されておりました。10年前に本町の担い手として法人化の設立を支援したこと、その法人も10年が経過し高齢化が進み法人及び個人を含めてどのような対策で農業のあり方を持っておられるのか、地域計画も含めて本町の農業の方向性、今一度検討する時期と発言されました。その件も含めてどのように考えておられるか、まずは担当課長の方にお聞きをしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。担い手がいない行政区に関しましては、先ほど言いました兼業農家を地域の担い手と位置付け支援を構築していかなくてはと考えております。農事組合法人の今年度の契約更新面積に関しましては前回の10年前と比べ約87%となっております。農事組合法人も高齢化が進んでいることも事実でありますし、産地交付金に関しましては法人に有利なブロックローテーション化もあります。しかしながら繰り返しになりますが高齢化が進んでるのは事実です。農事組合法人も共通の認識を持つよう話し合いの場を開催するよう検討しています。そのような中で今後活かせるよう将来は法人の広域化も視野に入れたところで町も考えてはなくてはいけないと思っております。小規模農家、兼業農家の支援も視野に入れ、今後構築していかなければならないというふうに思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方から今後の農業の方向性についてということでお答えさせていただきます。議員おっしゃられますとおり、議会の中で以前私は農業者の高齢化等も踏まえた中で非常に農業については大きな転換期を迎えているというようなことでこの議会で発信しております。そのような中で現在の私の農業に関する考え方ということでございます。実は昨年10月に私出張で2回ほど台湾に行きました。台湾に行って台湾の農地を見た時にこれは日本と台湾というのは立地が違いますので一概に比較はできませんが、その時に私が感じたのはこの日本の農地の素晴らしさですねというものを改めて実感したところでございます。その時に合わせて思ったのがこの例えば日本、甲佐町ですね。甲佐町の農地というのはやはり先代からしっかりと引き継いできた貴重な宝物であるというふうに合わせて感じたところでございます。この農地につきましては農業作物を作る生産基盤はもとより、例えば美しい自然景観を形成する要素の1つでもございますし、あとは水害時等には一旦水を貯水すると言った貯水的な機能もございます。また地下水涵養と言った機能も備えております。このように農地は非常に多面的な機能を有する施設だというふうに認識をしております。このような多面的な機能を有する農地、これにつきましては先ほど私も言いましたように、これは本当先代から受け継いできた甲佐町の貴重な宝物であるということでこれを位置づけて、これを甲佐町の貴重な宝にはしっかりと磨きをか

けながら、そして将来の甲佐町、後世にしっかりと受け継いでいく責務を私たちは有しているんじゃないかというふうに感じているところでございます。これは実は先週全員協議会で本田議員の方からも町長の今後の町の計画に町長の考えを反映させているかということで、農地を貴重な宝ということは今後の計画にも位置付けさせているところでございます。このような考えで今後の農業政策を考えた時に、果たしてこの農地を後世にわたって引き継いでいく役目があるのが役割を果たす担い手というのが今までとおりの認定農業者だけなのか、それから農業法人だけなのかと考えた場合は果たしてそうではなくて、やはり小規模農家の方々であったり兼業農家の方々であったり、そういった方々もその役割を十分果たしているということにつながりますので、今後はそういった兼業農家の方々であったり、小規模農家の方々に対しても何らかの支援を町として構築していく必要があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。合わせましてこれまで同様、稼げる農業として当然認定農業者、農業法人そういった稼げる農業にもしっかりと支援をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） ありがとうございます。これも一般質問ですので、政策論争でございまして、私の考えを少し述べさせていただきます。町長の思いは先ほどの答弁で分かりましたが、今回複数の質問をし、それぞれの状況について答弁をいただきました。理由といたしましては改めて町としてもこの現状を把握していただき、それをやはり危機的な状況というふうに町長捉えていただきたいという思いでございます。今後の農業振興政策の実現に向けて早急に動き出していきたいという思いからでございます。今まで頂いた答弁を整理させていただきますと10年前に比べると明らかに耕作放棄地も増加しておりますし、それに対して担い手となる農業者が少なく新規就農者がいらっしやるものの認定農業者が高齢化し農業者全体も減少していると。さらにこれにより一農業者の耕作面積も増え無理が生じてきており耕作できない農地、いわゆる耕作放棄地も増えていると言った近々の課題が生じていることだと思います。このような現状を言葉にしますと非常に大変難しい状況になりますし、私も地元の農事組合法人アグリたぐちの組合長をしておりますので法人自体が農地保全に懸命に努力していることや、それでもなおこのような危機的な状況があることを切に実感しているところでございます。ぜひそういう意味からも早急に取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。先ほど町長の答弁で農地は甲佐町の宝だということを言われましたが、私もそのとおりだと思いますし、農地を守ることは地域農業の振興だけではなく地域社会を守ることにつながると考えます。是非これまで守ってきた農地を将来に引き継ぐための施策を具体化していただきたいというふうに思います。私の要望としましては町長もおっしゃられるとおり、やはり農業は甲佐町の基幹産業でありますので、この農業が衰退するということは町自体の衰退につながります。逆に農業振興が進めば町全体の発展につながると思いますので農地を守るということだけでなく甲佐町の発展的な農業振興に対する施策もぜひ展開していただきたいというふうに思います。色々申し上げましたが農地を守ること、また発展的な農業振興を行

い儲かる農業につながることはこの2つがまず大きな柱としてあると思いますので、今後ビジョンの策定にあたってはまず町の農業をどうしたいのかを整理していただき、その上で目指す姿を実現するために各種施策を進めていただきたいというふうに思います。その各種施策を進める上で考えていただきたいのですが甲佐町には色々な農業者がいらっしゃいます。担い手が少なくなっている現在においては小規模農家や兼業農家はもちろん、農地を守り今後の農業を振興する上で大切な担い手ですし、各地域の農業組合法人も本当に賢明で地域を守るために努力をしていることから、それぞれが今後展開する施策も必要だと考えます。それと合わせてやはり担い手を増やすためには町長もおっしゃるように儲かる農業の推進が必要だと思いますよ。儲かる農業を目指す農業者を支援することも重要だというふうに考えるところでございます。このことは生産性の向上または農業生産の効率化、付加価値化といった発展的な政策を具体化した上で推し進める必要があるのではないかと思います。町長の思いは先ほども言いましたけれども私も同じです。特に町長は常日頃から町全体の重要課題を人口構造の適正化と言われます。私は現在の甲佐町の農業の危機感を感じており農業政策の進展もこの人口問題と並ぶ重要な課題であり早急に取り組むべき必要があるというふうに思います。今後ビジョンも策定されるということでもありますので、今後の農業振興に期待をいたしまして私の農業政策の質問とさせていただきます。答弁は結構でございます。

次に最後の質問ですけれども、役場庁舎の整備についてを質問いたします。まず役場庁舎の建設年月日および建設後の改修についてどうなっているのかを質問いたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは庁舎建設年月日および改修等についてお答えいたします。本庁舎は平成17年4月に完成をしております建設から20年が経過したところでございます。また改修等の状況でございますけれども、令和2年度に庁舎屋外防水外壁改修工事また令和4年度に庁舎駐車場の舗装工事、令和6年度に冷温水機分解整備また本年度に庁舎議会棟の照明設備LEDについて改修工事を行っているところでございます。なお今後も整備の経年劣化に伴います整備の更新や予防修理を行っていくこととしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 20年経過しているわけですね。やはり課長おっしゃったように経年劣化や設備の更新、予防修理という必要性は出てきているということに認識をいたしました。では私がこの役場庁舎に関わる懸念と言いますか、自分なりにこうした方がいいんじゃないかなというようなことについて4点ほど質問をさせていただきたいと思います。まず最初に会議室が足りないじゃないかという思いを持っております。現在会議等で使える会議室は生涯学習センターのホールそれから研修室、視聴覚室、庁舎内の2階の会議室それと議会棟のその委員会室それと下のろくじ館の研修室ということになっておりますが、生涯学習センター側はやはり一般の町民の方々が利用されるため、おそらく聞くところによりますと非常に予約でいっぱいを使うことができないということが多々あるという

ふう聞いております。2階の会議室や委員会室、ろくじ館の方もやはり予約が多いということで、その結果、急に決まった会議等で会場がないということが起きているというようにもお聞きしております。そういうことを踏まえたとやはりあと最低でも2箇所程度、20名か30名ぐらいの会議ができる会議室が必要じゃないかというふうに考えているところがございますけれども、その辺についてお答え願えませんでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは会議室の使用状況等についてお答えをさせていただければというふうに思います。宮川議員おっしゃるとおり庁舎に会議室という分については1階と2階、各1箇所の会議室しかないということになっておりますので会議室が不足しているというふうには考えているところがございます。ただ会議等につきましては先ほど議員おっしゃいましたとおり本庁舎にある会議室また生涯学習センターまたこの議会棟とろくじ館等の会議室、研修室等を使用させていただいておまして、先ほど言われましたように急な会議という部分については関係課・各課で連携を取りながら時間の調整等を行いながら会議室の不足については対応させていただいているところがございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 各課連携を取りながらというけれども、非常にもう無理をしてるんじゃないかという思いで質問をしておりますのでその辺を考えたいと思います。次に打ち合わせ場所の不足ということで質問をいたします。やはり私も私事で申し訳ないけれども、先日一般質問の打ち合わせをしようとしてどこで話したらいいんだろうかということで副町長がいらっしゃったんで副町長室をお借りしましたけれども、そういうことで重要な打ち合わせとか特に庁舎内でやはり機密事項等を話し合う場所が今のところあの通路に面しての机越しというのか、それしかなくて話す内容が周囲に聞こえる可能性もありますし、また旧喫煙室は窓もあり周囲には声が聞こえにくいでしょう。しかしですね入口がドアガラスであるために誰が打ち合わせしているのか見えてしまいますし、また町民の方から見れば何をしてるんだろうかというような誤解を招く可能性もあると思うんですね。そういうことでやはりそういう打ち合わせの場所、4、5人で話せる場所も私は必要じゃないかというふうに考えるわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは打ち合わせする場所の問題等についてお答えさせていただければと思います。現在各課前にありますスペース、またギャラリーモールに置いてありますテーブル等で打ち合わせすることが多くなっているところがございます。宮川議員おっしゃるとおり、打ち合わせの内容次第では個室での対応が必要になるということは承知しているところがございますけれども、先ほど答弁がありましたとおり会議室も限られているところから今の状況になっております。先ほど会議室の不足また打ち合わせ等の場所についても再度課内で庁舎内でしっかり検討していきたいというふうに考えているところがございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 次に駐車場の問題についてお尋ねをいたします。この駐車場不足は以前から問題になっているというふうに思いますが、生涯学習センターホールで広域的なイベントなどを行おうとした場合にやはり駐車場が足りないんじゃないかというふうに懸念するケースがあります。それによって開催を断念しなくてはいけないというようなこともあるんじゃないかと思うんですね。また公用車についても今の現状は全部と申しませんけれども、青空駐車場、青空駐車になっている状況になっていますが、やはり安全面から見ても公用車を青空駐車していいものだろうかというような点もありますので、ぜひ早急な駐車場整備が必要ではないかと思いますがこの点についてお答えを願いたい。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは駐車場の問題についてお答えをさせていただきます。議員おっしゃるとおり生涯学習センターの大きなイベント等については職員の駐車場を併用しているためにどうしても足りないという部分が出てくることもあります。そのためにイベントがある時については職員に対して通勤時に乗り合わせてくるとか公共交通を使ってくださいというような呼びかけは行っているところではございますけれども、なかなか普及がするところまでは至ってないところでございます。そのため駐車場の不足につきましては今定例会に上程をしております補正予算の中で駐車場等の用地購入といたしましての費用を計上させていただいているところでございます。その場所につきましては購入予定地といたしましては南側駐車場に隣接しております今ローソンがありますけれども、その裏のところを予定しているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 課長の答弁でありました新しい駐車場の用地購入を検討しているということですが、それでは私が提案ですよ。新たに駐車場を確保するんであればそのローソンの裏とおっしゃっているけど、あそこに立体駐車場を使ったらいかなのかなという思いですよ。というのがやはりここは非常に水害・災害時・洪水被害時に車の一時的な車中泊というか、そういうところがあれば利用できるし、これは提案ですのでどうでしょうかね立体駐車場。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） では新たな駐車場の整備についてということでお答えさせていただければと思います。宮川議員おっしゃるとおり立体駐車場とすることで、洪水被害等時に一時の車中泊等の避難場所となることは考えられます。そういうところも踏まえまして今後駐車場整備にあたりましては関係課で協議検討を行いながら進めていければというふうに考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 最後になりますけれども、もう1つだけ、どうしても私は懸案になっているところが休息スペースそれとシャワー室、このシャワー室はございますけれど

も、今庁舎には休息スペースがない状態だというふうに見ております。やはりこう職員の方々の福利厚生を考えた場合に休息スペースというのは必要だと考えます。またこれはお聞きした話ですけれども、会議や出張の際に早めに昼食をとる場合にそういうスペースがなくて自席で食事をするためにやはり職員の方からすれば町民の方々から見る目を気にされてやはり良い印象ではないというふうに思いますし、やはりそういう飲食ができるスペースが必要ではないかという。それとシャワー室についても私も見せていただきましたけれども、あれじゃあ利用はしませんよ、利用ができる状況のシャワー室ではないですよ。この2点について質問いたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは職員の休息場所及びシャワー室についてお答えをさせていただければというふうに思います。議員おっしゃるとおり現在、昼休み中、食事につきましては各自で各自分たちの席で職員が多くいることは承知をしております。また職員の休憩場所としては1階の会議室を使用できるようにしておりますけれども、スペース等の問題もありまして現状はなかなか利用はないという状況でございます。シャワー室につきましても2階に設置をしておりますけれども、こちらも議員おっしゃいますとおり、なかなか利用がない、していないという状況でございます。そのために今まで答弁いたしました先ほど申し上げましたが、会議室また打ち合わせ場所と職員の駐車場と休息場所、シャワー室等の問題につきましては、職員の意見を聞きながら職場の快適な環境作りに努めていきたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは庁舎整備についての私の考え方を述べさせていただきます。先ほどから宮川議員からご指摘のとおり、私も会議室また休憩場所等が足りないことは認識をしているところでございます。また職員駐車場におきましても先ほど総務課長が答弁しましたようにローソン裏の用地を駐車場用地として購入を予定しているところでございます。まずは職員の駐車スペースを確保するためにつとめていきたいというふうに考えておりますし、宮川議員から提案がありましたように立体駐車場の整備につきましては今後関係課と協議を行いながら整備方針を決めていきたいと考えております。次に庁舎整備についての考えでございますけれども、現在、健康推進課それから環境衛生課が別の施設での業務にあたっておりますので、業務連携の強化や全町的な効率化また住民及び利便性の向上から考えますと、本庁舎に集約した方がいいのではないかと私も考えているところでございます。そのためには庁舎の増築が必要不可欠なことだと思っておりますので、宮川議員が懸念されている問題等に対しても解決できるのではないかと考えております。そこで令和8年度に健康推進課・環境衛生課の集約化も含めた庁舎整備検討委員会を立ち上げ、協議・検討を行っていき庁舎整備計画を作成していきたいと考えております。また庁舎整備計画を作成するにあたっては議員各位に随時ご説明させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 宮川議員。

○10番（宮川安明君） 役場庁舎の整備について質問をさせていただきましたが、ただいまの町長の答弁にございましたように、令和8年度に庁舎整備検討委員会を立ち上げ、協議・検討を行っていくという町長の答弁でございました。その際やはり職員の皆様の意見を今私が申し上げた以外にも色々と問題があると不便な点があると思いますので、ぜひその辺を取り入れながらやはり働きやすい環境になるようにやってほしいというのが私の思いでございます。なぜなら私が以前から言っているようにこういう組織と言っちゃいけませんけれども、やはり人ですよ。人を育てると、基本はそこなんです。だからそういう職員の方がしっかり働けるような環境を作って欲しいという思いで質問させていただきましたし、また非常に職員に成り手が無いという現状でございますので甲佐町の庁舎は非常に働きやすい環境になっているということが職員の募集の時にでも非常にいいことにつながるのではないかとこのように思います。そして職員の皆さんが笑顔で元気に働けるように、町長もそのいつも庁舎内を笑顔で元気に歩いていらっしゃいますので、その後に職員の方がこぞってついてくるような職場を作っていただけるように切に切にお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで10番、宮川安明議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時10分から開会いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。早速ですが、一般質問通告書に従い、質問を行ってまいります。よろしく願いいたします。今回の一般質問は3項目を予定しております。順次行ってまいります。まず第一に放置竹林に対する対策についてであります。町内の竹林の状況は把握されているのでしょうか。面積や管理はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします 熊本県民有林資源調査書、令和7年4月発行版によりますと、本町は林野面積2,557ヘクタールあり、そのうちの143ヘクタールで約5.6%が竹林面積となっております。管理に関しましては各個人で管理され、所有者の高齢化により放棄されている竹林もあると思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 続いてであります。放置竹林の拡大防止対策ということで今課長の方からも答弁いただきましたが、所有者の高齢化により放置をされている状況が広がっ

てるのではないかというような懸念があるというお話だったと思います。上豊内において昨年8月豪雨により竹林が崩壊して2件が全壊となっております。お一人の方が被害を受けてお亡くなりになられた場所も放置竹林の崩壊による影響でありました。また町の貴重な観光資源であるやな場近くの急傾斜地の崩壊も竹林の崩壊であったというふうに思います。その隣の場所も急傾斜地特別警戒区域になっていますが、ここも放置竹林になっているというふうに考えます。この場所の隣は県道三本松甲佐線がありますし近隣は住宅が複数建っているところになります。今年の梅雨時期や台風シーズンにおいてこの場所が崩壊しないだろうかと住民は心配しているところです。町全体の竹林の状況についてと、放置竹林の拡大防止対策はどうなっているのか説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。現在、町全体の竹林は一部の筍出荷を目的とした竹林以外は放置竹林であり面積が増加していると思います。これは竹林への関心も薄くなり、また手入れを行う方の高齢化も関係し生活様式の変化により薪や炭などの需要が減少したことも関係していると思います。町としましても林野庁によります里山林活性化による多面的機能発揮対策による需要があります。本町に起きましては上早川地区と下豊内地区でその事業を活用されています。この事業内容を申しますと3つのメニューがあります。その中の竹林資源活用として地域活動型への支援です。一般的にスギ・ヒノキが植林されず森林経営計画が策定されていない0.1ヘクタール以上の森林が対象で森林所有者等の3名以上で構成された組織での活動に対し支援されるものです。3年間の活動期間が定められてありますが、国・県・町からの支援があります。条件にもよりますが補助額はヘクタールあたり最大で33万2,000円となっております。この事業を活用し住民の方たちが放置された竹林の整備や里山林にまで広がった竹や笹を除去したいや、竹林整備を通じて得られた竹等を生かしたいなどの要望を地域住民等が連携した竹林整備等と竹林資源の活用を支援するものです。今後もこの事業を多くの方が活用できるよう広報やホームページ等で広く周知していきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町内の先ほど上豊内の状況をお話ししましたが、町内の急傾斜地の崩壊危険区域に合わせて放置竹林というのが広く存在してるのではないかというふうに思いますが、そういった状況の把握というのはされていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えします。急傾斜地において放置竹林があるのではないかというご質問でございますけれども、現在土砂災害警戒区域については県で指定されているものでございまして航空データ資料、こういったものをもとに高さが5m以上で斜面角度が30度以上となる箇所が抽出されているものでございます。甲佐町管内で土砂災害警戒区域として258か所が指定されておりますけれども、指定された区域は指定された区域地番以外の情報はございません。土砂災害警戒区域に放置竹林があるかどうかということは不明でございます。現状としては8月豪雨により崩壊した箇所以外にも竹林としては多

数存在するものということは考えられるところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今私がお尋ねしましたところでは状況の把握はされていないということで考えてよろしいわけですね。分かりました。竹林の状況の改善、そういった点で先ほど農政課長の方から答弁がありました。これは林野庁が行っている事業というのは全国的に行われているというふうに思います。そういった点で進んでいるところもありますが、自治体独自で助成を行っているということで竹林の崩壊と言いますか、放置竹林の拡大というところを自治体独自でやっていच्छるということで、先ほど課長の方から説明がありましたかもしれませんが、和水町の場合は荒廃竹林整備事業助成金ということで林野庁が行っているものとはまた別の形で支援が行われているというふうに私の調べる範囲ではありました。また近隣の山都町や美里町においても竹林整備についての支援活動は行われているということで私が調べた範囲ではそういうふうになっております。今、課長の答弁がありました。甲佐町においても上早川と下豊内で里山林活性化による多面的機能発揮対策の事業として行われているということで、今2箇所だけなんですけれども、まだ放置竹林については町内に広く存在しますので、これらを整備するにはやはり行政からの働きをもっと強くしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。そういった意味では私はまだまだ行政としてやれる部分というのがあるのではないかとこのように思います。放置竹林につきましては農政課長の方からのお話がありました。町長としては放置竹林の問題についてどうお考えなのか伺いたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 放置竹林の対策ということで、私もこれは重要な対策であるというふうに認識をしております。放置竹林の対策につきましては先ほど担当課長からも答弁がありましたように林野庁による里山林活性化による多面的機能発揮事業を活用していただいて放置竹林が減少するよう進めていきたいと思っております。そのためにはこの事業をもっと利用する方が増えるように広報やホームページなどを通じて広げていきたいというふうに考えております。併せまして町独自の支援策等についてもその可能性等について十分検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） それでは次の質問に進みます。2番目の質問として自衛隊への住基情報についてであります。過去質問として令和5年6月議会において同様の質問をしておりますが、住基情報の除外申請は必要なことというふうに考えております。当時の質問と答弁等を振り返ってみますと、町から自衛隊に対して住基情報を提供しているというのは法的な根拠として自衛隊法第97条1項に自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務が法定受託事務と規定されていると、もう1つは自衛隊法施行令120条に防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認められる時は資料の提出を提供を求めることができるということ根拠とされております。しかしその当ても除外申請を受け付けている自治体というのは県内においても熊本市・菊池市・宇土市・天草市・大津町と5

つの自治体が除外申請の受付をやっておりました。その時の町長も除外申請が受け付けている自治体があるというのは承知しているけれども、町としては除外申請導入については考えはないというご答弁でした。もう1つ私は兵庫県の弁護士会が意見書を出しております。その内容については憲法第13条で保障された人格権のうち、プライバシー権及び住基基本台帳など個人情報保護法制度の正誤性に十分検討をすることが求められること、少なくとも提供を希望しない市民については提供対象から除外することを可能とする制度を設けるとの意見書です。約3年ほど経過しての現在の状況ですが、私は変化をしているというふうに思います。除外申請を受け付けている自治体が増加しております。県内においては荒尾市・八代市・合志市・上天草市・益城町が新たな除外申請を受け付けている自治体となっております。これまでの5自治体と合わせて10自治体となっております。除外申請が必要との認識が広がっている結果であるというふう

に思います。除外申請を受け付けている自治体の増加は根拠があつてのことであると考えますが、その法的根拠は町として何と捉えておられるのかご答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 法的根拠といったご質問でございますが、これは自衛隊法それから自衛隊法施行令ということで、先ほど議員がおっしゃったように法的な根拠があつてのことであると考えております。また議員がおっしゃった法令の他に、令和3年2月に防衛省と総務省と連名で自衛官等の募集事務に関する資料の提出について通知が出されまして、これは住民基本台帳にある情報の一部の写しを用いることで募集事務に必要な氏名・住所・生年月日・性別といった4つの情報を資料として自衛隊に提出することは自衛隊法及び施行令に基づいて可能と明記をされてございます。そういったことで町でも18歳と22歳になる方の個人の情報の一部を毎年自衛隊に提供しております。しかしこの通知は自衛隊法に基づく、すみません地方自治法に基づく技術的助言とされておりますので、自身の個人情報が自衛隊に提供されることを望まない方へのあくまで配慮から各市町村の判断において自衛隊に提供する資料から自分の個人情報を除外する申請を受け付ける市町村がいらっしゃる、出てきていると言ったことではないかと推測をするところでございます。近隣におきましても試験案内の自衛官等の試験案内のホームページに合わせまして4つの情報を自衛隊に提供していること、その法的な根拠、自身の情報を名簿から除外する申請方法などホームページに公開される動きがございまして、今後近隣の動向など情報収集も行いながら情報提供がいいのか閲覧がいいのか、どのような自衛隊との協力体制が適切であるか含めて個人の情報への配慮も考えも踏まえまして、どのような事務が適切なのか考えて参りたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 私もお話をしましたが住民生活課長も今答弁の中でありましたように自衛隊への住基情報の提供というのは自衛隊法97条1項また自衛隊法施行令120条を根拠としているということではありますが、除外申請の法的根拠ということについては触れられてなかったかなというふうに思います。除外申請の法的根拠は憲法第13条によって保

障された個人情報保護の観点からであるというふうに思います。このことについては先ほど紹介しました兵庫県弁護士会の意見書の中でも表せているものというふうに思います。憲法第13条は個人の尊重と公共の福祉ということで、全て国民は個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の場で最大の尊重を必要とするというふうな法令憲法の条例であります。私は町が特定の年齢の住基4情報を毎年提供される、本人の意思に関わりなく自衛隊に提供していることをホームページなりにおいて公表することが必要であるというふうに思います。また提供して欲しくない方からの除外申請を受け付けることがまた必要であるというふうに考えますが、その点についてはいかががお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の考えを述べさせていただきます。その答弁に入ります前に答弁とは関係がございませんが情報提供ということで、実は昨日、宇城上益城管内の自衛隊入隊予定者の激励会というのがたまたま今年が会場が甲佐町の生涯学習センターホールで行われました。令和8年度入隊予定者ということで宇城上益城町管内で26名の方がおられまして、そのうち甲佐町出身の方は3名おられたということでございます。これはすみません、答弁とは関係ございませんが情報提供 ということでさせていただきます。自衛官等の募集事務に必要な資料の提供につきましては県内各市町村で現在様々な動きがっておりますので個人情報保護の観点も踏まえまして現在、社会情勢に照らしてどのように自衛隊に協力していくことが適切かどうかを判断し、検討そして早期に結論を出すようにしていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町長のご答弁もありましたが、しっかり検討をいただいて曖昧になっているところもあるかと思しますので、そういったところもしっかりお考えになってどうするかということで結論を出していただきたいというふうに思います。

続いて最後の質問であります町ホームページの改善はもっとできないのかということでお尋ねいたします。昨年の3月定例議会において町ホームページの状況やあり方について一般質問を行っています。1年が経過して町ホームページがどう進化したのかお尋ねしたいというふうに思います。今回の3月定例会議案の中に甲佐町過疎地域持続的発展計画がありますが、その中の24ページの地域における情報化に情報発信のデジタル化として町では町公式ウェブサイト平成13年、2001年9月に開設し情報発信を行ってきた。見る人の目的やライフイベントごとに目的の情報にダイレクトにたどり着くことができるよう広く情報提供をしてきたが、情報の受け手側が主体的に動き情報にアクセスしなければならないなどの課題がある。今後は他の情報手段と合わせて発信するなど多重化し情報の浸透を図る必要があるとあり、またその対策の方では行政サービス向上のためには町から発信する情報をできるだけ多くの住民に浸透させる必要がある、町公式ウェブサイトについては常に最新の情報を掲載できるよう既存記事の内容見直し等を踏まえた見やすい分かりやすいウェブサイトの運用に努めるとともに、町公式SNSやメールアプリシステムと連携し、

ウェブサイトの運用に努めるとともに町公式連携ウェブサイトの更新状況等を幅広い人に発信すると記載されております。ちょっと長くなりましたが引用しました。私自身はこうしたデジタル情報やデジタル用語に疎い方だと考えておりますが、こうした内容も多くの町民に分かりやすく理解が広がるように考えていただきたいと思うわけです。いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） お答えします。町公式ウェブサイトホームページについて現在の画面様式は平成28年度から運用をしており、公開から9年となっております。住民の皆様が必要な情報を迅速かつ正確に得られる環境を整備するため、現在システム業者とリニューアルに向けて協議を進めており今年度末よりトップページのデザインの変更を開始し次年度の上半期にかけて内部システムの移行を予定しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） ネットを見ますと全国の自治体のホームページを見ることができます。見やすいページ、わかりやすいページ、調べやすいページなど、それぞれの自治体が工夫を凝らしてページの改善を図っていることがわかります。一方で甲佐町のホームページはどのような改善が図られているのでしょうか。画面様式は作られた時点からの進歩はあっているのでしょうか。ホームページのあり方をどのように進化させて来られたのか質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） お答えいたします。ホームページについては現在の画面様式での運用開始以降、古民家リノベーション、ふるさと納税、空き家バンクといった新たに生まれた事業や防災マップのバナー、災害発生時には情報をまとめたリンクを追加表示するなどの改良を行ってきております。また県内自治体の状況を見てみますと、必要な情報を迅速かつ正確に得られる機能と地域の魅力発信とのバランスの取れたサイト運営がなされており、本町も改善を図ることとしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 間違っていなければ町公式ウェブサイトは開設から約26年経過しております。今答弁がありましたがページの改善というのは進んでいるというふうにお話があったと思いますが、私が県内、全国でもそうですが各自治体のホームページを見ますとやはりそれぞれに違いがあります。やはりしっかり町をアピールしてやはり県内の皆さん県民の皆さんに自治体を訪れてもらいたいというようなことでアピールしている町内の風景を大きく表している自治体のホームページもありますし、やはりホームページを改善しようという意欲というか、それが見られるところがいくつかの自治体であります。甲佐町のホームページを見ての見る人側からの評価、甲佐町のホームページの良い面、良くないんじゃないかという面と、そういった意見とかいうのは町には届いてきているのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） お答えします。現在の町ホームページはスマートフォンやタブレット端末からのアクセスが増加している中でアクセスされる機器の画面のサイズに応じ画面サイズを最適化する機能となっておりますが、今後は視認性や情報の整理、検索機能を強化しながら色鮮やかな景色や活気に満ちた風景の画像や動画をリンクさせるなど地域の魅力発信手段となるよう改善を図ることとしております。またホームページの評価につきましては担当課で作成した記事に対する問い合わせを受けるフォームを設けております。そちらからご意見等をお受けできるようになっており参考にさせていただきながら記事内容の改善を図ってきております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） そういうふうに町のホームページ、甲佐町のホームページを見てのいろんな意見というのは例えば1年にどれくらいあるのか、そういったところは統計とどうかされていますか、どうですか。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） 統計と言いますかアクセス数では把握しておりまして約年間100万件のアクセスをいただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 県内の主に市町村の中で町の自治体のホームページを見てみますとそれぞれに改善をされていることが分かります。例えば大津町はホームページの第一面に次のようなコメントが載せられています。「ここは、毎日見たくなるホームページ。大津町は、自然が豊かで、スポーツも有名で、人口も増加している町。でもその言葉だけでは大津町の良さは伝わりません。大津町公式ホームページは、あなたにもっと大津町のことを知ってもらえるような、毎日見たくなるような情報を用意しています。あなたに大津町のことをもっと知ってほしい、そんなホームページです。」と自信たっぷりにコメントを出しております。どこの自治体ホームページでも町の特徴的な景色やイベントが掲載されていて町のイメージをドンと見ていただくことに力を入れている印象があります。甲佐町のホームページも見やすくなった、毎日でも見たいなど、ホームページの進化を促進していただきたいというふうに思います。最後に町長、すいません何度も、この件に関する町長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 町ホームページの進化の促進についてでございます。議員がおっしゃられますように大津町をはじめ各自治体の特徴的な景色やイベントをホームページに掲載して魅力的な情報発信に努められていることは私も承知をいたしております。ホームページは住民の皆様が求める情報を分かりやすく整理して、そしてアクセスしやすい形で提供する役割もありますが、町の魅力を効果的に伝える重要な手段でもあります。これらのバランスを取りながらではございますが、色彩豊かな町の景色や活気に満ち溢れたイベントの写真等をふんだんに盛り込みながら見てもらえる、見たくなるそのような魅力的なホームページを作っていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 中村係長から先ほど答弁がありました。甲佐町のホームページに対するアクセスというのは100万件あるということで、本当に多くの方がこのホームページを見ていらっしゃるというふうに思います。ホームページの内容の改善がもっと進んでいけば見る人も増えていくし、また甲佐町を訪れる人も増えていくし、またそのふろさと納税にも関係することにつながるのではないかとこのように思います。関係する職員の皆さんのホームページの改善と言いますか、魅力あるホームページ作りについて頑張ってくださいようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐良二でございます。一般質問通告書に沿って順次質問を進めさせていただきます。本日私は3点についてお尋ねをさせていただきます。まず1点目は宅地開発と定住促進に向けた取り組みの強化について、2点目はスポーツ団体等への合宿受け入れ先の確保について、3点目は観光協会組織再編についてでございます。この3点につきましましてはいずれも2023甲斐町長のマニフェストに記載されている項目でございます。1点目の定住促進につきましましては現在取り組まれておられます。その後どうなったかというお尋ねであります。それから2点目、3点目につきましましては令和8年度からまた取り組まれていくということでございますので今後の方向性を尋ねたいと思っておりますので担当課もしくは町長のご答弁をよろしく願いいたします。昨今、自治体間におきまして移住それから定住促進という名のもとに、とりわけ若い子育て世帯の方々を獲得し合っているように感じております。しかし厳しいですがその若い世代に移住していただかなければ町の発展も望めないし、様々な行政運営にも支障が出てくるのではないかと感じております。この獲得しあっていくということに本当厳しいですけれど勝ち残っていかなければいけないんじゃないかなというふうに感じております。そのためにもまず受け皿となる定住促進団地の確保それから宅地開発に関わります甲佐町開発行為等支援要綱などの充実が必要ではないかとこのように感じております。そこでまずお尋ねいたしますが、現在、本町における定住促進団地というのはどこにいくつございますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） お答えいたします。現在の定住促進指定団地は9か所ございまして、緑町団地、緑川団地、麻生原団地2箇所、田原区の森の住宅、北早川区の

サングリーンニュータウン、芝原区の3団地でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま答弁がございました。現在本町におきましては9箇所指定団地があるとのことでございます。宅地開発に関わるこの甲佐町開発行為等支援要項は以前私も9月議会で質問をさせていただきましたが、平成9年の制定からおよそ30年間改正がなされていないままですね、先の令和6年度に民間業者により魅力的な要綱にということで改正がなされました。また合わせて賃貸住宅建設補助金の交付要項、これも新設されているところでございます。それではそれぞれの補助金住宅開発行為等支援補助金それから民間賃貸住宅建設の補助金、これの申し込み状況や整備状況はいかがになっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 令和6年度以降の申し込み件数等につきましてお答えいたします。まず住宅地開発行為支援補助金につきましては相談はあっておりますけれども、現在までに申し込みはあっていない状況でございます。次に民間賃貸住宅建設費補助金に関しましては6件申請があつておまして、整備状況といたしましては今月末までの整備見込みを含めると11棟28戸となっております。整備箇所といたしましては見込みを含めたところで申し上げますと、岩下に1棟、横田に1棟、府領に1棟、芝原7棟、吉田に1棟という状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 民間賃貸住宅建設補助金に関しましては6件申請後、11棟28戸が整備された、これは成果があつたというふうに感じておりますので、ぜひその調子でやっていただきたいと思いますが、次に宅地の開発に関する補助金ですね。住宅開発行為等支援補助金の申し込みがまだないと、相談はあっているけれどまだないという状況でございます。これはおのずと定住促進指定団地でしかいただけない定住促進助成金がございますよね。マックスで100万円という、これにも影響が及んでくるというふうに思っておりますが、現在甲佐町定住促進事業における定住促進助成金の直近、ここ数年の申し込み状況というのはいかがになっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 直近3年間の定住促進助成金の申し込み状況につきましてお答えいたします。令和5年度が7件、令和6年度が9件、令和7年度が現在までに4件となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 直近3年で17件になりますかね。本年度が4件ということで、これがやはり少ないんじゃないかなというふうに感じておまして、これをもっと伸ばしていかなければいけませんというふうに感じております。そのためにもこの定住指定団地を整備すべきだと思っておりますが、開発行為等支援補助金については補助金があつても申し込みがないという状況です。このことは定住促進助成金の申し込み者の増減につながっ

ていると考えられます。定住促進を進める上で住宅地開発支援補助金についてこの申し込みに至らなかった原因、この分析等は把握されているのか、また今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 住宅地開発行為支援補助金につきまして具体的な質問や相談に対応する中で多かった案件と言いますのが、住宅地開発指導要綱に規定されております一区画あたりの面積要件、こちらにつきまして要綱において一区画あたりの面積を230平米以上と規定しておりまして、補助金を活用する場合、この要件を満たす必要がございます。開発事業者は住宅地を開発する場合、その後の需要いわゆる買い手の見込みを重要視しておりまして、近年の市場動向から下限を230平米よりも狭くした方が良く、加えて要件に柔軟性をもたせてほしいというような意見も多数いただいている状況でございます。これらの意見を踏まえましたところで副町長を委員長といたします甲佐町開発指導審査委員会を先月5日に開催をいたしまして、関係課と協議をした上で甲佐町住宅地開発指導要綱における一区画あたり230平米以上とする規定につきまして最低165平米以上、平均180平米以上に改正することといたしまして3月1日付で要項の一部改正を行ったところでございます。今後、改正内容を含め周知活動を行うことといたしまして住宅地開発を推し進め定住促進につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） こちらにつきましても要綱を一部、一区画あたりの面積を小さくされたということでございます。おそらく長い間これも改正されずに時代にそぐわないようになったのではないかというふうに思っております。是非この一区画あたりの面積を小さくされたということ、これを今後も開発業者への周知等を徹底的に行っていただきたいと思っております。定住者の住まい、受け皿といたしまして住宅開発を進めることは最も私は有効だと思っておりますが、町長の思いを聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは住宅開発に関します私の考え方を述べさせていただきたいというふうに思います。現在、甲佐町には多くの素晴らしい企業との関わりが生まれているところでございます。このため、まずは民間活力を充実した開発を進めていきたいと考えております。その利点といたしましては民間企業におかれましては、市場動向のニーズを分析し瞬時にかつ的確に捉え効率的な事業展開が行われることから、移住定住しようとする方々が求める魅力的かつ効果的な開発が行われ、それにより定住促進が期待できるものと考えております。町といたしましてはこのような民間企業による開発を促進するために先ほど担当課長が答弁いたしましたとおり、住宅地開発にかかる補助金を創設しておりますし、今回、市場動向等を調べ補助金の内容も改正したところでございます。この他に本町には子育て世帯等に対して魅力的な支援策を多く創設しており、このことは住宅地開発を行う民間企業にとって需要を裏付ける重要な施策であるというふうに聞いておりますので、民間企業へのPRとして直接的な補助だけではなく関係する各種施策についても併

せてPRをしていきたいと考えております。一方で今後につきましても市場動向は常に変動いたしますので、町といたしましても社会情勢、市場動向に注視しながら必要に応じて施策の改変やまた新たな施策の創設についても視野に入れて定住促進に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま町長の方から答弁でPRというお言葉がありました。先日、私も熊本市内におきまして熊本都市圏に配布されておりますリビング新聞、リビング熊本、あれをちょっと読ませていただきまして、トップ1面に甲佐町のお店の紹介、それから裏面にふるさと返礼品の紹介だったですかね。それと町長のインタビューが半分ずつ載ってまして、町長もそのインタビューの中で若い子育て世代へのPRをしっかりなされておりましたので、定住移住していただく方へのPRもしっかりできているとは思うんですよ。けどこの宅地開発、これは町長が宅地開発業者の社長さんなりにトップセールス、これが一番有効的だと思いますので、ぜひ宅地開発に向けても取り組んでいただきたいという思いでございます。

続いての質問に移ります。2点目はスポーツ団体等への受け入れ先の確保についてでございます。こちらにつきましてもマニフェストに記載がなされておりますが、まだちょっと手つかずの状態じゃないかなというふうに思っておりますので今後の方向性についてお尋ねをいたします。まずスポーツ団体と言いましても様々でございます。小学校・中学校・高校・部活動からクラブチームそれから大学それからノンプロ、いろんなチームがございしますが、こういった団体を想像されておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） お答えいたします。スポーツ団体等への合宿受け入れ先の確保につきましてもどのようなスポーツ団体を対象にされているかというご質問ではございますが、まず前提といたしまして甲佐町内には熊本甲佐総合運動公園、緑川リバーサイドパークをはじめとする多くの屋外・屋内施設の多様なスポーツ施設を有しております。これらの施設はいずれもスポーツレクリエーション活動及びスポーツ交流の促進などを目的として設置されておりますことから、合宿の受け入れ対象といたしましても特定の種目や年齢層に限定されることなく、スポーツ及びレクリエーション活動を行う子どもから大人までの幅広い世代のスポーツ団体を対象と考えております。特に長期休暇を伴う遠征などを行う町外の小中高大学生も含めてクラブチームや部活動団体の長期間の受け入れを期待し、社会教育課といたしましても引き続き誘致活動を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 今ご答弁いただきまして子どもから大人まで幅広い世代のスポーツ団体ということでございます。長期間の受け入れを期待するというとやはり必要になってくるのは先ほどの定住と一緒になんですけれども、受け皿が必要になってまいります。私が今受け皿として考えられるのは旧大福物流の寮跡、それかまた新たにビジネスホテル等

を誘致するかと、この2択になってくるんじゃないかなというふうに思っております。それで2番目と3番目の質問を一緒にお尋ねいたしますが、旧大福物流寮の跡、これは現在使用されていないようでございますが、町としての利活用を今後どうなされるのかをお尋ねいたします。質問の趣旨といたしましてはスポーツ大会等の宿泊施設や合宿所として甲佐町にはビジネスホテル等がなく、例えば総合運動公園でスポーツ大会があっても県外から来られた方々は御船、それから嘉島などの甲佐以外に宿泊をされている状況でございます。町としてスポーツ団体を受け入れができると、町でスポーツの振興に来られた方々が、商店街を含めたいろんな場所に立ち寄られることで町の活性化にもつながると考えております。このような町としてビジネスホテル等の誘致を含めたスポーツ団体の受け皿について町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは町内におきますスポーツ団体等の受け入れ先を含めた宿泊施設について現状及び私の考えを述べさせていただきます。私のマニフェストにスポーツ団体等への合宿の受け入れ先の確保という項目を掲げております。これにつきまして私町長就任後に企業誘致の担当課に指示をし、まずはビジネスホテルの誘致活動を積極的に行ってきたところでございます。去年は大手不動産会社、これは東京の会社ですけれども、私はちょうど東京出張している時にそこに出向きまして私が直接出向いてビジネスホテルの建設についても相談をさせていただいたところでございます。企業側の理由のためここで申し上げることはできませんが進出には至ってはおりません。誘致に向けた取り組みについてはこれまで私も積極的に取り組んできたところでございます。なお私がマニフェストにスポーツ団体等への合宿受け入れ先の確保を掲げた思いといたしましては、1つに地域のスポーツ文化の情勢です。スポーツ団体の構成員やその関係者が地域に滞在することで地元の方々との交流がより深まりますし、例えばレベルの高い選手が来られることで地域住民に対するスポーツへの関心が高まり地域全体のスポーツ文化の育成が期待できると考えております。次に地域経済の活性化でございます。スポーツ団体が本町内で合宿を行う際は合宿所だけではなくて飲食店・商業施設など様々なサービスを利用されますので、それにより地域経済のさらなる振興が期待できます。そのような思いによりましてこれまで私自身も様々な企業へのアプローチを行ってきたところでございます。このような状況の中に甲斐議員のご質問の大福物流野球部の寮跡につきまして、先月末に急激な動きがございましたのでこの場をお借りしましてご報告をさせていただきます。大福物流野球部寮跡につきましては、これまで未来コンシェルジュという不動産会社が所有されておりました。先月下旬に御船町の有限会社ウエダホームが購入されたということでございます。なお先日、中心市街地にオープンされました株式会社グッドバイバイは元の所有者であります未来コンシェルズのグループ会社となります。ウエダホームさんは不動産事業・建設事業のほかリゾート事業など幅広い分野の事業を実施されている企業ですが、この度この施設を買い取って宿泊業務を視野にいれた事業展開を予定されているということをお聞きしました。従いまして私も先日、今後の運営等に当たってぜひ私の思いを伝えたいという考

えで取り急ぎウエダホームの会長とお会いして私の話をさせていただきました。当日は私からビジネスホテルの機能を有する宿泊施設として、また合宿の受け皿としての運営をしていただきたいということをお伝えしましたところ、ウエダホームの会長様から現在方向性を検討している途中ですということ。宿泊機能を含めた運営を考えており、運営の組み立てにあたっては町の意見も取り入れたいということでございます。一緒に町を盛り上げていきたいというありがたいお話をいただいたところです。また災害時の避難所としての活用についても検討いただけるということでもございました。さらに今後、早急に事業計画作成を始める必要があるが、その際に町の意見も取り入れたいということでもございましたので、まずは今月12日に早急ではございますが町とウエダホームさんとで町の地域活性化に向けた連携協定を締結させていただく予定といたしております。今後は町といたしまして専門的な技術やノウハウを持つ民間活力を活用させていただくこととし、民間企業に協力いただきながら、町ができる支援策や連携できる事業の検討などを急ぎ行うことについて私から担当に指図を行っているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま町長から答弁がございました。ビジネスホテルの誘致につきましても進出に至っては無いということではございますが、しかしながら旧大福物流の寮跡につきましても合宿受け入れ先の確保として非常に前進と言いますか、好機・チャンスと言いますか、そういったご答弁をいただきました。要約いたしますと2月下旬に御船町の有限会社ウエダホームが購入されウエダホーム側から宿泊機能を含めた運営を考えていらっしゃる、今後の事業計画については町の意見を取り入れたいということでありませう。町としてもこれは1つのチャンス・好機と捉えてぜひこの民間業者ウエダホームさんと連携を取りながら交流人口増や様々な経済波及効果のある合宿受け入れ先の確保に努めていただきたいというふうに思っております。

それでは最後の質問、3点目になりますが、これも町長のマニフェストに記載されております観光協会の組織再編についてでございます。先の全員協議会におきましても令和8年度の当初予算の新規事業にも掲載されておりました観光振興体制の構築事業になるのかなというふうには思っておりますが、私の思いを結論から申し上げますと、今現在役場内にあるこの観光協会を役場の外に出すべきではないかというふうな思いでございます。理由としましては、民間独自の様々な魅力的なイベントを実施、それから職員さんの負担軽減にもつながるのではないかというふうな思いでございます。現在、甲佐町観光協会の現状と主な事業はどうなっておりますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 現在の甲佐町の観光協会の状況につきましてご説明いたします。観光協会につきましては町長が協会の会長を担っており、会の事務局を地域振興課に置いております。また観光協会の主な事業といたしましては、あゆまつり・緑川スポーツフェスタ・花苗の配布・伝統芸能活用に関する補助などがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 主な事業としてあゆまつり、それからスポーツフェスタということでございます。近隣の町村で外部委託されているところで御船町がございまして、御船町におきましては一般社団法人として御船町観光協会を運営をされております。御船町観光協会におきましては役員以下15名の理事で構成されておりました年間予算が令和6年度で約6,600万円、主だった収入といたしましては町からの補助といたしましては460万程度ではございますが、これぞ民間独自と言いますか化石発掘体験事業などを県内それから県外様々なところで展開されておりますし、グッズの売上、そういったもので2,200万円以上の自主財源を確保されて、それらを元にさらに御船町のPRを行っていらっしゃる、と合わせまして、この観光協会においても多くの方の雇用を生み出されているところでございます。私はこの御船町を良い例といたしまして外部委託を進めてほしいと考えておりますが、今後の町の方向性をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） まず先ほど議員からありましたように、令和8年度当初予算に観光振興体制構築事業というところで計上をさせていただいております。こちらにつきましては観光協会の組織再編に向けた業務委託というところでございまして、内容といたしましては観光振興を担う組織としての事業計画の作成、法人設立に向けたコンサルタント業務などとなっております。町といたしましては令和8年度は関係団体からの意見を聴取しながら観光協会について新たな組織作りにつきましてを進めていきたいと考えている状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） それでは最後に町長のお考えもお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 観光協会の組織再編につきましては私のマニフェストに観光協会の組織再編による観光事業のさらなる活性化という項目を掲げており、今後の取り組みにつきましては先ほど担当課長が答弁したとおりでございます。また私の思いを述べさせていただきます。観光協会につきましてはこれまで商工観光を所管する課において事務局を兼務する形態を続けており、運営にあたっては事務局を持つ町が商工会を始め関係団体の協力をいただきながら実施してきており、特にあゆまつりににつきましては議員もご存知のとおり町民の数を大きく上回る4万人を超える集客が実現できているところでございます。しかしながら改めてマニフェストに掲げた私の思いといたしましては、これは私も以前職員の時に森田議員と一緒に私も観光業界の担当をしておりましたけれども、観光産業が地域振興または地域経済に及ぼす役割が非常に重要であると考えており、特に観光業はトレンドや経済状況、ニーズの多様化など市場動向が非常に流動的な分野であることから、その流れに適切に対応した上で甲佐町の貴重な資源を活用した商品開発やプロモーション活動など、これらの取り組みを総合的に推進するためには役場の一組織から独立し観光業界のニーズに直接かつ迅速に答えることができる専門性の高い組織の立ち上げが必要である

と考えております。観光協会の再編につきましては地域振興を図る上で非常に重要な案件であり、町といたしまして新たなチャレンジの一つであると考えております。今後も議会からのご意見等もいただきながら、また商工会など関係団体と連携を図りながら具体的な施策について進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ただいま町長よりご答弁いただきまして新たなチャレンジというふうなお言葉をいただきました。ご存知のとおり町長の政治信条は誠実・チャレンジ・甲佐愛でございます。そのチャレンジに基づいて今日私がお尋ねいたしました定住促進それから合宿所の受け入れ、観光協会、全て受け皿が問題になってくると思っておりますが、チャレンジする気持ちで取り組んでいただきますようお願いしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。35分から開会します。

休憩 午後1時29分

再開 午後1時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。今回は通告をさせていただいております高齢者と子どもをめぐるいくつかの問題についてお尋ねをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。高齢者をめぐる問題についてお伺いをいたします。今、人口減少、少子化が進む中で日本の高齢化は世界に先駆け最も早いペースで進行しております。厚労省の統計を見ても1994年は14.6%、2024年10月には29.3%と他国と比べても非常に速い速度で高齢化が進行しております。2024年世界的に見ましてもイタリアは24.6%、ドイツ23.2%、韓国19.3%、アメリカ17.9%、中国14.7%と日本の高齢化は群を抜いております。その中で甲佐町は国や県平均を大きく上回り2026年2月段階で40.7%となっております。こうした状況にある甲佐町の高齢者を巡る課題について町はどのように捉えておられるのかまずお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは高齢者を巡る町の課題といたしまして、福祉課の観点からお答えいたします。福祉課といたしましては介護予防の推進、介護人材の確保、認知症への対策、高齢者の社会参加、移動手段の確保の大きく5つの課題を感じております。まず介護予防の推進と介護人材の確保についてです。少子高齢化や人口減少により人口構成が変化し、様々な職種で中心的な支え手となる若年層の減少が課題となっております。医療・介護の分野においても慢性的な不足が続くとされサービスの提供体制だけでなく、

社会保障費の安定的な確保にも影響があると言われております。そのためできる限り介護を必要としない暮らしを長く続ける取り組みとしての介護予防の重要性を周知するとともに、介護予防に取り組む場の継続実施が必要と感じております。また必要な医療介護の人材を確保していくためにサービス提供を行う事業者とともに、町も人材確保に対する取り組みが必要となると思われまます。次に認知症への対策です。認知症を正しく理解し、早期相談や早期治療につながるような普及啓発の継続と認知症になっても安心して生活ができるように地域全体での支援対策を構築することが求められています。次に高齢者の社会参加についてです。高齢者が地域社会に参加し活躍できる場を提供することは生きがいを高めるばかりでなく、地域社会の地域全体の活性化にもつながり、さらには人材不足への対策としての可能性も秘めています。最後に移動手段の確保です。免許返納などの理由により自らの移動手段を失うことは生活の質に影響を与えます。高齢者が移動できる環境を整えることが重要です。以上、5つの課題を挙げさせていただきましたが、高齢者をめぐる課題は多岐に渡りますので課題の一部になるかと思ひます。福祉課としましては地域全体の支援体制を強化し高齢者が安心して暮らせる町作りを進めてまいります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町としては高齢者を巡りまして5つの課題について答弁をいただきました。また多岐にわたる課題があるということですがけれども、私はその中で今答弁にもありましたけれども、3点についてお尋ねをしたいというふうに思ひます。1点目は全体的な公共交通のあり方についてどうお考えなのかお尋ねをしたいと思ひます。高齢化の進行やとりわけ一人暮らしや高齢者世帯の増加の中で高齢者の日常の生活を支えることは高齢者が暮らしやすいその支援策としても、また地域の経済活動を活発にするためにも公共交通の整備は言うまでもなく不可欠となっています。全国では誰一人取り残さないことを理念とした高齢者の公共交通のあり方を模索したデマンドタクシーやライドシェアなど、地域の実情に応じた様々な取り組みが行われております。甲佐町でもそのための予約型バスの実証実験が行われておりますけれども、その対象地域は路線バスが走っていない宮内や竜野などに限られております。しかし乙女、白旗など特に乙女などは路線バスは走っておりますけれども、1日3往復と少なく、しかもバス停まで高齢者にとっては非常に遠く、その不便さは宮内や竜野と同じでございます。本当に高齢者の誰一人取り残さないその視点での甲佐町全体の公共交通のあり方を考えるべきではないかと思ひますけれども、この点についてお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。今回の実証実験につきましては民間路線バスの廃止に伴い町で運行しております町営バスの運行区域であります宮内地区・竜野地区及び甲佐地区の一部において実証実験の方を行っております。令和8年度には地域公共交通会議において地域公共交通のマスタープランであります地域公共交通計画の策定の方を予定しており、その中で今回頂いた、実証実験に伴いまして様々なご意見をいただ

いておりますのでご意見などについても各委員の方々と一緒に協議検討していくこととしております。今後の地域公共交通会議において地域の公共交通のあり方について検討協議を行っていき、乙女地区・白旗地区の方面についても含めた町内全域での地域公共交通のあり方について各委員の方々のご意見を伺いながら検討協議を行っていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 答弁は重複すると思うんですけども、町長についてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 井芹議員がおっしゃられる意味は十分理解するところでございます。先ほど担当課の企画政策係長が答弁しましたとおり、まずは現状の課題等を地域公共交通会議で協議検討をさせていただきまして、その後、乙女・白旗方面も含めた町内全域の運行体制について地域公共交通会議において各委員の方々からのご意見を伺いながら、また地域の方々の声を聞きながら検討協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今後、協議を拡大については地域の拡大については検討を進めていきたいということなんですけれども、乙女地区のバスの利用につきましてもバスの本数も少なくてもバスの利用は少ないと見ておりますけれども、実証実験中の予約型バスの対象地域を広げることは本数の多い国道沿いのバス停などに行けるなど町民の利便性は非常に高まるというふうに思っております。また乙女地区には65歳以上の高齢者は1,000名を超えております。こうした高齢者の暮らしを支えるためにも検討が非常に長くならないように速やかな検討を求めたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

2番目に認知症対策についてお尋ねをいたします。認知症は高齢化とともに増加し厚労省の調査では2022年は443万人が認知症、また前段階であります軽度の認知症は558万人と推定をされております。合わせると4人に1人が認知症または軽度認知症にあるという状況にあります。まさに誰もがかかりうる病気であり、一人一人が自分ごととして考える必要がございます。現在の甲佐町における認知症、軽度認知症の発症状況はどうかを尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは認知症の方の発症状況、人数についてお答えいたします。専門医療機関などにおいて認知症の診断を受けた方の数は町の方では把握しておりませんので、介護保険の要介護認定調査の際に確認を行う認知症高齢者の日常生活において何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立しているという段階以上に該当する要支援・要介護認定を受けた方の人数を把握しておりますのでこちらの方でお答えさせていただきます。令和8年2月末時点で該当する方は695、内、軽度の

方が245人になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 認知症の方が695名、軽度認知症の方が245名ということですが、介護保険を通じての人数ですのでまだ潜在的にはいらっしゃるのかもしれませんが。認知症対策については2024年1月に運用が始まった認知症基本法、これは国の基本法ですが、それに基づいて町でも認知症施策についての計画、取り組みについての推進が求められておりますけれども、甲佐町において認知症対策についての計画、現状の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは町の計画の状況と現状の取り組みについてお答えいたします。まず町の計画につきましては令和6年1月に施行されました共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく町の計画については現状策定はしておりません。認知症基本法における市町村計画に関しましては努力義務とされております。福祉課としましては次年度に作成を予定しております甲佐町高齢者福祉計画第10期介護保険事業計画の中に認知症基本法に関連する計画や施策について盛り込んでいく予定としております。次に認知症の方への取り組みにつきましては認知症基本法に基づき生活環境の整備などのバリアフリー化、本人の社会参加の確保、相談体制の整備、研究予防の推進のために認知症に関する事業を実施しております。事業の内容につきましては相談支援としまして認知症の人を支える家族の集いや認知症相談会を毎月1回実施し、県の認知症疾患医療センターの指定を受けた医療機関の相談員とともに相談に応じる体制を整えております。次に認知症啓発事業としまして認知症に関する住民の理解を深めることを目的に甲佐町オレンジ通信、こちら認知症に関する啓発チラシになりますが、こちらを毎年度6月から毎月1回、年10回全戸配布をしております。また地域住民が認知症に対する理解を深め認知症の方々を支えるため、認知症の基礎知識や接し方について具体的に学べる講座として認知症サポーター養成講座を開催しています。地域全体での支援体制、協力体制が図られるよう啓発を行い活動への参加・推進への取り組みとしてチームオレンジのためのステップアップを実施し、本人を含むネットワーク情勢に向けた支援を行っております。介護サービスや介護予防におきましても個別のケアプランを作成されその方の状態に応じたサービスを提供しています。訪問系介護サービス 通所系介護サービス、施設入所などになります。また介護予防サービスにおいては認知症の進行を防ぐためのプログラム等を組み、運動や栄養指導、社会参加の機会を提供し、認知機能の維持向上を図っています。認知症の方が自立した生活を送ることができるような支援を行わせていただいております。その他、認知症によって判断する能力が十分でない方につきましては本人の権利を公的に守る制度として成年後見制度がございますので親族の方への制度説明や申し立て支援を行っております。身よりのない方や親族の協力を得られない方に対しましては、町長が申立人となって審判請求を行い本人の財産管理や身上保護を適切に行われるよう対応を行っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町の取り組みについて今答弁をいただきましたけれども、答弁をお聞きしまして、やはり予防対策というのがもう少し強化すべきではないかなというふうに答弁の中で思いました。認知症を発症しますと現代の医学では進行を遅くすることはできても完治させることはできないと言われております。当然ですが何よりも認知症にならないための予防そして早期発見・早期治療が重要になっています。しかし100%予防ができるわけではありませんので、認知症になっても周りの厚いサポート、今答弁いただきましたような体制の中で自分らしく生きられる地域づくりは町の大きな使命でもあります。現在、民間の研究機関や医療機関などによる研究で認知症の発症リスク、十数項目に対応することで認知症を40%まで減らせることがわかってきています。WHOも同じ認知症発症リスク14項目を上げてこれらの改善をすることで40%が発症を遅らせることができるとしています。このリスク因子の中の高いものに難聴が挙げられておりましたけれども、補聴器の補助が始まることは認知症の予防につながるものとして期待したいというふうに思っております。認知症発症のリスク因子には難聴や喫煙・鬱・社会的孤立・糖尿病・高血圧・肥満・教育不足などが挙げられております。これら発症リスク因子で対応した予防対策が求められるというふうに思いますけれども、町としてもこの予防対策についてしっかり取り組むべきだというふうに思うんですけれども、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 認知症の予防と取り組み対策についてお答えいたします。全国的にも急速に高齢化が進んでおり、それに伴い認知症の方も増加が見込まれております。認知症は本人だけではなくその家族や地域にも影響を及ぼすため早期の予防と適切な対策が重要であると考えています。まず認知症の予防に関しましては認知症に関する啓発活動において地域全体で認知症の予防に取り組む意識を高めていくことが重要であると考えています。地域においても行政区などで実施しています介護予防教室、地域の集いの中でいきいき100歳体操のほか脳トレなどを行い、認知機能低下予防に取り組んでいただいております。またアルツハイマー型認知症や脳血管性認知症は遺伝や生活習慣が影響するため、誰にでも起こりうる自分ごととして捉えていただけるよう自宅での血圧測定の重要性や検診、病院受診の際の血液検査等の管理の重要性を地域の集いや民生委員さんとともに研修の機会と一緒に学んでいるところでございます。次に認知症の方への支援、対応に関しましては住み慣れた地域で安心して暮らせるよう介護事業者と連携し適切に介護サービスを利用しながら自分らしく過ごせる場の提供や認知症サポーターを要請し地域で支援できる環境づくり、必要な情報提供や相談支援を行い、認知症の方が孤立することなく地域社会の一員として生活できる環境を整える必要があると考えています。福祉課では認知症の方の予防と施策に関しまして地域の皆様と協力しながら今後も認知症に関する理解を深め、地域全体で支え合う環境を整えていく必要があると考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 認知症を早期発見してそれに対応するという事は本当に重症化を防いで進行を遅らせることにもつながります。認知症関連ではさつき答弁がありましたように、高齢者福祉計画の中に策定をされておりますけれども、体制作り等はしっかり進められておりますけれども、今予防についても答弁いただきましたけれども、具体的な取り組みというのがなかなかあと一步というふうに私は感じるんですけれども、その中に1つは住民検診などを利用して希望者には認知症チェックリストなどがございますので、そういったことを活用するなど、これは1つの例ではありますけれども早期発見につながるような取り組みを広げるべきだというふうに思うんですけれども、具体的にそういった取り組みですね、私はそういった例を1つの例ですけれどもそういったものを広げていくということが大事だというふうに思うんですけれども、年を重ねますと物忘れも多くなり年齢のせいかなと思ったり病的なものか自分でもはっきりしないまま症状を進行させてしまうこともあります。是非、元気な高齢者を増やしていくためにもこうした具体的な取り組みも私は必要じゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった点ではこうした検討も進めて強化していくべきだというふうに思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 早期発見・早期対応という点につきましては、本町におきましては、早期発見と早期対応を行うために先ほど説明させていただきました認知症相談会、こちらの方が県の認知症疾患医療センターの指定を受けた医療機関と連携した認知症相談会となっております。この相談の中で今聞き取った内容で専門医療機関につなげ、早期発見・早期対応を図るようにしておるところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この問題はその取り組みについてはまた質問させていただきたいというふうに思うんですけれども、そういうふうに相談会に行くようになってからじゃなくて、やはり日々の中で自分が今どのような状況にあるかということをチェックする、そういったことも必要ではないかというふうに思って質問をさせていただきました。3つ目に高齢者の物価高対策についてお尋ねしたいと思います。高齢者への民間の調査で最も大きな経済面での不安は75%の方が物価の上昇と答えております。年金収入が物価上昇に追いつかない中、物価高騰が高齢者の暮らしを直撃し、日々の節約を強いられている状況があります。こうした暮らしの中で食料品の節約による低栄養シニアの増加が問題となっています。低栄養は免疫力の低下や感染症の増加、持病の悪化、活力の低下などを引き起こして、引いてはそれが認知症の発症も高めるといふふうに言われております。こうした状況を考えますと高齢者の食生活をサポート・支援する施策も必要だといふふうに考えますけれども、町においてはこの点どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それではお答えします。食生活への栄養に関する指導や助言としましては現在、健康推進課で行っています検診結果説明会において栄養指導を行って

おります。また介護サービスを利用するにあたり対応する高齢者等に対しまして関係機関の専門職に相談しながら食事に対する助言等も実施しているところです。その他、経済的支援としましては物価高騰に直面している高齢者の支援策としまして、現在のところ物価高騰対応支援、ふるさと応援チケット第2弾において高齢者の方には1万円分の商品券を追加で発行しているところになります。その他、食生活サポートという点でございますけれども、町の事業ではございませんが、食生活の支援としまして町内事業者において配食サービス等を実施されている事業者さんもございます。栄養面を考慮した食事の確保は健康維持にとって非常に重要であり、特に高齢者においては適切な栄養摂取が生活の質を左右すると考えております。今後、高齢者支援策を検討していく中で、またこちらにつきましては調査研究していきたいと考えています。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今後調査をして検討をしていきたいということですのでぜひ調査検討を進めていただきたいというふうに思います。次に子どもさんをめぐる問題と対応について4点お尋ねをいたします。1点目にまず不登校児童生徒の状況についてお尋ねをいたします。人数とまた過ごし方についてお尋ねをいたします。支援体制等についてはこの後お伺いいたします。よろしくお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それではまず不登校となっている児童生徒の状況について答弁したいと思います。まず不登校の定義といたしまして、病欠を除き年間30日以上欠席がある児童生徒となっており、令和7年昨年の12月末現在で不登校児童生徒数は甲佐町で児童が5名、生徒が11名の合計16名で、昨年と比較いたしますと5名の減少となっております。年々少しずつ減少しているような状況です。それと不登校児童生徒の出現率に関しましては、県の数値は今年度はまだ出ておりませんので、昨年度の数値となりますが小学校では県平均で2.25に対しまして本町では0.98%、中学校では県平均が7.28%に対し本町では3.85%といずれも低い状況となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 現在、小学校では5名の子どもさんが、また中学校では11名の子どもさんが不登校の状況にあるということですがけれども、甲佐町では今減少しつつあるというその点は非常に喜ばしいことだなというふうに思いました。皆さんの様々な努力の賜物だというふうに思うんですけれども、しかし全国的に見ますと国の調査では不登校の子どもさんは激増の状態ということになりまして、全国では2021年には24万4,940人であったのが23年には34万6,000人、2024年には35万3,970人と12年連続で増加をしております。一方、児童生徒数は2024年で小学校は594万人、中学校では314万人と1958年の調査依頼、過去最小を更新をしている状況にあります。少子化が深刻な中で学校に行けない子どもたちは激増をするという、この不登校児童生徒に対する対策は喫緊の重要な課題となっております。不登校はどの子どもさんにも起こり得ることで、子どもの性格や親の育て方が原因とは言えません。不登校は子ども達が抱えきれないほどのストレスや困難の蓄積が

限界に来たサインと言われております。この子どもたちの心の傷にどう向き合うのかが一番問われているというふうに考えます。こうした子どもたちへの学校や町の支援体制は今どうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは支援体制についてご説明申し上げます。学校側の支援体制としましては学校全体での体制整備はもちろん、教育相談員・県のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーそれと児童相談所や福祉関係機関・地域民生委員などと連携を図りながら支援体制を構築しているところでございます。教育委員会としましては町の養護部会のメンバーを中心に、町の指導主事・町適応教室指導員、県のスクールソーシャルワーカーで不登校支援委員会を設置しており、各月に会議を開催し各校の現状と対応について全体で協議を行っております。さらに教育長を中心にスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育委員・主任児童委員・適応教室指導員・町福祉課・保健師・教育委員会事務局で不登校対策委員会を設置し、情報共有や今後の方向性の決定を行っているところでございます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今答弁をいただきましたように関係者の皆様の連携の強化によって甲佐町は減少してきているという大変喜ばしいことですが、まだまだ先ほど答弁いただきましたように16名のお子さんがご家族ともども辛い日々を送っておられるということは本当に胸が痛む思いです。こうした状況にある子どもたち1人も取り残さないための今の対応についても精査をしていく必要があるというふうに思うんですけれども、今後、今のような体制を続けて行けばこの16名の子どもたちもまた学校に、学校に復帰するということがこれは重要ではありませんけれども、そういった子どもたちが一歩踏み出すためにどのような支援体制を考えておられるのか、おられないのか、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） お答えいたします。まず子どもたちについてですが、まず不登校にならないようにするための対策ということでお話ししたいと思います。不登校の傾向としましては結構長期休業明け、夏休みとかその明けに不登校に至ってしまうケースが結構見受けられます。そのため学校としまして1日欠席した場合にはまず電話連絡、そして2日目に至った場合には担任による家庭訪問、そして3日目に至った場合には学年組織を作った家庭訪問を行っております。そしてまず学校に行くということも大事ですが、まず家から出すということも非常に大事になってまいりますので、その辺の体制につきまして学校側とそれとスクールソーシャルワーカーそれと教育委員会でも協力し合いながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 家の中から一歩出したいというふうな答弁がありました。多くのお子さんが家で過ごされているというふうに思うんですけれども、家庭がそういった面

では安らげる場所であって欲しいなというふうに思いますが、一方では孤立という問題も生じないのか、孤立が長引けば不安の拡大による心身への影響また学校への復帰のハードルがますます高くなるなど問題もあるというふうに考えますけれども、そういった点では居場所づくりはその点でも重視されている課題でもありますけれども、町においてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 居場所作りということですがけれども議員おっしゃいますとおり、子どもの孤立というのが一番の問題であると考えております。学校ではスクールソーシャルワーカーと連携してあらゆる角度から不登校に至った背景を探り、不登校となった児童生徒が家から一歩踏み出すきっかけを作ることに全力をあげて取り組んでおります。まずは学校以外の福祉ふれあいセンターやろくじ館などを活用して適応指導教室を開設し家から出て社会と触れ合う機会や学習の場を提供しております。そして学校に登校できるようになった場合は、まずは別教室での個別学習を行いながら徐々に他の児童生徒と一緒に学習や生活ができるような一連のサイクルを構築し、不登校児童生徒の個々の状況に合わせた対策を講じているところでございます。それらの対策の結果、不登校児童生徒は徐々に先ほども言いましたように減少傾向となっており、適応教室や別室登校の児童生徒が学習の場を見だし、目標校に合格するなどの実績が出ているところでございます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 居場所づくりにつきましては答弁にありましたように非常に重要な課題でございます。学校に行けず孤立に陥りがちな子どもたちにとって大事なコミュニケーションの場であったり、また学ぶ場であったりとそうした体制が取られた居場所づくりは重要ではないかというふうに思います。そういった点では様々な場所に置いてそういった対策がとられているということですが、その中でそういった減少してきているということは非常に結果としてみれば本当に喜ばしいことだなというふうに思うんですけれども、そういった中で1点気になるのがろくじ館とかそういった居場所はどうかかなというふうに思います。やはり子どもたちが行きたくなるような、そしてやはりそこにおいて常時子どもたちとのコミュニケーションが取れるようなそういった人がいたり、そういった学ぶ場であったりとか、そういった一つの場所として確立された場所があって、やはり子どもたちがそこに行けば誰かに会える、若い先生方と会えるとか青年と会えるとか、そういった場所というのが私は一方では大事なかなというふうに思っておりますので、ぜひそこら付近も含めてぜひ検討していただきたいというふうに思います。次に親の支援についてお尋ねをいたします。不登校の子どもさんを育てている親御さんたちにとっては本当に辛いものだというふうに思います。どうすれば学校に行けるのか、あの手この手で情報を探しながら子どもさん達に向き合っておられるというふうに思います。こうした親御さんたちを支えることも子どもさんと同じくらい大事なことだというふうに考えます。不登校の子どもさんを育てられる親への支援はどうなっているのか、そしてまた今各地で

は親の会なども熱心に活動されているようでございます。この点についても非常に大事ななというふうに思うんですけれども、こういった状況についてどうなっているのか、そして町としての考えはどうなるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは親に対する支援ということでお答えしたいと思います。不登校児童生徒の保護者の方への支援でございますけれども、まず学校で行っておりますのが家庭訪問であったり学校内での相談事業ということを頻繁に行っております。そしてそのケースにもよりますけれども、県のスクールカウンセラーを活用したカウンセリングを合わせて親御さんのところでは行っているということになります。そしてその後、親の会ということで今お話しされたんですけれども、甲佐町では不登校児童生徒の数がそこまで多くないという状況もありまして親の会というものの組織はございません。保護者の方々からそのような動きがもしあった場合にはその支援については考えていきたいなというふうには考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町においては不登校の児童生徒さんに対する体制等も拡充されているようですけれども、是非とも不登校によって辛い思いをしている子どもたち、そして親御さんたちが一人残らずそういった思いから一歩踏み出せるように立ち直れるように是非ともそういった視点でも町の方に取り組みをしていただきたいと思います。2番目に登下校の熱中症対策についてお尋ねいたします。昨年は40度を超える異常ともいえる暑さが各地で発生しました。気象庁の発表では今年の夏も危険な暑さになる見込みで熱中症対策には厳重な警戒が必要ということです。親御さんとしてもまた学校としても登下校中の熱中症対策は見過ごすことのできない課題になっているかというふうに思います。特に小学生は体温調節機能も未熟で自覚症状も乏しいと言われており、知らないうちに熱中症のリスクにさらされることもあり得るというふうに思います。特に午後2時から3時の気温が最も高くなる時期は下校時とも重なって十分な熱中症対策は必要になります。学校の対応はどういうふうになっているのかを確認いたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それでは登校時の暑さ対策についてご説明申し上げます。まず学校の通学に関しましては学校での管理管轄外ということになり保護者の管理範囲となっております。しかしながら議員おっしゃいましたとおり近年の猛暑は異常とも言えるようなもので、各学校では帽子の着用それと水分の補給それと日傘の使用など安全対策を保護者の方々へ周知を行っておりますが、再度様々な情報を検討し、考えられる対策を保護者の方々へお知らせしたいと思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） そのような対策をぜひ強化していただきながら親御さんとも連携を取った熱中症対策を進めていただきたいというふうに思います。ところで下校中、こういった熱中症などで具合が悪くなった場合の対処と言いますか、子どもたちは集団登校

下校しているわけですが、そういった中でそういった状況になった場合どういった対処を指導しているのか、その点が非常に気になりましたのでその点をお尋ねしたいということと、非常に気温が40度を越したりとか非常にそういった酷暑になった場合、バスを用意するなど、そういった対策はできないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 下校中の具合が悪くなった子どもたちの対策ということで、おっしゃいましたとおり小学校では集団登校、集団下校ということで行っております。そして登下校中に何かあった場合には学校の方では子ども110番の家というのが甲佐町で100箇所程度ございます。その場所を子どもたちに周知して、何かあった場合にはそこに言いに行きなさいというところでの指導を行っているところでございます。また地域では登下校でボランティアでの見守り活動というのもされておりますので、その辺で地域の方々と共に見守りを行っているところでございます。それとバスの活用でございますが、バスについては現在のところ検討はいたしておりません。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 非常に白旗等は吉田・芝原等は距離的にもかなりあります。非常に40度を超える猛暑の中、子どもたちが下校するというのは非常に厳しい状況かなというふうに思いますので、そこら付近はバスの利用は考えてないということですが、可能な限りそういったどういった対応ができるのか、それを日傘とかですね、色々対策を考えておられるようですが、柔軟にそういった対策も必要な場合もあるかというふうに思いますので、ぜひそういった点は検討を中に加えていただきたいというふうに思います。次に通学路の安全対策についてお尋ねをいたします。ご承知のとおり通学路の点検は子どもの安全、命を守る上で大変重要なことでございます。通学路の安全対策はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 通学路の安全対策でございますけれども、まず危険があると思われる箇所につきましては各学校と保護者の方々と確認をされまして教育委員会の方へ報告がございまして。その後、確認点検を行いまして御船警察署・県土木部・学校・PTA・建設課・くらし安全推進室・福祉課・教育委員会で組織しております甲佐町通学路安全推進会議で協議を行い対策を検討しております。その際に通学路安全対策一覧表に危険箇所を搭載し管理を行っているところでございます。現在7カ所を搭載しておりそのうち63箇所が現在対策済み、それと現在実施中それと関係機関へ要望中ということで、残り7箇所が現在未実施となっております。この未実施分については今後対策を行う予定としております。それ以外の地域の方々と学校から教育委員会へ寄せられる危険情報については随時、関係機関へ連絡を行い対策を講じていただいております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 未実施がまだあと7ヶ所あるということですが、そういった点で通学路の安全対策でぜひ改善が必要なその7箇所に入っているのかどうか分かり

ませんけれども。船津谷部落よりそこに上がる県道今吉野線の脇の枯葉の問題ですけれども、この問題は早くから指摘していた問題ですけれども、県は年に2回業者に委託をして枯葉の除去をしているというだけで子どもの安全にはしっかりと向き合おうとはしていません。この歩道は通学路になっておりますけれども、時には通れないほどの枯れ葉が積もって雨の時は大変滑りやすく非常に危険になります。子どもが滑ったというお話もお聞きをいたしました。2,3日前には孫が中学校に入るという方から議会があるならあそこの枯葉だけはどうかするように言ってくれという要望がありました。子どもが怖いと言っているということでした。これまでも要望を重ねていく中に子どもの安全についてなぜ県も町もこの問題に向き合わないのかということについて、町はなぜなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 県道今吉野甲佐線の船津地区でございますが、議員おっしゃいますとおり夏場、特に枯葉が堆積し滑りやすい状況で危険ということは教育委員会としても認識はしております。昨年、中学校の方で通学途中に転倒したというのもございまして、その際にはすぐ県の土木部の方に連絡をいたしまして清掃活動をしていただいた経緯もございます。その際に県の土木部の方と話をいたしまして県の方もかなりその問題意識というのは持っておられます。本年度、学校から当該箇所についての報告が教育委員会の方にも上がっております。先ほど申しました甲佐町通学路安全推進協議会というところに御船警察署であったり県の土木部も入っておりますので、その会議の中で要望を再度行って改善策について十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 非常に危険な場所でもございますので、そういうふうに検討を進めていただくということですのでよろしくお願いをしたいというふうに思います。最後にひとり親への支援についてお尋ねをいたします。厚労省の調査によりますとひとり親世帯は増加の経過にあり、令和3年には母子家庭の世帯で119万5,000世帯、父子家庭世帯で14万9,000世帯となっております。また母子世帯の平均収入は236万円、父子世帯では518万円となっており、母子世帯の38.8%がパートアルバイトで生計を維持されております。また日本の相対的貧困率が15.4%に対し、ひとり親世帯は44.5%と2世帯に1世帯が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。町ではひとり親世帯の状況についてどのように認識をされているのでしょうか。現在のひとり親世帯の状況と支援体制についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それではお答えします。ひとり親世帯の状況、経済的状況等につきましては県が実施しています児童扶養手当受給者の情報で把握しているような状況です。またひとり親世帯の支援につきましてはひとり親家庭医療費助成やひとり親世帯等への保育料軽減による経済的支援、また、県が実施します児童扶養手当、就労支援、母子

および父子並びに寡婦福祉資金貸付制度や相談事業の情報提供を行っているところで、以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ひとり親世帯については国や町でも支援体制は取られているようですけれども、こうした中で近年問題になっているのが経済的要因によります子どもの教育格差・体験格差の拡大です。こうした教育格差への対策をしなければ将来的に社会にとっても地域にとりましても損失に繋がるものがございます。未来ある子どもたちが親の経済事情で取り残されることのないよう町としても何らかの具体的な学習支援をすべきだというふうに考えますけれども、町においてはどのようにお考えなのかをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 学習支援に関してのお問い合わせということでお答えいたします。学習支援といたしましては社会教育課事業といたしまして教員を希望する大学生や元教員、学習塾などの民間教育事業者など幅広い協力を得て経済的な理由や家庭の事情により家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていない中学生へ学習機会を提供するため、甲佐町未来塾を設置し平成28年度より中学生の学力及び教育力の向上を図っております。令和7年度に関しましては中学1年生30名、2年生29名、3年生31名の計90名に対し、保護者の費用負担なく13日間において数学・英語の授業を実施したところでございます。今後の学習支援といたしましてもさらなる学校外での学びの場の提供や支援また家庭の経済負担軽減策を調査研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 是非とも今後におきましてもそういった拡充がされますようによろしく願いをいたしたいと思います。またひとり親世帯では経済的困窮や親の仕事の関係で食事を減らしたり栄養のバランスが取れない孤食といった食生活の問題も出ております。特に夏休みになりますと給食がなく、1日2食以下が32.2%という全国の調査も出ております。心身発達著しい時期に大事な食の確保が困難な状況にあるということは見過ごせない問題です。こうした状況が甲佐町においてもあるのかどうか、町として把握しておられるのか、あるとしたら対応策を取るべきだというふうに思いますけれども、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それではお答えします。食の確保が困難な世帯については把握をしておりません。また食に関する支援としましては子どもの居場所づくりを含めたところで子ども食堂を実施している団体に令和7年度に起きましては甲佐町子ども食堂事業補助金などを行い支援を行っているところになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 子どもさんたちの食の確保については調査していないということですが、ぜひこの点は是非調査を私はすべきだというふうに思います。子ども食

堂を例にあげられましたけれども、子ども食堂を運営されている事業者の皆さんには本当に敬意を払うものですが、やはり1箇所というのは限られた人たちとなりますので、高齢者の方々の食の問題と合わせて成長期にある子どもたちの食の支援、あるべき姿を是非検討していただきたいというふうに思います。今回はひとり親世帯や高齢者の一人暮らしの世帯など様々な困難を抱えて生活しておられる町民の皆さん、誰一人取り残さないといった視点での町政を求めて質問をいたしました。様々な困難を迎える町民の皆さんの現実をしっかり目をやりながらそうした方たちへの支援の検討も重ねてほしいというふうに思いますけど、最後にこの点について町長の答弁を求めて終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。まずひとり親世帯への支援につきましては福祉課長の答弁でもありましたとおり支援や情報提供を今後も引き続き行っていくことといたします。また次に高齢者につきましても今日は井芹議員の方からも多数質問がございました。私、高齢者の方々についてはこれまで甲佐町を支えていただいた皆さんでございまして、いつまでも生きがいを持って生活していただける環境整備に取り組んでまいりますということをこの議会でも申しておりますとおりでございます。そのような中で高齢者につきましても物価高騰対策といたしましてふるさと応援チケット第2弾を65歳以上の方には追加で1万円の商品券を交付するほか、高齢者の見守りの強化を目的にオンライン見守り事業の実証実験を行っているところでございます。令和8年度は高齢者の日常生活・社会参加や地域交流への支援策として高齢者補聴器購入費用助成事業による購入費用の一部助成と、先ほど申し上げましたオンライン見守り事業を発展させますICT活用による雇用創出に向けた地域連携プロジェクトに係る費用を計上しているところでございます。今後も町民の皆様の生活向上を図るなど、きめ細やかな支援策を検討することで安心して暮らせる環境作りに全力で努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 誰もが安心して暮らせるまちづくりということで町長の意欲も伝わりました。是非ともそういった視点で今後町政に臨んで欲しいというふうに思っている質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。2時35分から開会いたします。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時35分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に2番、田中孝義議員の質問を許します。

2番、田中孝義議員。

○2番（田中孝義君） 一般質問通告書に従い、一般質問をさせていただきます。2番田中孝義です。昨年末に整備された甲佐町企業等応援施設について質問をいたします。まず1つ目の質問としましてはこの施設の現状についてです。この質問に至った背景を申し上げますと、昨年末この施設が整備され私は地元議員として常に施設の状況を注視してきたところですが、率直に申し上げて子どもが遊びに来てるのは見たことがありますが、その他に利用している人達を見たことはありません。そんな状況です。このことは地元住民からも厳しい意見をいただいております、具体的に申し上げますと、この施設は町のために何の役も立っていないとか、町は新築の空き家ば作らしたとか、そういった声を直接聞いております。このような声がかかること自体はこの事業が住民の期待に答えられていないということであり、町民の代弁者としてこの場を借りて申し上げているところでございます。振り返りますとこの事業は令和6年度に執行部側から事業の説明不足から始まりましたが、町長の真摯な対応と一丁目一番地の事業とであるという強い思いも受け、議会側としましては幾度となく議論を重ねた上で事業の成功を期待し事業実施に関わる議案等について承認をしております。改めてこの事業の目的及び費用について申し上げます。まず目的としましては甲佐町企業等応援施設の設置管理および使用料に関する条例第2条に規定されており、読み上げますと起業者または新たな分野へ進出する事業者等の事業展開を支援し、地域活力の創造を図るとともに地域産業の発展など地域振興に寄与することを目的として設置するとあります。次に費用としましては用地購入費・実施設計・工事など全ての経費を合わせると約9,000万円ほど使っております。財源としては国庫支出金と地方債である過疎債を活用しており、借金でもある過疎債約5,300万円についての償還を行っている聞いております。これだけの財源を投入して整備した施設につきまして地元住民の声を拝借すると、町のために役に立っていない状況であり、このようなことについては町長の重要な施策にも関わらずその目的に沿った事業を遂行できていない、またその役割を果たせていない、担当課長にもっと頑張ってもらいたくないと聞いております。担当課長としましては先ほどの住民の声を重大な課題として捉えていただきたいと思います。考え質問させていただきます。改めて1つ目の質問をいたします。昨年末に完成した甲佐町企業等応援施設についてその利用状況についてお答えください。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 施設の利用状況についてお答えいたします。まずレンタルオフィス4室の入居状況といたしましては、現時点で3室について入居者が決定しております。次にレンタルオフィス以外の利用状況につきましては1月末までで約1,560人の方にご利用いただいております。内容といたしましてはサロンスペースにつきまして施設の管理者によるデジタル人材養成講座を述べ17回開催しており、毎回15名程度の受講者がいらっしやっております。また毎月1回講座を含めたイベントが開催されておまして、利用者として約320名ほどでございます。この他に交流広場を含めた施設の一般来館者につきましては、保育園の園児、小学生の利用を含めると、把握しているだけで延べ約1,140人の方にご利用いただいている状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 事業については幾分進められているということですが、先ほど申し上げましたとおり、住民からは非常にたくさんの厳しい意見があり、このことはこの事業の成功の如何により町政の不信用を招く事態にもなりえる重要な課題だと考えます。私は地元議員としてこの事業の成功を誰よりも願っております。特に施設は建設することで終わりではなくこの施設をあの場所に整備した意味は中心市街地の活性化に始まり町全体の活性化につなげることです。そのためには施設を十分に活用されていない現状を改善し、この状況を打破するために担当課長として責任を持って取り組んでいただきたい、特に強く申し上げたいのはこの事業は町長の一丁目一番地の重要な施策であるということを担当課長として再度重く受け止めていただいた上で早急な対応を検討し実施実現していただきたいと考えております。これを踏まえまして次の質問として、この施設の今後の展開についてどのように考えられているかお答えください。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柰田直美君） 施設の今後の展開につきましてお答えいたします。まずこの施設の目的につきましては議員が冒頭でおっしゃられたとおりでございますが、この目的を実現するために令和7年度に実施しました事業等の詳細についてご説明をいたします。1つにつきましては運営権者によりましてフォームマーケティングという手法を活用しました企業誘致事業を行っており、複数社が直接町長・副町長とともに面会をされており、今年度につきましてはこの事業によります本町への進出には至っておりませんが、この施設で開催いたしました地元事業者向けのイベントにも参加いただき、今後も地元事業者の課題解決に向けた取り組みをされたいとの意向を頂いている状況でございます。次にこの施設を拠点といたしましてデジタル人材育成事業を行っており、テレワークセミナーやオンラインで働くためのスキル習得のためのお仕事セミナー、生成AI講座を開催し、幅広い年齢層の方にご受講いただいております。このほかにチラシ作成のCANVA講座、生成AI活用講座など仕事や事業に行かせる講座を活用するほか、子ども向けのイベントの開催も行っており幅広い年代の方にご参加いただいている状況でございます。このほか中心市街地の活性化に向けた施設の活用事例といたしましては、まちづくり団体による中心市街地活性化にかかる独自事業の場として利用されているほか、町民の方々による子どもを対象としたイベントの場として朝の保育のお散歩の休憩場所として、また休日は商店街にいられたお客さんの立ち寄り場所としてもご利用いただいている状況でございます。ご質問のこの施設の今後の展開といたしましては、この施設の目的であります地域活力の創造、地域産業の発展などの地域振興を念頭に置いた上で、これらの今年度実施しました事業を加速させるために取り組みを進めてまいりたいと考えておまして、令和8年度当初予算にも事業を計上させていただいている状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） 今後の取り組みについて考えられているということでは是非とも実現していただきたいと思っております。最後になりますが重要なことなので何度も申し上げます

が、この事業はこの将来性により町政の信頼が失われることにもなりうる重要な施策ですので、それを進める担当課長としてその責任を強く認識していただき認識するだけでなくその姿勢を実行力として見せていただきたい、そのために強く申し上げたところです。企業誘致や人材育成もいいですが特に中心市街地の活性化を進めていただきたい。例えばせっかく甲佐町には熊本県の商工労働部長をされた副町長もいらっしゃいますので、くまモンを呼ぶようなイベントの開催をしていただきたいですし、町民からは簡単な遊具の設置についても要望もいただいております。また中心市街地の活性化のために商工会との連携が必要だと思っております。そのためには町は商工会と連携して色々な取り組みを進めてほしいと思っております。これらのことを踏まえた上で最後に町長からこの事業に対する思いをお聞かせ願います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方から改めてこの施設に対する思いを述べさせていただきますが、その前に田中議員から非常に厳しいご意見等もいただきましたが、私の方から声を大にして言いたいのは、地域振興課長を中心に地域振興課職員、この事業については一生懸命頑張っているということについてはまず申し上げたいというふうに思います。そのような中でこの施設は設置条例にも指定されておりますように地域活力の創造を図るとともに、地域産業の発展など地域振興に寄与することを目的として整備したところでございます。先ほど担当課長の答弁にもありましたが、この施設は昨年5月にオープンして以降、企業誘致・デジタル人材育成・中心市街地活性化の実現に向け数多くの取り組みや仕掛けづくりを急ピッチで行ってきたところでございます。このことは先ほど担当課長の答弁のとおりでございますが、これまでに私が実感している効果また思いを改めて申し上げさせていただきます。まずこの施設に入居されている企業は一般的なIT関係の企業と同様にパソコンで仕事をされているためオフィスへの来訪者はあまり見られないということがございます。施設自体が静かな様相となっておりますが先ほど課長の答弁にもありましたとおり、5月以降1,000人を超える幅広い年齢層の方々にこの施設を利用いただいているところでございます。また子どもが日々遊んでいるのもですね、私も何度も見かけております。このことについて地元の方々が喜んでいただいていることも聞いておまして、中心市街地の活性化に向けた着実な一歩を踏み出したと感じているところでございます。次に施設自体の効果はもちろん、この施設を核として多くの波及効果・相乗効果が生まれていることも感じているところでございます。先ほど担当課長の答弁にもありましたが、昨年からの施設を拠点としてデジタル人材育成及び企業誘致を行っておりますが、人材の創出としてはデジタル人材育成事業として実施したセミナーの受講者が技術を身につけられてそして新たな働き手として一方を踏み出されたことも聞いております。次に企業誘致につきましても担当課長の答弁にもありましたが、新たなデジタル手法を活用し主にIT系の企業の誘致事業を実施しております。このことについては先日ですね、県の現商工労働部長と私話する機会がございまして、その時に商工労働部長が言われたことがですね、甲佐町は若い世代の人口増の推進にあたり若い世代の方に町に残っていただく、または若い世代の

方を甲佐に呼び込む必要がある、そのためには若者のニーズに沿った魅力的な仕事を創出することが不可欠でありますということでございました。もちろんこの業種が全てではございませんが、甲佐町はIT系の企業誘致いわゆるオフィス誘致に取り組んでおり、このことは町がターゲット・ニーズを的確に捉えた上で事業を推進していることであり大変評価しているということを県の商工労働部長からも声をいただきました。町といたしましても国・県の動向、時代のニーズを勘案した上で一進に事業を進めておりますが、このような県から具体的な評価をいただいたことで改めて引き続きこの方向性によって着実かつ確実に事業に取り組んでいくことを決意したところでございます。さらにこの施設を拠点とした新たな企業との関係性の構築も実感しているところでございます。今年度はこの施設に入居された企業や企業誘致事業を通じてこれまで関わることはなかった首都圏等も含めた様々な企業と話をさせていただきましたが、甲佐町の課題解決のために、また甲佐町の発展のために力を尽くしたいというようなありがたい言葉を幾度となく頂いておまして、この貴重な思いに町も応えていく必要があると考えております。なお先月商店街に進出された不動産会社につきましてはこの施設が商店街に整備されたことで町の今後の商店街活性化に向けた思いというものを強く感じたということが商店街への進出の決め手の1つとなったというふうにも伺っておりますし、この不動産会社によりまして先ほど甲斐議員からの一般質問でもありましたが、これは失礼いたしました。町の課題であった民間賃貸住宅の整備が進んでいるところでございます。またその事業者の紹介によりまして先程甲斐議員からの一般質問でもありましたように大福物流新たな買い手、ウエダホームさんの紹介もあったということで、色々と波及効果が生まれていると実感しております。また副町長のですね、広い人脈によりまして500を超える企業、行政のキーパーソンが本町に来ていただいておりますが、この施設の存在またこの施設を拠点とした今後の中心市街地の発展の可能性を感じられ、加えて副町長による丁寧な対応もございまして本町における事業進出の可能性も伺っているところでございます。以上の事例からも繰り返し申し上げますが、この施設の設置目的は町全体の地域活力の創造、産業の発展に向かうための拠点でありまして、この施設によって町全体へ様々な波及効果が生まれるということを私は確信をいたしております。これらの新しい動きは町にとってチャンスと捉えておまして行政側もこの機会を逃すことがないよう担当課長には迅速にかつ的確に機動力を持った事業遂行を行うことを現在指示しているところでございます。またこの施設を拠点とした中心市街地活性化、にぎわいの創出につきましては担当課において財源を含めたところで検討しておりましたところ、先日、本町と関連のある民間企業から町の活性化のために企業等応援施設を拠点とした中心市街地活性化のために使ってほしいとのことで令和8年度の企業版ふるさと納税について話を頂いたところでございます。この寄付の理由をお尋ねいたしましたところ、本町が整備したこの施設の目的へ賛同していること、また甲佐町が進めている子育て世帯等への支援施策をはじめとした本町におけるこの施設を含めたチャレンジの姿勢に感銘を受け是非応援したいとのありがたいお声をいただいたところでございます。来年度に入ってその企業から寄附をいただいた上は、それを活用した事業構築にあたって

の予算について議員の皆様にご審議をいただきたいと思いますので、その際は改めてお願い申し上げます。なお、この施設の今後の利用につきましては行政だけでなく町民の皆様によるイベントやまちづくり団体による新たな取り組みもこの施設から始まっており、今後も町民活力を生かした取り組みを推進していくことといたします。また田中議員からくまモンのご提案もいただきましたが、これは子どもから大人まで楽しめるイベント開催の要望によるご意見だと思っておりますので貴重なご意見として商工会と連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。最後になりますが、現在この施設から新たな動きが生まれており、その流れを止めることなく加速させ広げていくためにさらなる取り組みも計画しているところでありますし、この施設の目的であるこの施設を拠点とした地域活性化、地域産業の発展に向けこれからも引き続き力強く進めてまいります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 田中議員。

○2番（田中孝義君） ありがとうございます。町長の強い思いもいただきましたので私も安心しました。改めて担当課長には町長の思いを真摯に受け止めていただき事業遂行に邁進していただきたいと思っております。最後になりますが私といたしましてもこの事業を承認した責任に加え、地元議員としましても地域住民への説明責任がありますので、是非地域住民からもうこの施設ができてよかったという声が聞こえてくるような施設にさせていただきたいと思ひ、またこの事業を成功させたいと強く思っておりますので、最後は期待と激励の思いを込めて一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで2番、田中孝義議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。3時5分から再開いたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬美善議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番鳴瀬でございます。一般質問通告書により質問をさせていただきます。今回の質問につきましては2項目でございます。まず初めの質問に入らせていただきます。1番目の質問といたしまして予約制町営バスの試験運用状況と買い物弱者対策、移動販売事業との共生ということで質問させていただきます。今回の議会一般質問では予約制町営バスに関連し複数の議員が質問を行うなど、本件に対する関心の高さを計り知ることができるところでございます。そのことをふまえ、自分なりの視点から質問をさせていただきます。買い物弱者、交通弱者対策という言葉は今から質問の中で出していきますけれども、私の思いといたしまして最初に言っときますけど、私的にはこの弱者対策とかいう言葉は非常に使いたくない言葉の1つです。で本当は困っておられる方々という言葉

で質問をしたいところでございますけれども、公の場ではこういった弱者対策ということと呼ばれておりますので、気持ち的には困っておられる方々ということで質問をしよるということをご理解いただきたいと思います。令和6年6月議会定例会の中で一般質問をさせていただいておりますけれども、町長は交通弱者対策や免許返納者への対策は喫緊の課題と捉えていると。公共交通のあり方については町全体として対策を進めていくとの答弁をいただいております。それらのことを踏まえ新規の取り組みではないかと認識いたしておりますので、そのことから令和7年11月より令和8年1月まで試験運用されている予約制町営バスの利用状況や今後の方向性について質問をさせていただくものであります。はじめに1番といたしまして、予約制町営バスの登録者数と利用状況について、この件につきましては資料の提供を執行部の方をお願いしておりますので資料に基づき説明を求めたいと思います。お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。予約制町営バスの実証実験に伴う令和8年1月31日時点の登録者数についてですけれども、242人の方が登録をされていらっしゃる。地区別の内訳につきましては宮内地区が75人、甲佐地区が71人、竜野地区が84人、乙女地区が1人、白旗地区が11人となっております。また利用状況ですけれども、時間帯につきましては利用者数が一番多い時間帯につきましては9時台、2番目に多い時間帯が14時台の方が多く利用がっております。次に曜日別の利用者数の利用状況ですけれども、月曜日と金曜日が多く登録者の方にご利用いただいているという状況になります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今利用状況や曜日について説明をいただきました。私も事前に資料を見せていただきましたけれども、この中で今説明のありましたとおりですね、やっぱり時間で言うと9時台と14時台、曜日では月曜日と金曜日が最も多いということでございます。また土曜日の利用ということがあるということもこの資料を通して知ることができました。まあそういった中から私的にちょっと注目すべき点をちょっとお話ししたいと思います。この資料を見ますと今回甲佐地区の中で新規地区となる東寒野区、西寒野区の登録者が両区を合わせて46人ということでございまして、これを甲佐地区の中で見ますと甲佐地区全体で71人でございます。その中でこの両区の数で行きますと64.7%になっているということ、また予約制町営バスが乗り入れてない地区ですよ。この乙女地区や白旗地区の一部からも登録者があるということがこの表から計り知ることができます。こういったことを考えますと、やっぱりこの事業に対する期待の大きさが私は結構期待されとる方たちが多いんだなということがわかってくるかなという思いがあります。それらのことを踏まえて次の質問に入っていきますんですけど、旧町営バスの事業とこの新しい予約制の町営バスが今ありますけれども、この2つの事業が運営面での経費等の比較についてですね、今回試験導入されている予約制町営バスとの運営面での経費等の比較について説明を求めたいとともに、合わせて今後の利用料や財源について、これも合わせて伺いたいと思いま

す。なんで聞くかというところでは現在は片道200円ということで利用できます。まさに今日私も朝から乗ってくる時に利用させていただいておりますので非常に利便性が高いなという思いがあります。ただ200円という金額が果たして将来的にどうなのかという思いもありますので、その辺も含めたところでご回答いただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。まず前の町営バスということで運行につきまして定時定路線ということで運行させていただきました。定時定路線とは決まった時間に決まった場所に運行する方式をとっております、その分に対しまして支出の方といたしまして令和5年度につきましては997万3,480円、令和6年度は1,376万6,560円の運行に伴う業務委託の方を行っております。令和7年度の4月から10月までの7ヶ月間につきましては定時定路線の町営バスとして運行をし926万2,330円となります。11月から実証実験ということで予約制町営バスとして運行を行っておりますが、予約制町営バスにつきましては運行に伴う業務委託と合わせまして、予約に関するシステムだったりコールセンターの業務も業務委託を行っております。11月から1月までですけれども合計で711万8,518円となります。2月から3月までも予約制町営バスで運行を行っており441万8,924円の見込みとなります。また令和8年度につきましても予約制町営バスの実証期間として1,900万円で運行を予定しており、今期定例会の補正予算として債務負担行為の議案を提出させていただいているところであります。次に収入につきましては利用者からの利用料金ですけれども。現在は町営バスの実証実験として予約制町営バスを運行しているため町営バスの料金に基づき利用料金を徴収させていただいております。また地域公共交通事業につきましては国からの特別交付金の対象事業となり、対象事業費の8割が特別交付税として国から町へ交付金が交付されます。以上で説明を終わります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、説明いただきました。この経費的にはだいぶ上がっていくのかなという思いはあります。ただ今説明がありましたとおりシステムやコールセンターの業務ということが今説明がありました。私は予約する時に携帯電話から予約をしてするんですけど、この前ちょっと電話ですね、コールセンターの方に電話でちょっと申し込んでみようかなという思いがありましたので電話の方で予約をしたこともあります。ただ非常にコールセンターの方も対応が非常に良かったという印象があります。私がなかなか利用の時間が地域によっては8時から利用できる地域と9時から利用登録できる地域があったんで、なかなかスマートフォンの方で登録ができなかったんですよ。で電話の方でしたらやっぱり説明を地域によって何曜日と何曜日はそこは8時からですよ、9時からですよと丁寧に教えていただいて、そして空いてる時間もこのくらいの時間でことここなら空いてますけどという親切な対応をとっていただきました。非常に私はスマホとかパソコンを利用されない方でもこのコールセンター、非常に対応はいいかなという思いをもったところでありました。本当に良かったかなと思っております。そういったこともちょっと蛇足ながらお話をして次の質問に進みますけど、3番ですけど登録者へのアンケート調査、

これも自宅にも来てましたけど私も書きました。そういうことでアンケート結果から見えてきた意見や課題ですね。登録者並びに利用者へのアンケート調査も実施されておることから結果から見えてきた意見や要望あるいは課題等について説明を求めるとともに、例として令和8年1月14日の熊日新聞に芦北町のAIを利用した地域公共交通の再編に向けた実証運行の事案が掲載されておりましたが、その中では月曜日から土曜日の午前8時から午後6時までの運行に加え夜間のタクシー空白の解消に向けた町職員による夜間送迎サービスも同時に実証されるとの記事が載っておりました。本町においても早朝の通勤通学時や現在の17時以降の帰宅時間等への対応として運行時間の延長など利用者への利便性の向上や市街地活性化へも大きな効果があるのではないかと考えますけれども、その取り組みの1つとして検討できないものかお伺いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。先ほどの一般質問の中で井芹議員の答弁と重複するところもありますけども答弁させていただきたいと思っております。まず昨年11月からAI配車システムを活用したデマンド交通の実証実験として予約制町営バスという名称で実施をしております。実証実験開始後12月から1月にかけてアンケートや役場窓口等での利用者様の皆様からのご意見をいただいておりますので、その部分についてご報告させていただきたいと思っております。まず乗降場所につきましては今までは近くのバス停がなかったのでバスが来るようになって嬉しいや、自宅前で乗降できるようにしてほしいなどのご意見を伺っております。運行日時のご意見といたしまして、以前の町営バスより待ち時間が短くなって良かったや運行時間を夕方以降も伸ばしてほしいというようなご意見を伺っております。次に予約関係ですけども、予約をしなければいけないため不便や予約後45分待たなければならぬため不便などの意見を伺っております。次に運行形式ですが熊本バス、路線バスですけども、熊本バスとの乗り換えに使えるようになって良かったや町中での利用はできないためその移動が大変などの意見を伺っております。次に車両関係ですけども、今車両につきましては白色なんですけども車の色をもっと分かりやすくしてほしいや車が狭いなどのご意見を伺っております。最後にその他というところですけども、料金の支払い、利用料の支払いに関しましてキャッシュレス決済の導入や町から料金補助が欲しいなどのご意見を伺っております。来年度、令和8年度に地域公共交通会議において地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画の作成を予定しており、その中で今回頂いた御意見などについても各委員の方々と協議検討していくこととしております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） アンケートの結果も十分私も理解できました。そういったご意見をいただきながら地域公共交通のそういった会議の中で計画の中で策定していただければと思っております。それでは次の質問です。4番目ですけど、買い物弱者対策、移動販売事業との共生についてでございます。買い物弱者対策については、高齢化を始め様々な事情により免許返納される方も多くなり、買い物にも不便をきたすことも多くなる

中、移動販売者により各地域へ出向いて販売が実施されている中であって予約制町営バスの利用者が増えていった場合に移動販売事業者への影響をどのように考えておられるのか伺うものであり、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して甲佐町では移動販売を展開されている移動スーパーとくし丸の利用状況がございましたけど、そのとくし丸さんの利用状況について、これについても担当課の方から資料の提供がっておりますので、資料の内容の説明と影響についての考え方を伺いたいと思います。また私的にはどちらの事業も大事な事業であると捉えておりますことから、双方が共に発展する考えはあるのか合わせて伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず移動販売事業をされております移動スーパーとくし丸の利用状況について資料に基づきましてご説明いたします。令和3年度から令和6年度までの年度ごとの利用者の延べ人数を掲載をさせていただいております。令和6年度は1万5,083人で令和4年度と比較いたしますと782人、5.4%の増となっております、利用者の9割以上が80歳以上と聞いておりまして、事業開始からこれまで多くの方にご利用いただいているというところの状況でございます。次に予約制町営バスによる影響につきまして移動スーパーとくし丸を運営している会社にも確認をさせていただきましたところ、今のところ影響はないということでもございました。予約制町営バスにつきましては指定の停留所まで行きバスに乗る制度で、移動販売につきましては移動販売者が自宅や指定する場所に訪問し食品や日用品などを販売する事業となっております。この事業につきましては先ほども答弁いたしましたとおり、主に80歳以上の高齢者の皆様にご利用いただいております、ドライバーの方により高齢者に寄り添った対応をされているということもあり利用者も増加しているというような状況です。先ほど議員からも共生につきましてのご提案をいただきましたけれども、町といたしましては予約制町営バスと移動販売、これらの2つの制度が共生することが議員がおっしゃるとおり大変重要だというふうに考えております。特に本町に暮らす町民お一人お一人は様々な事情や状況の中の生活をされておりますので、一元的ではなく多元的な生活手段があること、このことにつきましては町民の皆様の生活の利便性を向上させるためにも大変有効であると考えております。このため今後につきましてもこれらの制度が補完、相互補完にあい、議員がおっしゃられるとおり共生し、また発展し町民の皆様による利用が促進され暮らしやすい環境となるよう町としても取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 先程資料で説明をいただきました。で私の感覚がちょっとどうなのかと思うんですけど、令和6年度が利用者が延べこれは1万5,083名というのを単純に私割り算したんですよ365日で、そうしたら1日あたりが41.3人という数字になりました。365日はまず来られないんで月曜から金曜まで来られたと考えれば年間240日ぐらいかなと思って、それでその割り算をしましたら1日62.8人です。ただそう思えば1日に62.8人かという感覚にはなったんですけども、この辺の数字がなんかちょっと多いなという最初

に感覚を持ってたもんですから、この辺について担当課としてわかることがありますか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 先ほどおっしゃられました日毎の人数につきましては議員がおっしゃる計算に近い数字というところでございます、だいたい月曜日から土曜日の運行をされておりまして1日あたりだいたい20箇所から30箇所ほど回られている状況でございます。しかもその中には高齢者の施設の方にも行かれたりもされておりますので、今おっしゃられた人数というのはだいたいそのとおり60人程度、だいたい1日あたり利用されているという状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） よく分かりました。これにもう1つ追加でお尋ねをしますけど今度3月から5月の連休までふるさと応援チケットの第二弾ということで町民お一人一人に1万円ですね、先ほど町長の答弁にもありましたかね、65歳以上の方々に更に1万円ということで非常に大きな期待をもっているところでございます。そうした場合に多くの方々がそのチケットを町内で利用されるようになりますけれども、そうした場合にこの予約制の町営バスを利用して買い物に行かれる人もおられますでしょう。また今、担当課長から説明いただいた移動スーパーとくし丸さんが地域に入って来られて販売をされると思うんですけど、ちょっとお尋ねですけど、そのとくし丸さんでもそのチケットは利用することができますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） とくし丸につきましてはマルエイさんと連携されおりましてマルエイさんが登録事業となっておりますので、とくし丸を利用される方も応援チケットの方を活用できる状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。最後のこの予約制のバスの最後の質問に行く前に先ほど担当課長が答弁の中で、それぞれの制度が相互に補完し合いながらという答弁をいただきました。私もその言葉を非常に共感を持てる言葉かなと思いました。片方が良くなって片方が衰退していったら何の意味もありませんので、やはり双方に目を向けながら思いを寄せながら双方が補完し合いながら進展して消化していくという形に進めていただければと思います。最後の質問ですけれども、予約制町営バスの試験運用後の展開についてということでございます。本質問につきましては冒頭で述べましたとおり、令和6年6月議会定例会の一般質問に対する町長答弁をふまえての質問といたしておりますことから試験運用後の予約制町営バス事業についてどのように考えておられるのか、登録者数や利用状況、アンケート調査等から見えてきた意見や課題から今後の事業展開にどのようにつなげ進展させていこうと考えておられるのか、本質問については町長の答弁を再度伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは現在、実証実験を行っております町営バスにつきまして

は昭和47年に民間路線バス事業者の撤退に伴って町営バスとして運行をしまいたった状況でございます。今回の実証実験につきましては今後の地域公共交通のあり方検討の第一歩だというふうに考えており、実証実験でのアンケートやご意見等を踏まえて、引き続き地域公共交通会議において今後の地域公共交通のあり方を考えていく予定でございます。今後は地域公共交通会議において町内全域での運行も含め各委員の方々のご意見を伺いながら、また地域の方々の声を伺いながら検討協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それでは引き続き質問事項の2番に移らせていただきます。2番といたしまして緑川グランド駐車場の拡充並びに進入路改修と景観管理対策ということで質問をさせていただきます。緑川グラウンドは利用開始から50年以上にわたり多くの方たちに利用されてきているところでございます。10年前の熊本地震では災害ゴミの一時仮置き場として、また昨年8月の豪雨時には緑川の増水により一時的には利用できない時もありましたが、現在はまた多くの方たちに利用されるグラウンドに戻ってきております。このことをふまえ質問させていただくものであります。はじめに緑川グランドの利用件数や団体等について、本件につきましても資料提供を頂いておりますので担当課から説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 緑川グラウンドの利用状況についてご説明ご報告いたします。令和7年度1月末時点での利用件数は約160件、利用者数は5,198人となっております。利用団体の種目といたしましては主にグランドゴルフとサッカーですが、その他の利用といたしまして白旗小学校でのイベント時の駐車場の利用や町消防操法大会時の練習での利用などがおります。ただ令和7年度におきましては8月に発生した豪雨災害の影響により総合運動公園やグランドゴルフ場であるグリーンパル甲佐の一部利用が停止となっております。そのため緑川グラウンドの利用が増加した傾向が見られたところであります。なお、被災前の令和6年度の実績におきましては利用件数は114件、利用者数は2,244人であり、利用目的といたしましてはグランドゴルフとサッカーが主な利用となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 利用団体等については説明でいただきました。ありがとうございました。そうしてくると利用した時にはやっぱりいろんな収入と経費っていうのがかかってくると思います。そういったことで利用料等の収入とグラウンドを維持していくために通常時にかかる経費の収支、バランスと言いますかね、がどうなっているのか伺います。運営的にはなかなか厳しいところもあるんじゃないかなという思いは持っておりますけれども、その辺はどうなっているのかちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 緑川グラウンドの収入と経費のバランスについて報告い

たします。令和7年度1月末までの実績をもとにご説明いたします。1月末時点で緑川グラウンドの利用収入は22万4,925円、経費は21万9,266円となっております。経費の内訳につきましては光熱水費・簡易トイレ管理費・グラウンド整備委託費などが含まれており、収入と経費のバランスにおきましてはほぼ均等している状況でございます。しかしながら令和7年度におきましては先ほども申しましたが、総合運動公園とグラウンドゴルフ場であるグリーンパル甲佐が被災した影響により利用者数が増加している傾向が見受けられております。このため今後の収入見通しについては令和6年度の実績が重要な指標になると考えております。令和6年度の収入におきましては8万4,200円、経費は15万6,000円となり、これに基づく収入と経費のバランスは依然として課題が残る状況となっております。今後は令和6年度の実績を参考にしつつ、利用者増への施策を検討し、利用収入を増やしていきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、説明がありました。運営的には通常時、特に令和6年が参考になったということでございますけど、そこで行きますと歳入より歳出の方が多い形ということでございます。1番目の質問を通して見てみますと、町内をはじめ町外からの利用者の団体があること、またさっき説明がありました白旗小学校の駐車場だったり小学校での駐車場としての利用または町の操法の練習ということでも利用されたということでございますので、課長の答弁にありましてお思いばいろんなその施策ですね、色んな政策・施策等を検討して利用者が多くなるようにつなげていただければ収支的なバランスもプラスに転じていくんじゃないかという思いは持っております。課長言われましたとおり、他の総合運動公園が使えないとか他の多目的で利用する場合に他にそういった町のグラウンドというのは白旗グラウンドがちょっと使えない状態であればやっぱり緑川グラウンドか総合公園、後は中学校のグラウンドとかなんで、その辺も含めたところで多くの方が利用されているということは私もこの緑川グラウンドについては見ておりますので、さらなる利用につなげていただきたいという思いがあります。続きまして3番目といたしまして、その利用者等への安全対策として駐車場の拡充や進入路の改修の考えについてということでお尋ねいたします。駐車場の広さや進入路については私も以前ソフトボールの試合時に幾度となく利用させていただきましたが、以前からさほど変わったような状況にはないと思っております。グラウンドゴルフやサッカーなど多くの方が利用されている姿も見受けられておりますが、駐車場が狭いと利用者からの意見や進入路の狭さや角度も不便に思われている意見も合わせていただいておりますことから、それらの改修等はできないかという伺うところでございます。これについても私もつい最近ですけれどもまた行ってみました。熊本の方面から乗用車で右折して入ろうとした時はおそらく1回では厳しいかなという状況がございました。また次の日を改めて軽自動車です。駐車場の方から逆に熊本市の方に出て行こうと試したんですよ。その時も軽自動車だったんですが、やはり反対車線にはみ出して走行車線に戻らないとできないような状況だったかなという思いがあります。以前とほぼ変わらないなという思いがありますので、そういった面から

やっぱりその進入路等についても改修の考えはないのかなということでお尋ねするところ
でございます。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 緑川グラウンドの駐車場拡充と進入路の改修について
でございますけれども、まず緑川グラウンドでは大規模な大会等が開催される際には駐車場の
許容範囲をやはり超えることが想定されるところにも認識しております。許容範囲を超
えることが予想される時には利用団体から相談があった場合も含めて白旗小学校の駐車場の
使用について事前に小学校にお伺いを立てて利用団体にお伝えする取り組みを行って
おります。このように地域の施設を有効活用し駐車場の不足を補う努力を続けているところ
ではございますが、今後の駐車場の拡充に関しましては河川内に位置する緑川グラウンド
が町有地となっております、その町有地である緑川グラウンド駐車場の現在周辺に生い
茂っている雑草の除去などの整備を行い駐車場の拡充やまた南側上流に隣接する箇所が民
有地となっておりますので、その民有地に関しましても借用等視野に入れ地権者等との協
議を進めてさらなる駐車場の拡充を検討してまいりたいと思います。また進入路に関しま
しては現在、国土交通省が管理する坂路でありますけれども、確かに熊本市側からの出入り
に関して可視性の不備などにより安全性を損なう状況であることを認識しております。今
後は安全性を考慮した坂路の拡幅など、国土交通省などとの協議を進めていきます。以上
のように緑川グラウンドの駐車場の拡充や進入路の改修につきましては利用者の安全と利
便性を最優先に考えまして関係機関と連携しながら着実に改善を進めていくよう検討して
いきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。それでは最後の質問になりますけれど
も、4番といたしまして盛り土の利用目的と竹木等の伐採による景観管理対策ということ
で質問させていただきます。今、担当課長の説明にもありました駐車場の南側に盛り土の
されているところがございます。今説明をお聞きしましたらそれは民地ということござ
いました。私はあれは国土交通省さんの土地で築堤とかなんかのために土をもっておられ
るのかなという思いがありましたので、そういったところも利用して駐車場に広げていけ
たらいいんじゃないかなという思いで先ほどの質問をしたところでありました。今回はそ
ういったことも踏まえての盛り土利用ということで質問をいたしておりますけど、それ
についてはちょっとまたご回答っていうか多分個人の土地ならなかなか私たちもどう
こう言うことはできないと思いますが、それとその隣接してですね、やっぱ河川堤防敷
きに生えている竹木等、これについてはおそらく国土交通省さんだろうと思うんです
よ。数年前には国土交通省さんの方で伐採されたと記憶しておりますけれども、現在
はまた以前のように竹木が繁茂して景観的にも非常に良くないと考えております。
こういった状況がございまして、その町として要望とかされているのか、なんか対策
を講じられようと思っておりますのか、その件についてお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 緑川上流右岸側の盛り土それと流木等の伐採について景観対策としてできないかというご質問ですが、これについてお答えしたいと思います。議員おっしゃられるとおり、前回流木の伐採が行われましたのが、令和元年10月に国土交通省において実施されております。施工範囲としましては緑川グラウンド周辺の約1万9000平米が伐採されているということです。施行範囲につきましては先ほどもございましたけれども、民地もございましたけれども、河川区域内ということから区域内の民地については所有者の方から同意をいただいて実施されているというところになります。また盛り土についてですけれども盛り土も伐採前からこれは民地の方に置かれていたものでありまして個人が所有されるものでありますので利用目的も分かりませんし、それを利用するということが難しいかなというふうに考えております。現状としては伐採が行われてから先ほども言われましたけれども、長年6年以上経っているところからすでに竹等が伸びているような状況を把握しているところになります。国に対しては緑川グラウンド周辺も対して乙女橋上流などの樹木伐採について毎年要望を行っているところでございます。本年度も6月に要望活動を行っておりまして、今後も引き続き早期実現に向けて引き続き要望活動を行っていきたいと思っております。なお国の方では流下阻害、河川の流れを阻害するようなところを優先的に実施しているというところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 最後にあたり、やはり駐車場の拡充ややはりその進入路の安全対策、それと今言いました竹木等の景観に対する伐採等による景観対策、この辺にはそれぞれの関係する部署・担当課それと機関がありますので、そういったところと協議できる場所があれば協議されて少しでもいい施設となって甲佐町のイメージアップにつなげていただければという思いで質問いたしました。これを持ちまして私の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。55分から再開いたします。

休憩 午後3時47分

再開 午後3時55分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に8番、福田謙二議員の質問を許します。

8番、福田謙二議員。

○8番（福田謙二君） 8番福田謙二でございます。今日は傍聴席の方にも地元からお見えでございます。地元の皆さんの代弁者として質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。まず最初に人口減に対する対策についてでございます。一般資料をもらいまして資料では令和5年度と6年度の資料を紹介いたします。令和5年度が亡くなられた方が186人、生まれた方が42人、144人の減です。それから令和6年度亡くなられた方

が205人、そして生まれた方が39人で166人の減ということでございます。こういう状況の中でこれまで町では定住を促進する施策を実施してきたと思いますが、どのような施策があるのか尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） これまで町で行ってきました定住を促進する対策につきまして答弁させていただきます。まず1つに40歳未満の方で土地を取得し居住用住宅を建築された方への助成金であります定住促進助成金、次に東京23区に在住または通勤していた方が要件を満たした法人に就業し本町に移住した場合の移住支援金、次に住まいの確保を目的といたしまして空き家の利活用を目的といたしました空き家改修補助金、民間賃貸住宅の建設を行った事業者等に対する民間賃貸住宅建設費補助金、要件を満たした5区画以上の住宅地の開発を行った事業者に対する住宅地開発行為支援補助金がございます。また子育て世帯の定住に向けた支援策の主なものといたしまして、近年の物価高騰対策の1つといたしまして令和7年度に創設をいたしました妊娠期から中学校卒業後までの節目の経済的支援を行う子育て応援金、教育費の負担軽減を目的といたしました小中学校修学旅行費の無償化、町内の高校生等の通学支援を目的といたしましたバスの通学用定期券の半額補助のほか、子ども医療費助成・英語検定受験料助成がございます。また新しい働き方の獲得を促進することで定住者の確保を目的といたしましたデジタル人材育成事業も実施しているような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 今後の定住対策の予定はさらなる定住促進に向けた新たな取り組みや拡充の予定はあるのかお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 今後の定住対策の予定といたしましては、先ほど答弁させていただきました各種支援制度につきまして令和8年度予算に計上させていただいております。また甲佐町に生活する視点で地域を体験していただく機会を提供する移住体験ツアー、また仕事を確保した移住者の獲得を目的といたしました就職支援プログラム、転居費用の支援を目的といたしました移住定住促進補助金、それから空き家改修補助金の拡充につきまして、これらの事業につきまして令和8年度当初予算に計上させていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 子育て応援金それから小中学校修学旅行費の完全無償化・バスの通学用定期券の半額補助などの子育て支援策は子育て世帯の定住に非常に有効でありますが一過性ではないかと考えております。これらの施策は長期間継続することで甲佐町が子育てに力を入れているということが広く浸透し、定住の効果が出ると考えますが、実施予定の期間はどのようになっていますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは子育て応援金・小中学校修学旅行費の完全無償化・バス

の通学用定期券の半額補助などの各種施策につきましては私も直接住民から本当にたくさん喜びの声をいただいているところでございます。また町外におきましても甲佐町は子育て支援策が非常に充実しているというようなことが少しずつではございますが知られてきているところでありますし、甲佐町への定住について前向きに検討している方もいらっしゃるということもお聞きしております。このことは私が目指します人口構造の適正化に向けて着実に進んでいるものと考えております。福田議員のご意見のとおり、まだこれら施策は創設したばかりでございますので、まずはこれらの施策を広く知っていただくことが定住につながると思いますので、先ほど担当課長が答弁いたしましたとおり、魅力的な施策を広くPRするとともに、私といたしましては町の財政状況も勘案する必要がございますけれども、今まさに甲佐町は施策を打ってでる時期だと考えておりますし、安心して子育てができる町として打ち出すためにも、これらの施策につきましては是非継続させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 今、是非継続したいということですが、だいたいどれぐらいの年月を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 先ほどの答弁でも申しましたとおり、これは財政状況が影響してまいりますので一概に何年と申しあげられません、やはり中長期的な視点で10年間は継続させていただければという思いは持っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 10年間ですね。よろしく願いいたします。答弁のあった各種施策については大変有効だと考えますが、その効果がまだ見えないのが残念であります。魅力的な政策については広く知ってもらうことが重要と考えますが、町がこれまで行ってきた各種施策のPRや今後の取り組みをどのように考えておられるでしょうか。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 町が行っております移住定住施策に関するPR事業につきましてご説明いたします。これまで東京・大阪・福岡などで熊本県などが主催される移住相談会にも職員が参加し甲佐町のPRを行ってきております。また令和7年度におきまして地域おこし協力隊によりまして町の魅力を定期的にInstagramなどのSNSを活用した発信を行っております。また令和8年度につきましては移住用のサイト構築や生活情報誌への記事掲載にかかる予算を計上させているような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） ありがとうございます。これまで子育て世帯への支援策の充実を町として行って来られたが、定住を促進するためには町の高齢者が安心して元気にいきいきと暮らすことも重要だと考えております。高齢者の生きがいがづくりにつながっています。このように高齢者が元気な町であることも定住を促進するための有効だと考えますが、本町ではどのような高齢者向けの施策が行われているのか、また今後の高齢者に対する支援

策の方針はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 本町におきます高齢者に対する施策についてお答えいたします。まず甲佐町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の基本理念としまして高齢者が生きがいを持ち地域の支えの中で自分らしく安心して暮らせる町を掲げ、基本理念の実現に向けて施策を行っております。介護予防に取り組む行政区や地域団体の活動を支援し高齢者の健康維持・改善を図るため介護予防教室・地域の集いに補助や支援を行っております。令和7年度におきましては甲佐町オンライン見守り事業としましてタブレット端末を活用したオンラインによる見送り支援を行い、民生委員の負担軽減とともに高齢者の見守り支援の強化を図るよう実証実験を行っております。また令和7年11月21日に閣議決定されました強い経済を実現する総合経済対策において生活の安全保障、物価高への対応、ふるさと応援チケットを65歳以上の高齢者には追加で1万円の商品券を発行しています。また令和8年度当初予算案に計上させていただいております老人クラブ活動補助金の増額や聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者に対しまして日常生活・社会参加・地域交流の支援を行うため、高齢者の補聴器購入につきまして費用の助成をしたいと考えております。以上、高齢者に対する支援となります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） ありがとうございます。先ほど福祉課長の答弁でもありましており、高齢者に対する支援を行っているところであります。今後の高齢者に対する支援等の方針につきましては、私の政策方針としましてこれまで甲佐町を、これは町長の答弁でした申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 今後の高齢者に対する支援の方針ということでございます。支援の方針につきましては先ほど福祉課長の答弁にありましており、高齢者に対する支援を現在行っているところでございます。これにつきましては私、令和5年9月町長に就任いたしました際に議会で何遍も申し上げてますけれども、いろんな町の課題・問題点がある中でまずは私が何から着手したいかといった時に少子高齢化の進展ということでございます。高齢化率が甲佐町はその当時、現在もそうですけれども高齢化率が40%ということで全国平均と比較いたしますと約10%ほど高齢化率の進展が進んでいるということで、先ほど一般質問とかでも出ておりますけれども、人口構造の適正化を図っていく必要があると、そのためにはやはり若い世代の方々をいかに早く甲佐町に呼び込む施策を展開していくかということを私がまず第一に取り組むことということで、いろんな若い世代に魅力ある支援策であったり住宅開発支援であったり民間住宅の開発の補助であったり、そういったことから私は令和5年9月に就任してその後、担当課と打ち合わせをして主に令和6年度がまずはそちらの方に支援策から始めたところでございます。まずここから着手しないとやはり20年後30年後50年後の甲佐町の存続の危機にも陥るとということで、まずそちらから着手をさせていただいてある程度の事業構築ができましたので、令和7年度から次

に力を、若い世代のそういった子育て支援とかは事業構築できたものを今度継続していくとして、令和7年度から次に力を入れていくのは今ある課題・問題に対して着手していこうということで、今ある課題・問題の1つで高齢者対策ということがございます。高齢者の方々がこれまで甲佐町を守ってこられた高齢者の方々がいつまでも甲佐町で生きがいを持って幸せに暮らしていただける環境整備を次は行っていくということで、担当課長等にも令和7年度に指示したところがございます。今後、高齢者に対する支援策の方針につきましては私の政策方針といたしまして甲佐町を支えていただいた高齢者の方々が生きがいを持って豊かな暮らしをしていただくため、また高齢者の方々が安心して生活できる環境を整えることは地域全体の活力を高めることにもつながると思っております。健康維持に関する支援や社会参加への促進など、高齢者の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現に向けて引き続き努力してもらえるところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 高齢者の支援がより一層できますようお願いしときます。町では複数の区画を有する住宅開発を進めることも定住促進に有効だと考えますが、特にそのための住宅用地の確保については町内の遊休農地の活用もできないものかどうか、住宅開発にあたっての遊休農地の活用及び全体的な定住促進にかかる町長の思いはどのようにでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すいません、町長とおっしゃいましたけれども、まずは農政課からお答えいたします。住宅地開発にあたっての遊休農地の活用についてお答えします。本町におきましては農業委員会におきまして毎年8月から9月に農地利用状況調査を行っております。また11月から12月に所有者に対し農地利用意向調査を実施しています。農地利用意向調査に関しましては中山間部が多く住宅用地としては不向きな場所も多いと思います。また平坦部に関しましては農振農用地ということで圃場整備を実施した地域が大半の部分を占め、農振農用地からの除外を行い転用申請し許可を受ける流れとなり宅地となります。住宅地開発に遊休農地を活用する場合はこのような手続きを踏むことが必要となります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 住宅地開発を含めまして定住促進にかかります私の考えを申し上げます。福田議員のご提案につきましては定住施策を推進するためには町が遊休農地の活用を含め住宅地開発を進めたらどうかということだと思います。遊休農地につきましては農政課長の答弁にもありましており、必要な手続きを踏む必要がありますが、遊休農地の解消も町の解決すべき課題ですので、今後も国・県の動向に注視した上で有効活用についても検討する必要があると考えております。次に住宅地開発につきましては現在新たに整備しました企業等応援施設を拠点として多様な企業との関わり、また新たな動きが生まれてきているところではございます。このため私といたしましてはまずはこれも本日何度も申しておりますけれども、まずは民間活力を重視した開発を進めていきたいと考えております。その利点としましては民間企業におかれましては市場動向のニーズを分析し瞬時

にかつ的確に捉え、効率的な事業展開を行われることから民間活力を活用することで移住定住しようとする方々が求める魅力的かつ効果的な開発が行われ、これにより定住施策が促進されるということが期待できると考えております。町といたしましてはこのような民間企業による開発を促進するために住宅開発にかかる補助金を創設しておりますし、今回、市場動向等を調べて補助金の条件内容等も改正したところでございます。この他にも先ほど地域振興課長の答弁でもありましたが、現在本町には定住を進めるために各種支援策や取り組みを実施しておりますが、さらに加速させるための施策について令和8年度当初予算に計上させていただいているところでございます。民間事業者の開発を促進する上では直接的な補助だけでなく、実際に住む方に対する魅力的施策があることは開発後の需要を裏付けるための重要な理由付けとなりますので、今後も住宅地開発を行う民間企業者だけでなく、本町が定住者のターゲットとする方々に対するPRをしっかりと行っていくことといたしております。最後になりますが人口構造の適正化は町の重要課題ですので、今後も町としても定住施策について社会情勢・市場動向に注視しながら必要に応じて施策の改正や新たな施策の創設について視野に入れたところで強力に押し進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） この住宅開発でございますが、しっかりとPRをされて甲佐町がいいところですよ、住みやすいですよというような方向にしっかりとPRしていただければと思いますので、次に質問を入ります。有害鳥獣対策についてでございます。有害鳥獣の被害は年々増加傾向にあり、その駆除対策はどうしておられるのか、またどれぐらい駆除隊の人数が必要と考えられますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。本町におきましては町内に住所を有し狩猟免許を持ったもので構成された猟友会甲佐支部に有害鳥獣駆除隊を編成してもらい、そこに依頼し駆除を行ってもらっています。猟友会甲佐支部では町内の狩猟登録を持って組織され、駆除隊の人数は現在30名となっております。内訳は罟班が21名、銃班が9名で内、5名が罟免許の保有者となっております。目撃情報等の連絡があった場合は現場確認し駆除隊に依頼している状況です。また駆除隊の人数については多いにこしたことはありませんが、駆除隊の方も高齢化が進んでいる状況となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 分かりました。ではこの駆除隊も高齢化が進んでいる状況ならば狩猟免許を取得し、駆除隊への加入促進が必要と思いますが、若い方や駆除される方への免許の補助についてお尋ねいたします。現在、補助はどのように行っていますか。また捕獲された場合の補助金はどうなっていますか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。狩猟免許取得にかかる補助は行っており、条件につきましては町内に住所を有し、申請者及び世帯に町税等の滞納がない方で免許取

得後に猟友会甲佐支部に加入し有害鳥獣駆除隊の活動に参加できる方としております。金額は第一種銃猟免許で10万円、罠猟免許で3万円となっております。有害鳥獣駆除隊の活動に参加できない自営での目的の方に関しましては新規拡充事業としまして令和8年度当初予算に半額補助としまして第一種銃猟免許で5万円、罠猟免許で1万5,000円の金額で上程させてもらっております。また捕獲された場合の補助金につきましては猿が3万円、イノシシの成獣が9,000円、幼獣が4,000円、鹿が9,000円、カラスが500円となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 分かりました。次に駆除隊に入らなければ自分の土地以外の駆除はできないのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） これにつきましては駆除隊に入っていただくと許可をした範囲で駆除できますが、狩猟免許を保有し自営での被害防止目的での捕獲は農林業者・自らの所有地内及び借地において所有者から委託を受けて被害防止の目的で捕獲を行う場合のみ許可を行っている状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） わかりました。では年々増加する鳥獣被害については近隣市町も同じと考えますが、駆除の広域化は考えられないものか、また町外の方でも事業所が町内にあるなら許可できないのか、お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 広域的駆除に関しましては指定管理鳥獣捕獲等事業としまして集中かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣、日本鹿・イノシシにつきましては都道府県または国が捕獲等をする事業になります。昨年度、日本鹿については球磨地域、イノシシについては天草地域が実施されています。今後、町が取り組む場合は条件や採択要件等については各駆除隊との絡みもありまして駆除隊が入らない山奥の方を指定している状況なので県を通じて今後検討していかなければいけないと思っております。また町外の方でも免許を有し、町に範囲や許可申請をされれば許可を行っている状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） わかりました。では猟友会では講習会などは行われていますか。特に処分方法など、駆除しても処分に困るという話を聞きますがどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 銃につきましては3年で免許更新となり御船署におきまして更新時に更新講習会が開催されています。また罠につきましては有害鳥獣被害防止対策協議会で講習を行っており、罠免許更新時の最初の3年後にもまだ初心者として講習会が開催されている状況です。処分につきましては各個人の方で埋設を行っている状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） では町で保有している箱罾の数について尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。町で保有してある箱罾の数は15機となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） わかりました。町でも箱罾を所有し駆除対策を行っているわけですね。しかしながらこの問題は年々増加をたどり難しい問題となっております。昨年の6月定例会においても森田議員が質問され、町は今後はより一層住民の皆様へ寄り添った丁寧な対応を心掛け住民の安全確保と農業被害の軽減に向け対策を講じると答弁されております。その後どのような対策をされているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。町といたしましても今年度の国の補助率が低かったため6月定例会に上程し補助率を例年並みに行い住民の皆さんに広く活用をいただけるよう今年度から3回に分け申請を行っている状況です。今後もこのように有害鳥獣対策に向き合っていきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 先ほど福田議員から質問がありますように、この問題は近隣市町また全国的な問題でありますし、喫緊の課題であると考えております。担当課長が今答弁を行いました、今年度の電気柵等の国補助に関しましても要望が多かったため補助率が低い状況にありました。町といたしましてもこの状況を見過ごすわけにはいかないため、例年の補助率並みに町からの財政負担を行ったところでございます。今後もこの問題は増加の一途を辿ると思っておりますし、そのため免許取得費の拡充も今回の議会に上程の予定でございます。今後もより一層、住民の皆様へ寄り添いながら対策を講じていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） この有害鳥獣の被害というのは年々増加しているわけでございます。普通の家庭菜園でも被害にあっております。それから家の周りまで来ております。そういう中においてもこの有害鳥獣の被害をいくらかでも少なくするよう対策をどうかよろしくお願ひいたします。

では次の質問に行きます。乗合タクシー事業の状況についてでございます。昨年11月から実施している町営バス実証実験について、3月までの実証実験ではございますが11月12月1月2月までの問題点や利用者からのご意見はどのような内容だったのでしょうか、お聞かせ願ひします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。先ほど一般質問の中で鳴瀬議員の方からも一般質問のご質問がありましたけれども、答弁した内容と重複するところがありま

すけれども答弁させていただきます。昨年11月からAI配車システムを活用したデマンド交通の実証実験として予約制町営バスという名称で実証実験の方を運行しております。実証実験開始後12月から1月にかけて実施したアンケートや役場窓口などで利用者の皆様からご意見をいただいておりますのでそのご意見についてご報告させていただきます。まず乗降場所につきましては今まで近くにバス停がなかったのでバスが来るようになって嬉しいや自宅前で乗降できるようにしてほしいなどのご意見を伺っております。次に運行日時につきましては以前の町営バスより待ち時間が短くなって良かったや運行時間を夕方以降も伸ばしてほしいなどのご意見を伺っております。次に予約関係ですけれども、予約しなければいけないため不便や予約後45分待たなければいけないため不便などのご意見を伺っております。次に運行形式ですけれども熊本バスとの乗り換えに使えるようになって良かったや町中で利用はできないためその移動が大変などのご意見を伺っております。次に車両関係ですが車の色をもっと分かりやすくしてほしいや車が狭いなどのご意見を伺っております。最後にその他ということで料金の支払いに関しまして、キャッシュレス決済の導入や町から利用料金の補助が欲しいなどのご意見を伺っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） 利用される方から様々な意見などがありましたが、そのような意見は町を今後どのように改善されるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。令和8年度に地域公共交通会議において地域公共交通のマスタープランである地域公共交通計画の策定を予定しており、その中で今回頂いたご意見などにつきましては各委員の方々と協議検討していくことをしております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 福田議員。

○8番（福田謙二君） この乗合タクシーについては2人の議員の方が質問されましたが、今回再度質問させてもらいました。この乗合タクシーは非常にいいと思います。実証実験はまだ3月までということで終わってはいませんが、町民の皆さんに寄り添った安心な住みよいまちづくりができますようお願い、私の一般質問を終わります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） これで8番、福田謙二議員の質問は終わりました。

以上をもって、一般質問の通告者すべての質問を終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日10日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後4時29分

3月10日（火曜日）

令和8年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

- 1. 招集年月日 令和8年3月6日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 3月10日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 3月10日 午後3時16分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北野太 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長兼 くらし安全推進室長 荒田慎一
地域振興課長 羽祢田直美	税務課長 松野洋幸
環境衛生課長 田上和広	健康推進課長 宮崎貴美代
住民生活課長兼 町民センター所長 奥名雄吉	福祉課長 高原貞典
農政課長 上古閑一徳	建設課長 白石亨
会計課長 渡邊友美	
企画政策係長 本田幸嗣	広報電算係長 中村聡健
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 井上幸介
社会教育課長 内田健司	
農業委員会事務局長 上古閑一徳	選挙管理委員会書記長 荒田慎一
代表監査委員 井芹雅洋	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 承認第2号 専決処分の報告及び承認について
(専第1号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第2 議案第12号 甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第3 議案第13号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第15号 甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第6 議案第16号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第7 議案第17号 農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改
正する条例について
- 日程第8 議案第18号 甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第19号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の
一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 財産の無償譲渡について
- 日程第11 議案第21号 甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者
の指定期間の変更について
- 日程第12 議案第22号 甲佐町過疎地域持続的発展計画について
- 日程第13 議案第23号 字の区域の変更について
- 日程第14 議案第24号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第15 議案第25号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第26号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第27号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第28号 令和8年度甲佐町一般会計予算

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第1、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは承認第2号についてご説明申し上げます。承認第2号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。専第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分するものでございます。

令和8年1月15日、町長名です。

記、1、令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第9号)。

次の次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算(第9号)は次に定めるところによります。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億1,676万1,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年1月15日、町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款16、県支出金に1,105万8,000円を追加し、17億7,366万2,000円としております。3の委託金です。

歳入合計、補正前の額182億570万3,000円に、1,105万8,000円を追加し、182億1,676万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に1,105万8,000円を追加し、44億7,798万円としております。4の選挙費です。

歳出合計、補正前の額182億570万3,000円に、1,105万8,000円を追加し、182億1,676万1,000円としております。

今回の補正につきましては、2月8日に行われました衆議院議員総選挙の経費に係る増額の補正となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでございます。ただいまご説明がありましたとおり、歳入歳出それぞれ1,105万8,000円を追加されたということでございます。先に行われました衆議院議員選挙の解散に伴う選挙費ということですので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第12号 甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第12号「甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

す。

議案第12号、甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名です。

甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町職員の定数に関する条例を次のように改正するものです。

第2条中「132人」を「140人」に改める。

第2条の2を次のように改める。

(定数外の職員)

第2条の2 次の各号に掲げる職員は、第2条に規定する職員の定数外にあるものとする。

第1号、休職中の職員。

第2号、地方自治法第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体に派遣し、又は他の地方公共団体から派遣されている職員。

第2項、前項に掲げる職員が職務に服することにより、職員数が第2条の定員を超えるに至ったときはその定員に欠員が生ずるまでの間その職員を定数外とすることができる。

第3条中「町長」を「それぞれ任命権者」に改める。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

提案理由といたしましては、事業推進体制の確保等のため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページに新旧対照表を添付しております。また、説明につきましては最後のページに添付しております説明資料にて説明をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ありがとうございます。では最後のページ、3ページをお願いいたします。説明資料です。議案第12号、甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について。1、改正理由につきましては、役職定年や任期付職員の採用等で今後職員の実員数が増加することが見込まれるなか、職員採用の世代間均衡を図り、職員の働き方改革等の勤務環境を維持し住民サービスの向上を図るため、定数の引上げ等条例の一部を改正するものでございます。2、主な改正内容。1、職員の定数の改正につきましては、現行の132人を改正案としまして140人に改正するものでございます。2、定数外の職員等の追加につきましては、現行の休職の職員、改正案は休職の職員及び派遣の職員ということで、また上記の職員が職務に服する場合は、定数外として扱う規定を追加したものでございます。施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するというようにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。お尋ねいたします。現在の定員であります132人の定員はいつかであったのかということ、会計年度任用職員の数、課毎の人数はどうなのかということでお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） すみません、132人がいつまでかというのはここに書類がありませんので、また後で説明をさせていただければと思います。会計年度任用職員につきましては、説明をさせていただきたいと思います。総務課が2名、企画課が1名、地域振興課が2名、税務課が1名、住民生活課が4名、健康推進課が3名、福祉課が12名、環境衛生課が1名、農政課が2名、建設課が10名、町民センターが2名、会計課が1名、学校教育課が27名、社会教育課が11名、これにつきましては、今年度の4月1日現在でになりますのでその後増減がっておりますけれども、そういう形になっております。以上になります。合計が79名です。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。今、報告がありました会計年度任用職員もそうですが、この中で特に多い建設課と福祉課がこれだけ採用されているという理由が分かればお話いただければと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 福祉課につきましては、介護認定の調査員さんが3名とかあと、消費生活者相談員さんが7名居られますので、そういう形で外部で相談を受けられる体制等が多いのかなと考えております。また、建設課につきましては、町道等の作業、除草作業の作業員さんが7名ということですのでその分で多くなっていると思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。お尋ねいたします。2号の2項に職員数が第2条の定員を超えるに至ったときは定員に欠員が生ずるまでの間その職員を定数外とすることができると思いますが、今現在、休職をされている方がいらっしゃるのかと、復職する時の定数外職員として扱う規定というのを追加としてありますが、その内容について差支えなければ教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 今、休職中の職員につきましては、4名となります。あと定数外で取り扱うということにつきましては、今現行132人を140人にしておりますけれども、万が一休職を含めないところで140名職員がいたとなる場合についてはこれを超えますのでそういう形での期限的な処置ということで、別に休職者の定数に含めないということではなくてですね、そういう形で考えているところでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 直接関係ないと思いますけれども、現在の採用状況についてどうなっているのかお聞かせください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 今回、令和8年度で採用を予定している職員につきましては、まず共通が一次という部分で9月に実施をしておりますけれども、その時に採用が2名ということをしているところがございます。また追加という形で今年度に入りまして1月に追加募集をさせていただいて、すみません、先ほどの2名のうち一次では3名ですね。社会福祉士が1名と一般の職員が2名という形でさせていただいてますし、この前の追加につきましては保健師が1名、あと一般職で7名取るようにしておりますので、全部で今回については3と8で11名を予定をさせているところがございます。それにつきましては今現在がうちの定員が119名しかいませんので、11名来たところで今130名というところではしております。そういう形で本来は132人に合わせたかったんですが、なかなかその厳しい状況もありまして、今回はそういう形を取らせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 分かりました。11名も入られたということで良かったなと思ってるんですけども、もう1つ、それと先ほど森田議員が質問された休職されている職員さん、4名の方がどれくらいの期間、休職されているというかをお聞かせ願いますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 休職者につきましては1名は病気休職なので病気が治るまでという形になっております。あとについては一番長いもので約1年になっております。短いものでも8ヶ月ぐらいいは経っているという形になっております。そういう形を取らせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 昨年度の退職者以外の離職者の数と会計任用の職員の採用の仕方、どういうふうになってるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 今年度の離職者につきましては、すみません、まず会計年度任用職員の方から説明をさせていただければと思いますが、まず会計年度につきましては公募をさせていただいて各課の方で面接をさせていただいて合否の決定をさせていただいているところがございます。今回の退職以外の離職者につきましては、今のところ4名、退職以外でいくと4名になっているところがございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第12号、甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長のご説明がありましたけれども、今後の採用人数等の関係もございまして、甲佐町の町役場がうまく円滑に運営するために定数をあげるということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第12号「甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号「甲佐町職員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号 甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第13号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

議案第13号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和8年3月6日提出、町長名です。

甲佐町課設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町課設置条例の一部を次のように改正するものでございます。

第1条中「（室）」を削り、同条第4号中「くらし安全推進室」を「危機管理防災課」に改める。

第2条第1号中スを削り、セをスとし、同条第4号中「くらし安全推進室」を「危機管理防災課」に改め、同号イ中「くらし安全」を「交通安全及び防犯」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 消防に関する事項

第2条第6号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 人権に関する事項

第3条及び第4条中「(室)」を削る。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、課の事務分掌の見直しに伴い本条例の一部を改正する必要が生じたため地方自治法第158条の規定に基づきこの議案を提出するものでございます。

2ページから4ページまで新旧対照表を添付しております。また、説明につきましては添付しております説明資料にて説明をしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） では最後のページ、5ページをお願いいたします。説明資料です。議案第13号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。1、改正理由につきましては、現行のくらし安全推進室を、新たに防災に特化した危機管理防災課として再編するなど、課の分掌事務を見直すため条例の一部を改正するものでございます。2、主な改正内容につきましては、1、課の名称の変更で、さっきご説明いたしました現行のくらし安全推進室を改正案で危機管理防災課、2の分掌事務の変更で“消防に関する事項”を、総務課から危機管理防災課の事務に追加をさせていただきます。それと“くらし安全に関する事項”を、“交通安全及び防犯に関する事項”として内容を具体化しております。“人権に関する事項”を、住民生活課の事務に追加するものでございます。3、施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。お尋ねいたします。新しく名称を変える危機管理防災課の課の職員は何人いるのかということでお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 危機管理防災課については職員につきましては4名を考えているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第13号、甲佐町課設置条例の一部を改正する条例

の制定ということでございますけれども、課の再編による行政機能の向上を図るものであることから何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第13号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「甲佐町課設置条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第14号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第14号について説明いたします。議案第14号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正することとするものでございます。令和8年3月6日提出、町長名です。

提案理由は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。といたしまして以下、改正する条文が続きますが、かなり長くなっておりますので、ご説明といたしまして一番最後に添付いたしております議案第14号説明資料にて説明させていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） ありがとうございます。この4月から国が行う子ども・子育て世帯への支援とする諸事業に必要な費用の一部を町の国民健康保険の皆様からも支援金としてご負担いただく必要性が生じているところでございまして、今回、まず1、国民健康保険税に、子ども・子育て支援納付金課税額の税率を新設し、あわせて基礎課税額、この税率を改正するものでございます。次に、2といたしまして子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を、国民健康保険法施行令に準じまして、被保険者世帯1世帯あたり3万円までとするものです。下の表でいきますと（1）税率、区分

の欄上から、まず基礎課税額について、その内訳として所得割の税率を現行8.8%から改正案8.55%へ、均等割の税率を現行被保険者1人あたり3万円を2万8,500円としております。次に1つ下、後期高齢者支援金等課税額、そのまた下の介護納付金課税被保険者分は現行ままといたします。一番下ですが、子ども・子育て支援納付金課税額を新設いたしましてその内訳といたしまして所得割の税率を0.25%、均等割の税率を被保険者1人あたり1,400円と、18歳以上被保険者均等割の税率として18歳以上の被保険者1人あたり100円といたします。ここで基礎課税額から子ども・子育て支援納付金課税額までの税率、これは単純に合算をしてみますと現行で所得割では14.38%となり、改正案としましても同じく14.38%、均等割が被保険者1人あたり現行8万8,000円となり、改正案でも8万8,000円ということになります。(2)表の右側でございますが、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額のところが1世帯あたり3万円までとしますが、こちらの限度額はまず基礎課税額は現行66万円から変わらず、後期高齢者支援金等課税額も変わらず26万円、介護納付金課税被保険者分も変わらず17万円、新設しました子ども・子育て支援納付金課税額が限度額3万円、現行限度額を足し合わせますと109万円から改正案としましては112万円に増額ということになります。その他、字句の訂正や追加等がございますが、この条例につきましては、令和8年4月1日から施行するものがございます。すみませんが、補足をさせていただきますが、例年年度末に国の方で税制改正がなされておりまして、そういった場合には国民健康保険税条例の一部改正を行う必要が生じておりまして、例年専決処分とさせていただいているところです。今年度では今ご説明いたしました子ども・子育て支援納付金課税額の新設、課税限度額の新設、その他、基礎課税額の限度額の見直しと5割軽減と7割軽減についての判定するための所得の拡大などなされる見込みでございますが、今回国民健康保険税の税率に関しましては専決処分とすることはできないと考えますので、今回子ども・子育て支援納付金課税額の新設に関連する部分の改正につきましてこの議会でご議決をお願いするものがございます。年度末に税率以外の部分に関して税制改正がなされた場合にはどうしてもその部分についての一部改正を専決処分とさせて対応をさせていただく必要が生じますことをあらかじめご説明させていただきまして、大変長くなりましたがご説明以上のおりでございます。今回の一部改正につきましてご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回の条例改正ですけれども、子育て支援の国の財源を各医療保険に上乘せするという国の制度創設による今回の条例改正ですけれども、この税率になった理由をお尋ねをしたいということが1点、それから他の資料を見ますと3年間にわたって引き上げられるということが書いてありましたけれども、今後3年間にわたって26年27年28年、3年間にわたって引き上げられるということですが、この国保はどういうふうになるのかというようなことが2点、それと上限引き上げによる対象者は何名かということ、3点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） まず今回この税率をご提案した理由ということであったと思いますが、今回税率を足し合わせた部分では現行と改正前と改正後では同じということですが、この税率で今回の子ども・子育て支援納付金の方が熊本県の方からは町には500万円配分がありまして、これを納付しなければならないということになります。そのための税率として子ども・子育て支援分の0.25%、1,400円と100円をこれは国の標準税率ということで設定をしたものでございます。合わせまして基礎課税額を下げましたのは、その税率で令和8年度は収支が均衡するようなところまで行かろうという見込みのところ設定させていただいております。なにぶん去年につきましては豪雨災害などもございましたので、また今の物価が高いと言ったそういった諸事情も勘案しまして現行と同じようなことで総合的には考えたところです。あと3年間で上がっていく負担金ですが、3年間で負担金が上がっていくので、どのように国保の税率がどうなるかということですが、国の方では今回1人当たり250円おおよそですね。令和8年度250円、9年度が300円、10年度350円ですよという大まかな数字を示されておりますが、これにつきましては来年度は来年度でまた考えていくしかないということであげなければならない可能性もございます。それから今回影響する対象の方が何名かというご質問と思いますが、課税限度額が3万円プラスになってしまいますので、その観点で負担がちょっと増えられる方が、今現在、限度額が、109万円課税限度額がかかっていらっしゃる方が甲佐町で10名ほどいらっしゃったと思いますが、その方につきましては3万円まで上がってくる可能性があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今回は子どもの均等割が今、未就学児が半額になっているというふうに思うんですけども、これは18歳まではこの均等割というのは10割軽減になるのか、その確認をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 今回の子ども・子育て支援納付金課税額の均等割部分は7割5割2割の軽減は同じように適用になります。ただいまの18歳未満の方の、未就学児の均等割の軽減のご質問でございましたけれども、この子ども・子育ての均等割に関しましては1,400円・100円とも18歳未満の方には結果として課税されないということになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番です。今回、子ども・子育て支援納付金の課税ということで今回国民健康保険ですけれども、他の保険の方でも1人当たり負担しなきゃいけないということですが、この支援金が町にどのように配分されるのかと、そのあたりがわかるのであれば教えていただきたいと思います。まだ今のところ不透明ということであれ

ばそのままお答えいただければと思います。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 今回子ども・子育て支援金としまして国全体で令和10年度では国全体で全ての被保険者の方から1兆円程度をご負担いただくというふうにされておりますが、今回たしか6,000億ほどではなかったかと思いますが、その金額につきましてまず後期高齢者医療の被保険者の方、それから国民健康保険の被保険者の方と協会健保さん、被保険者の方、それぞれ主に被保険者数で按分したところで配分がなされております。国民健康保険の方に配分されました額は、これはまた各都道府県の被保険者数で按分されまして、熊本県の方に。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 今回の子ども子育て支援金が使われる使途につきましてですけれども、国の方で色々な事業が予定されておりますが、具体的にどの事業に使われているかというご質問ですので、先ほどの私の答弁はまるでのを得ておりませんので、ただ内容につきまして私の方では分からない部分がございますので、先ほどの部分は発言を訂正いたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 福祉課の方で子ども子育て支援納付金の方の配分先の方が分かっている分だけお答えさせていただきます。まず児童手当の方の高校生の年代までの拡充分、こちらの方と、また来年度から始まります乳児等通園支援事業、こちらの方に配分が予定されていることとなります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 要するに我々が負担をするということだけじゃなくて、その分今福祉課長が答弁されたようにそういうふうにならなければ、国の方からも帰ってくると、それを使うんですよという話でしょう。だから出すばかりじゃないと、だからその分入ってくる、そういう理解でよろしいんですかね。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 議員おっしゃるとおりですね、こういったところで集めていただいた方、全ての方、全ての被保険者の方から集めていただいた分を子ども関係の方の事業に還元するというような形になっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 議案第14号について子育て支援の財源を各医療保険に上乘せし、新たに国民負担で財源を確保するという今回の子ども子育て支援金制度は2026年から2028年度まで段階的に引き上げ、全世代から徴収するというものです。一方、今回の制度導入にあたりましては社会保障の歳出抑制も義務付けられております。その点でも今後、社会保障での国民負担も増加すると考えられます。国民負担を増やす今回の制度導入そのものに反対するものであり、子育て制度の財源は公費で行うべきと考え、よって今回の甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については反対をします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第14号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長がご説明がありました子ども子育て支援金の一部を改正する法律の施行に伴い国民健康保険の税条例を変更すると、ただ今回変更するだけではなく同率の税率になるよう努力もされております。そういった部分でこの集めたお金は子ども子育ての支援に使うということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第14号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。この採決は、電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

賛成8票、反対2票、総投票数10票。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

○議長（宮本修治君） 総務課長から佐野議員及び宮川議員に、議案12号の質問について答弁の申し出がっておりますのでこれを許します。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） すみません、時間を取らせました。佐

野議員から質問の132人になったということですのでけれども、平成18年12月21日に公布がされており132人ということですので平成19年度からが132名ということになっております。ちなみにその前については164名という形になっているところがございます。また宮川議員からの今回の採用職員数につきましては、すみません、自分が把握してない部分がありましたので全体で11名と申し上げましたが、正式には9名の採用という形になりますので、訂正してお詫び申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

日程第5 議案第15号 甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第15号「甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは議案第15号についてご説明申し上げます。

議案第15号、甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定について。

甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名でございます。

提案理由は、熊本県における占用料の算定基準との整合を図ることに伴い、本条例の全部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例です。甲佐町道路占用料徴収条例の全部を次のように改正する。以下、条文が書いてありますけれども、今回の条例改正につきましては、熊本県道路占用料徴収条例に順じて改正するものです。条文の内容についてはあまり変わりはございませんけれども、より細かく定められた形になります。近隣自治体との均衡や占有者負担の公平性を確保できるようになるために見直しを行うものでございます。説明につきましては9ページからの新旧対照表と説明資料で説明させていただいてよろしいでしょうか。

説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（白石 亨君） ありがとうございます。それでは9ページをお願いします。ページ数が書いておりませんので申し訳ございませんけれども、新旧対照表のところから説明をさせていただきたいと思います。新旧対照表につきましては、先程も申し上げましたけれども、大まかに変わった点はございません、条文的にはですね。より細かく定められた形になっておりますので大きく変更された点のみを説明させていただきたいというふうに思います。まず第1条の見出しについて目的を趣旨にしております。それから次に第3条の見出しについて占用料の納付を占用料の徴収方法にしております。次に第6条の見出しについて過料を第7条において罰則として訂正しております。それから第7条の見出しその他を第6条において雑則としております。それから第8条については追加をしてお

ります。これは道路計画などで道路区域の決定を行うなど、将来的に道路用地となる区域についても同様の規定を設けることを定めています。別表については最後のページに説明資料をつけておりますのでそちらで説明させていただきます。最後のページをお願いいたします。説明資料に別表の改正案と現行の比較表をつけております。表の右側に現行の占用料の金額と占用物件を記載しております。現行では電柱や電話柱、地下埋設物など大きな区分で金額を徴収しておりましたけれども、改正案では一番左側の項目のとおり、第1種電柱、第2種電柱や埋設物の合計、工作物の種別を細かく区分し、真ん中辺のところですね、赤色で文字で記載しておりますとおり、それぞれの単位で金額を徴収することになります。金額につきましては現行と比較すると占用物件の種別により大きく高くなるものもございますけれども、安くなるものもございます。例えば一番上の第1種電柱では一番上の電柱のところですね。現行では電柱となっておりますけれども、現行では年間770円となっておりますけれども、改正案では第1種電柱が600円と下がっており、第2種電柱が920円、第3種電柱が1,200円と上がっております。ちなみに電柱で第1種・第2種・第3種電柱とは電柱にかけられた電線の数、これで区分をします。今回の条例改正につきましては熊本県が令和6年度に改正した道路占用料徴収条例との整合性を図るため、占用料の算定基準や条例分の見直しを行ったため制定するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑をおこないます。何か質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この改正によって今まで徴収していた占用料、これについて全体の金額としてプラスになるのかマイナスになるのか、金額的にいくらぐらいが増えるんですよとか減るんですよ という試算までされていれば教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えします。現行制度において占用料につきましては、だいたい160万円程度の見込みでございます。今回、改正案で見込みをしますと、だいたい170万から180万ぐらいになるのではないかと、若干上がるのかなという程度でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 議案第15号、甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま担当課長の方から説明がありましたように、熊本県における占用料の基準との整合性を図るための本条例の改正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第15号「甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号「甲佐町道路占用料徴収条例の全部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、議案第16号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

議案第16号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名でございます。

甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例。甲佐町町営住宅管理条例の一部を次のように改正する。第5条第2項に次の1号を加える。

第11号 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

提案理由につきましては、未就学児がいる世帯の入居要件を緩和することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表を付けております。改正案として本条例の入居者の資格、第5条第2項に第11号、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合を加えております。現行では未就学児がいる世帯については通常収入要件15万8,000円以下に該当しますが、今回の条例の一部改正により高齢者など、特に居住の安否をはかる必要があるものとして未就学児がいる世帯を追加することで、収入要件が21万4,000円以下となることで緩和対策となり、困窮する子育て世帯への住環境の拡大がはかれることから制定するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。説明はありましたけれども、今回それを同居者に未就学児等をいれることによって緩和されるということですが、近隣市町村でもこのような形態になっているとか、そういったのを考慮してこうされたのか、そういった方が入居したいけど今までできなかったとか、そういった理由があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） まずこの条例につきまして近隣市町村の状況を見ますとやっぱり同じような形でこの未就学児がいる世帯への入居条件を緩和されているということがあります。本町においても子育て世帯に対する支援対策、色んなものを行っておりましてその一環としまして行うものでありますので、改めて同様に本町においてこの条例改正をさせていただきたいというところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 議案第16号、甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。提案理由にありますように未就学児がいる世帯の入居要件を緩和することに伴いということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第16号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号「甲佐町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時1分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第17号 農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（宮本修治君） 日程第7、議案第17号「農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） それでは議案第17号についてご説明申し上げます。

農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について。農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名でございます。

農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例。農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

第4条第1号から第3号までの規定中「2割」を「1割」に改め、同条に次の1号を加える。

4号 測量設計費

測量設計費から国又は県の補助金及び寄附金の額を控除した5分の額

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

提案理由につきましては、自然災害により被害を受けた農地や農業用施設の復旧に係る農家負担を軽減するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものです。次のページに新旧対照表を添付しております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありますか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 昨年度の災害において農地なんですけれども、農地の復旧工事での国や県の補助を受けた対象個数とそれがあれば、それと面積が分かればお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 農業関係での災害に関しましては19件で、施設が。すみません、休憩をいいですか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すみません、時間をいただきました。施設に関しましてが15件、農地に関してが7件となっております。面積に関しましては、すいません、手持ちがないので後ほどお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この内容を見てみますと、附則の中でこの施行が令和7年の4月1日ということですので、今年の8月の豪雨、ああいった災害についても遡ってこの制度が適用されるということで、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 鳴瀬議員おっしゃるとおり、令和7年8月の豪雨災害を見越したところで上程させてもらっているものになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この町単独事業というふうにありますけれども、事業費の2割の額という、これを軽減するわけですけれども、この町単独事業についてちょっと私の勘違いがありますので、これについて説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 町が行う国庫補助以外の工事がありますが、その分につきましても1割の額で負担してもらおうというところになります。国庫補助以外の今年度行っております農地復旧の場合は激甚災害の指定を受けた時のみ発令されますので、それ以外の町単独の事業というふうになります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第17号、農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由にありますとおり、自然災害に被害を受けた農地や農業用施設の復旧にかかる農家負担を軽減するために本条例が改正されておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第17号「農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号「農地等の災害復旧事業に係る工事分担金徴収条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（宮本修治君） 日程第8、議案第18号「甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） それでは議案第18号についてご説明申し上げます。

甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名でございます。

甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町火入に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条中第1項中「または」を「、」に改め、火災警報の次に「、林野火災注意報、または林野火災警報」を加え、同条第2項中「とき」を「場合」に改め、火災警報の次に「、林野火災注意報もしくは林野火災警報」を加え、「速やかに」を「直ちに」に改める。附則、この条例は令和8年4月1日から施行する。

提案理由としましては、上益城消防組合の火災予防条例の改正により本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページに新旧対照表を添付しております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐良二でございます。議案第18号、甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これにつきましては、一昨年の岩手県大船渡市での大規模森林火災を受けての上益城消防組合の火災予防条例の改正ということでございますため、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第18号「甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号「甲佐町火入に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第9、議案第19号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 議案第19号についてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案第19号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、甲佐町総合運動公園施設の一覧を整理することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

次のページの比較表の方で改正内容をご説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（内田健司君） 今回、運動公園の施設第6条の表を右の改正案にお示しのとおり、一覧に変更し、8号へランニングコースを、9号へ駐車場を追記し、2項へ使用時間の定義を移行したものでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。質問というよりお願いではございますが、現行も改正

案も有料施設の使用時間は午前9時から午後10時までと書いてありますが、本町においてはナイターソフト、ソフトボール協会の方でナイターソフトをしておりますが、午後10時までですと第2試合目をする時に10時前に終わらないといけないものですから非常に短時間の試合になったり、それにならないためにも1日1試合というふうにした場合にかかりの日数がかかってしまうと、そういった部分で1日に2試合もしできるようならなれば午後10時半ぐらいまでとか、そういった部分の延長とかを考えていただければとなりますけれども、その点はどうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 利用時間に対してというところでございますけれども、この利用時間に関しましてはこの条例の目的の中で、スポーツレクリエーションの振興や交流の促進など、地域活性化案件及び町民の健康増進を目的にした案件におきましては、この2項で今回お示しのとおり、教育委員会が必要と認める範囲で時間の変更もできると定義しております。そういった中で利用者と今後も内容を協議しながら時間の延長等は考慮できるものだと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。お尋ねですけれども、この施設の中に今後遊具を備えた公園の計画がございますよね。それが完成した時にはこの10番目ぐらいにその施設も載ってきて、どこへの施設ということで管理をされていくのか、その辺をお答えいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 今後、安津橋運動公園、総合運動公園の下流にできる予定の公園に関してですけれども、その条例に関しましてはこれから協議して行って、今回のこの運動公園の条例に溶け込ませるのか、別途管理上、別に条例を設定した方がいいという形になるかもしれないので、今後内部で検討させていただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。議案第19号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、甲佐町総合

運動公園の施設一覧を整理することに伴い、ランニングコースまた駐車場を加えるものであり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第19号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 財産の無償譲渡について

○議長（宮本修治君） 日程第10、議案第20号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 議案第20号についてご説明申し上げます。

議案第20号、財産の無償譲渡について。認可地縁団体下横田区の申請により、町所有の土地1筆を集会用施設として無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

記、1、主な内容、土地、所在、上益城郡甲佐町大字下横田字池田12番1、地目、宅地、地籍、424.69平米。

2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字下横田12番の1、下横田区認可地縁団体、代表者、寺岡正美。

3、無償譲渡の目的、下横田区が土地を集会用施設として、管理、利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該土地は下横田区から集会用施設敷地として管理、利用したい旨の普通財産譲渡申請があったため。

令和8年3月6日提出、町長名でございます。

この件につきましては、介護基盤緊急整備特別対策事業により、公民館の改修工事を予定されている関係で、敷地について認可地縁団体へ無償譲渡を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。議案第20号、財産の無償譲渡についてですが、下横田区の公民館を補助金を利用して改修されるということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第20号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号「財産の無償譲渡について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第21号 甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第21号「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） 議案第21号についてご説明申し上げます。甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について。令和4年12月甲佐町議会定例会において可決された議案第61号、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定についての指定期間を変更するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名です。

1、公の施設の名称、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部、フィットネスセンター・多目的ホール・休憩室・シャワー室です。2、指定管理者、熊本市東区御領6丁目8番20号。株式会社くまもと健康支援研究所代表取締役松尾洋。3、指定期間、変更前令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。変更後令和5年4月1日から令和9年3月31日まで。

提案理由としましては甲佐町総合保健福祉センター施設の一部について、運営の安定性を確保し住民サービスの維持を図ることを目的に指定管理者の指定期間を1年延長するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。補足といたしまして、今年度令和8年度からの指定管理者選定の公募を行いました。結果、申請書の提出がありませんでした。再公募を検討しましたが近年の経済状況の変化や人件費の上昇、物価高騰が重なり、指定管理料も想像以上に増加している状況です。このような状況を受けまして1月の臨時議会でいただきましたご意見やこれまでの実績等も踏まえ、

今後の町総合保健福祉センター施設の一部における運営方法について効果・検証を図りたいと考えております。そのために現在の指定管理者によって運営の安定性を確保しつつ地域住民にとって魅力的な公共サービスとなるよう指定管理期間を1年間延長させていただきたいと考えております。また令和8年度の指定管理料の限度額につきましては、この後の議案第24号の一般会計補正予算の中で提案させていただいておりますが、1,200万円以下で考えており、人手不足と経済状況も変化しておりますが、運営の安定性を確保するために必要な金額と考えております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この管理事業ですね、何名でされているのか、それとフィットネスセンターの方は何名で指導されているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） フィットネスセンターの職員につきましては月によって変動がありますけれども、正職員・パート職員も含めまして十数名で対応されている状況です。シフトを組まれて対応されております。勤務状況につきましては常時2名のスタッフが交代制で行われておりまして、資格については健康運動実践指導者を中心とした配置で運営されております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。議案第21号、甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更についてでございますけれども、1月の臨時議会において内容を審議し、承認した指定管理者の指定期間を1年間延長するものであり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第21号「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号「甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者の指定期間の変更について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 農政課長から先程の議案第17号の井芹議員からの質問について答弁の申し出がっておりますので、これを許します。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すみません、時間をいただきました。先程、議案第17号の中での井芹議員の質問につきましてお答えいたします。すみませんでした。農災関係では全体で22カ所で施設に関しましてが19カ所、農地に関しましては3カ所での39筆で4,800平米となります。訂正しお詫び申し上げます。失礼いたしました。

日程第12 議案第22号 甲佐町過疎地域持続的発展計画について

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第22号「甲佐町過疎地域持続的発展計画について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 議案第22号についてご説明申し上げます。

議案第22号、甲佐町過疎地域持続的発展計画について。甲佐町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するものとする。令和8年3月6日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、本計画の策定について過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。甲佐町過疎地域持続的発展計画につきましては議案の次のページから55ページまでとなります。また55ページの次のページから最後の最終ページまでですけれども、概要版の方を添付しております。説明につきましては概要版の方で説明させていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画政策係長（本田幸嗣君） ありがとうございます。それでは概要版において説明したいと思いますのでよろしく願いいたします。説明の前に申し訳ありません、概要版につきまして訂正箇所がありますので、まずそちらの方をご説明いたします。概要版の3ページになりますけれども、5に交通施設の整備、交通手段の確保というところで、①国道・県道及び町道のところになりますけれども、「交通弱者の対する交通安全」と書いてあるところにつきまして「交通弱者に」というところにすいません、訂正をさせていただきたいと思っております。お詫びして訂正をお願いいたします。それでは概要版の方で説明したいと思います。よろしく願いいたします。今回の計画策定につきましては、過疎法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、本町は本法の規定に基づく過疎地域に指定されております。指定期間につきましては令和3年度から令和12年度までの10年間となり、令和3年度から令和7年度の5カ年に引き続き、今回令和8年

度から令和12年度までの5カ年の計画を策定したところでございます。また住民の方の代表者からなる組織といたします企画審議会につきましては先月の2月9日に諮問いたしまして答申を得ているところでございます。次に計画1になりますけれども、基本的な事項といたしまして町の概要・人口及び産業の推移と動向などを記載しております。計画2から13につきましては各事項について基本方針を踏まえ各項目に関する現状と問題点、その対策、計画、事業、公共施設等の総合管理、計画等の相互および産業振興促進事項等を適宜記載しており、概要版に記載している事業につきましては計画の各項目のその対策に記載してある今後、町が行っていく 対策の要件版ということで記載しておりますのでよろしくお願いたします。次に2の移住・定住、地域間交流の促進、人材育成ですけれども、①移住・定住は現在実施している各種支援制度のさらなる情報発信などを記載しております。②地域間交流は地域資源等を活用・連携させ交流システムの構築の支援などを記載しております。③人材育成は地域活性化に資する活動を推進する団体等への支援と組織の育成強化などを記載しております。3、産業振興ですが、①農業は労働省力化のための農業機械の共同購入・共同利用の促進などを記載しております。②林業は甲佐町森林整備計画に基づく施策の推進などを記載しております。③商工業は商工会等と連携した市街地の環境整備や商業の活性化に関する取り組みなどを記載しております。④観光及びレクリエーションは様々な媒体を活用した観光情報PR活動の強化を記載しております。⑤企業誘致対策は県と連携強化を図り効果的な立地・PR及び広域的な誘致活動等の推進などを記載しております。⑥企業の促進は企業等応援施設を拠点とした空き家・空き店舗・未利用公共施設等を活用した企業への支援を記載しております。4の地域における情報化ですが、民間事業者等と情報共有をはかり通信環境の向上に努め、様々な分野でICTの利活用を促進するなどを記載しております。5、公共施設の整備、交通手段の確保ですが、①国道・県道及び町道は国道及び県道の整備促進などを記載しております。②農道・林道は農道・林道・作業道等の適正な維持管理と長寿命化を記載しております。③交通確保対策は持続可能な地域公共交通手段の構築などを記載しております。6、生活環境の整備ですが、①水道施設・簡易水道等は甲佐町水道事業基本計画に基づく計画的な更新などを記載しております。②生活排水処理施設は甲佐町生活排水処理基本計画に基づく合併浄化槽への切り替え促進と適正管理を記載しております。③廃棄物処理は郡内5町で連携した一般廃棄物の広域処理に向けた新施設建設の推進などを記載しております。④消防防災施設等は初期防火対策の推進などを記載しております。⑤公営住宅は甲佐町公営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な長寿命化の推進を記載しております。7の子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上の増進ですが、①子育て環境の確保は地域の子育ての拠点となるサポート事業の運用・見直しの拡充などを記載しております。②高齢者等の保健福祉の向上および増進は高齢社会に配慮した在宅福祉サービスの充実と生きがい対策の充実などを記載しております。8、医療の確保ですが、県や医師会等の関係機関と連携した救急医療体制の確保などを記載しております。9の教育の振興ですが、学校教育は地域とともにある学校づくりの推進と徹底指導による学びの推進などを記載しております。②社会教育ですが、

アの家庭教育、地域教育力は生涯学習センターを活用した公民館講座の活動・支援などを、イの人権教育は広報紙や公式webを活用した積極的な啓発活動の推進を、ウの図書室は図書室の利用者増に向けたPRの継続実施及び図書室を活用したイベントの実施などを、エのスポーツレクリエーションは総合型スポーツの運営・充実などを記載しております。10の集落の整備ですが、地域において自主的・啓発的な活動を支援する仕組みづくりの検討などを記載しております。11の地域文化の振興等ですが、①芸術・文化・活動支援または住民が行う芸術文化活動に対する支援および自主文化事業の充実を記載しております。②地域文化の継承は郷土芸能活動や存続に対する継続支援と後継者の育成や郷土文化の継承の促進などを記載しております。③文化財の保護は町指定文化財や未指定文化財の継続的な調査・価値付けの実施などを記載しております。12、再生可能エネルギーの利用促進ですが、①地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進は行政が率先して温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの活用などを記載しております。②災害対策にも有効なエネルギーシステムの構築は自立分散型のエネルギーシステムの普及拡大などを記載しております。13のその他、地域の持続的発展に関して必要な事項ですが、地域活性化に資する活動を推進する団体への支援と組織育成強化などを記載しております。各項目の施策の概要の説明については以上となります。本計画に記載した様々な取り組み・施策を行うことで持続可能な地域の形成および地域資源等を活用した地域活動の向上を実現させることとして各施策を進めてまいります。以上で議案第22号、甲佐町過疎地域持続的発展計画についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。今の13項目についての計画ということで説明をうけましたけれども、令和8年から12年までも5年で終わるわけですね、この計画は。だからそれぞれにこの5年間のうちにやれるべきことは全て、全てというかやるというのが考え方だと思いますけれども、単純な質問ですけれども年度ごとでもいいですけれども、事業費というのはどれくらい見込まれているのかなということが疑問というか分かりませんので、分かれば教えてください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 中期財政計画でいかせていただければと思いますが、12年まではすいませんできておりませんので、まずその6年から10年までの中期財政計画作成を作成した時には令和7年本年度については4億2,500万円ぐらい、令和8年で6億6,300万、令和9年で7億300万、10年で5億6,600万程度を中期財政計画では計画をしているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） やはり大変大きな金額が出ているわけですが、やはり最初言いましたようにこの5年間で勝負だというふうに思っておりますし、それと同様に基金がありますよね、これに関して、そういうとこと加えてやはり総合的にこの事業だけは

しっかり取り組んでいかなければならないと思っておりますので、是非この計画については町長を始め執行部の方、特別な思いでやっていただきたいということをお願いいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 1つピンポイントでお聞きしたいと思います。2ページの中で観光レクリエーションの中で先ほど社会教育課長の方が公園の遊具のことで私質問しましたが、この中にも書いてありますよね。④の中で熊本甲佐総合運動公園の活用・継続と遊具を備えた憩いの場の整備ということでございます。ピンポイントでお聞きいたしますけれども、遊具を備えた公園ということで今から調査並びに設計に進まれて行かれると思っておりますけれども、主にどのようなイメージ、特に町長ですよ。普通の公園を作るのかそれとも私は思うのはいろいろ公園はありますけれども、やはり熊本県で一番というような公園を目指して作っていかれるのか、その辺の構想と言いますか私はできれば県内で一番いいような公園ができればそれに越したことはないと思うんですけど、どのくらいのイメージで今構想を持っておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは今回熊本甲佐総合運動公園の下流側に新たに遊具を備えた公園の整備ということで、これにつきましては現在、国土交通省の川まちづくり事業を活用して国土交通省と町と一体となって現在計画を進めているところでございます。議員お尋ねのこの公園に対する町の思いと言いますか、せっかく作るのであれば県内で一番いいような公園ということでございます。これは私も当然、議員がおっしゃるような思いは持っております。私もちっちゃい孫がおりまして、どのような公園が魅力的かというのは小さい子どもたちにも聞くんですけども、結構大きい遊具があるとそこはやっぱり魅力的と、あまりちっちゃい遊具があるよりも大きい遊具がどんとあった方がいいというような話も私も実際子どもから聞いておりますし、担当課の方にその話をしましたところ担当課も当然そのようなニーズ調査をしておりますし、従いましてそのように色々子供に魅力あるそういった遊具というものをニーズ調査をまた今後して行って、本当に子どもが魅力があって、せっかく作ってあまり魅力がなくて遊びに来ないじゃ駄目ですので、子どもに魅力あるような公園遊具を整備して多くの方々に利用いただけるようなそのような公園整備を今後目指していきたいと考えております。それとあとパース図につきましては前回、全員協議会の時に大まかなイメージ図としてお示ししているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。6の生活環境の整備の中で近隣市長町の連携ということで書いてありますが、近隣の自治体間との連携では美里町と水道に関しては連携を予定されてたと思いますが、ここで市ということで言葉として出てくるのは熊本市を想定

したものかと思うんですが、何か具体的な構想とかいうのがあるんでしょうかお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 水道につきましては今県内で数か所のブロックに分かれて水道の広域化について検討を行っているところでございます。甲佐町につきましては熊本の中央地区ということで熊本市を中心とした近隣の市町村でそういった広域化に向けての会合、この水道のいろんなシステムでありますいろんなシステムの統合でありますとか、そういった協議の組織はございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。ただいまの課長の答弁だったんだけど、そもそも第4水源、乙女に作った第4水源を作る時に、それは熊本市も給水範囲の想定に入れたところであの水源は掘ったんですね。そういうこともありますからね。というのが今、前原地区は非常に水が不足しているというような状況で、今熊本市がやっておられますけれども将来的には絶対その水源から熊本市に供給するという目的で作っていますので、その辺はしっかりと認識をした上で今後いろんな話が出るとお思いますので、そこはしっかり持って行動していただきたい。以上です。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 先ほどの水道事業の広域化につきましては、熊本中央構成事業体ということで熊本市を中心とした近隣の11事業者で形成をしているところでございます。先ほど宮川議員の方が話がありました第4水源等につきましては今後またこういった事業体による協議があった場合には積極的にそういった広域連携についても検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町の魅力化・持続的なそういった魅力化を維持、魅力化というかどうかというふうにこの魅力的なまちづくりをするかという観点で遊具を備えた公園というのは県でも本当にトップになるような素晴らしい公園を作りたいという意欲ですけれども、それは非常に大きな貢献をすると思うんですけれども、一方で子育て世帯・若者世帯を移住定住をさせるという取り組みも強化もされておりますけれども、やはりそうした中でレストランとか子どもたちを食べさせるとか家庭・ファミリー用のそういった公園に来てもすぐお昼とかになったらよそに行かなくちゃいけないわけですね。そういった点で既存の食堂とかもありますけれども、そういった全体の絡みを考えて魅力あるまちづくりというのは考えられないのか、そこら付近についてどうなのかというのをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） 井芹議員からいただきました子どもさんも喜んで通えるようなレストランとかそういったお話につきましては、令和6年度の中心市街地活性化

のプロジェクトの中でも親御さんが連れて行きやすいようなレストランとかもあると地域が活性化するんじゃないかというようなご意見もその時頂いておりますので、今後公園等につきましても公園だけではなくて町全体が活性化するようなそういった流れを取り込みたいというふうに考えておりますので、いろんなご意見を勘案したところで構成を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 町長に提言させていただきたいと思うのは、今いろんな計画・事業がされております。それを推進するにあたって町が補助金を出したり支援金を出したりやっておると思っております。その算定基準がこの時代、ここに来て人件費いろんな物品が上がっております。物価高になっております。例えば住宅推進するための造成する時のその金額が果たして以前ほど当時定めた金額ほど今それほどの魅力があるのかないかだとか、またこれは1つ私の言われたことなんですけれども。電球1つを変えるのに今LEDなんです。物価助成金の金額を考える時に電球1つでもこんなに違ってくるんだから、今までとちょっと違うように増額ということなんですけれども、簡単には、そういったことも有効になっております。いわゆるこれからのことを考える上で事業全般に当たって私は考えていただきたいというふうに今の事情に合わせてということによってやっていただくならばということで、これを提言させていただきたいと思っておりますけれども、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） お答えいたします。物価高に対する本田議員からの提言ということでございます。私も十分認識しております。現在の物価高・人件費高騰に伴っているような事業費等が以前と比べて高騰してきているような状況でございます。現在、町の方でも事務を進めるにあたっていろんな契約をする場合に行政側と業者側とはどんどん格差が今出てきているような状況でございます。そのような中で私たち行政といたしましてはそのような現在の物価高・人件費高騰というのは十分理解しておりますので、そういった社会動向等をしっかりと視野に入れながらより良い行政運営に今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。9番の教育の振興のことで、甲佐高校との連携ということでもありますので1つだけ言っときたいと思っております。やはり議員皆さん、町の職員の方もそうですけれども、やはり甲佐高校の問題ということではその存続をできるかどうかということ考えているところがあるというふうに思います。ご存知の方もいらっしゃると思うんですが甲斐議員・荒田議員は保護者としてもありますし、育友会の役員として先頭に立って甲佐高校を盛り立てていこうというふうにされていると思います。それと鳴瀬議員は同窓会の会長ですね。そして福田議員は副会長ということで、やはりそういう

ところについているということはやはり甲佐高校をどうにかして盛り立てたいという思いであるというふうに思います。これは計画は5年間なんですけれども、やはり1年1年みんなが心配するのは受験者は何人だろう、入校者は何人だろうということで心配する面がありますけれども、やはりそういった面ではやはり増えていかないとどうしようもないところがあると思いますので、お互いに立場はありますがしっかり甲佐高校を支えていくということが1年1年積み重なって入校者が増えるというような形になっていけばというふうに思います。そういうことで甲佐高校の支援と言いますか連携について発言したところです。以上です。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 佐野議員がおっしゃられますとおり、町だけではなくて前回のご意見でもありました高校それと育友会だったり関係者皆さんが一緒になって協力していただきながら甲佐高校を存続させるというところで今まさに動き出しているところでございます。実際、今年度の出願書につきましては皆さんご存知とは思いますが、前回よりも減少しているというような状況も認識はしているところでございます。町としましてもこれまでもまた今後につきましても魅力化というところで予算も今計上させていただいておりますので、協力体制を持って、また新しい動きといたしまして先日とか昨年10社との連携協定もさせていただいておりますので、町だけではなくていろんな企業さんと絡みながら皆さんで一緒になって盛り立てて行きまして1年1年本当に結果を出せるように取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第22号、甲佐町過疎地域持続的発展計画についてでございますけれども、本町の持続的発展に繋げるため第7次甲佐町総合計画のもと、第3期まち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略と連動し、人口ビジョンで掲げる目標人口に向け、人を基点として好循環の創出に取り組むための計画策定であると判断いたしますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第22号「甲佐町過疎地域持続的発展計画について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号「甲佐町過疎地域持続的発展計画について」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） 昼食のため、しばらく休憩します。13時から再開いたします。

休憩 午前12時5分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第23号 字の区域の変更について

○議長（宮本修治君） 日程第13、議案第23号「字の区域の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それでは議案第23号についてご説明申し上げます。

議案第23号、字の区域の変更について。地方自治法第260条第1項の規定により、甲佐町中横田の字の区域を次のように変更するものでございます。令和8年3月6日提出、町長名です。

変更前の大字、中横田、変更前の字内田、変更する区分が839の一部、840の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の一部、並びに840の2、841、841の2に隣接する道路である公有地の一部を変更後で大字中横田、変更後の字が早馬に変更するものでございます。

提案理由といたしましては、町の区域内の字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。字の変更になりますが、字図が下に省略文が書いてありますけれども、旧字の堺が黒の丸の部分になりまして、変更になります部分についてが赤の丸の線、実線になります。この部分の道路及び用排水路等の部分が一部字の変更が生じております。これにつきましては土地改良法に基づく区画整備事業の実施に伴いまして字の変更が生じたものになります。次のページ、最後のページに区域の変更の場所ということで示させていただいております。これにつきましては甲佐中学校から上がりまして中横田の公民館等があると思っておりますけれども、その手前の方から右に入ったところの部分になります。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 特別これはないんですけども、今ここに地図が載っているの、あここだと分かったんですよ。先ほど公民館を作るところが下横田のありましたよね。あれがだいたいどこなのか、竜野の方はあそことばっとわかるかもしれないけれども、下横田の公民館がどこにあるのという感覚があるので、できればああいった時なんかには地図を載せてもらおうと、簡単な地図でもいいので、今タブレットだからそんなあれでしょうから、1つそういうふうにご検討してください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ありがとうございます。今後につきまして場所の指定につきましては、こういう形で図面上に添付させていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第23号、字の区域の変更についてでございますが、区画整理土地改良事業に伴い、境界線等の区域が変更されておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第23号「字の区域の変更について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号「字の区域の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第24号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）

○議長（宮本修治君） 日程第14、議案第24号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 議案第24号についてご説明申し上げます。

議案第24号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）です。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億7,340万1,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（繰越明許費の補正）

第2条、翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は「第2表 繰越明許費補正」によります。

（債務負担行為の補正）

第3条、債務負担行為の追加及び変更は「第3表 債務負担行為補正」によります。

（地方債の補正）

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によります。

令和8年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1、町税から806万6,000円を減額し、10億4,263万6,000円としております。3の軽自動車税、4の市町村たばこ税です。

款13、分担金及び負担金に1万5,000円を追加し、3,483万2,000円としております。1の負担金です。

款14、使用料及び手数料から1,629万9,000円を減額し、6,569万2,000円としております。1の使用料、2の手数料です。

款15、国庫支出金から1億5,814万2,000円を減額し、24億6,794万1,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款16、県支出金から1億2,207万,000円を減額し、16億5,159万2,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款17、財産収入から188万5,000円を減額し、2,058万5,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款18、寄附金に5億円を追加し、58億100万1,000円としております。1の寄附金です。

款19、繰入金に2億1,425万9,000円を追加し、20億8,001万1,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入から447万2,000円を減額し、7,487万4,000円としております。4の受託事業収入、5の雑入です。

次のページをお願いします。

款22、町債から1億4,670万,000円を減額し、15億7,710万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額182億1,676万1,000円に2億5,664万円を追加し、184億7,340万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費から68万円を減額し、7,477万2,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に1億3,961万2,000円を追加し、46億1,759万2,000円としております。1の総務管理費、2の徴税費、3の戸籍住民登録費、4の選挙費、6の監査委員費です。

款3、民生費から1億3,447万5,000円を減額し、24億6,503万2,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。

款4、衛生費から1億5,183万3,000円を減額し、6億9,198万4,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5、農林水産業費から5,904万9,000円を減額し、9億6,183万8,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6、商工費に7億1,511万9,000円を追加し、43億9,977万5,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費から1億6,551万8,000円を減額し、7億355万4,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8、消防費から205万7,000円を減額し、5億7,119万円としております。1の消防費です。

次のページをお願いいたします。

款9、教育費から8,898万円を減額し、8億837万3,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費に450万1,000円を追加し、20億3,959万6,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4のその他公共施設公共施設災害復旧費までです。

款11、公債費につきましては、財源内訳変更のため補正額はありません。

歳出合計、補正前の額182億1,676万1,000円に2億5,664万円を追加し、184億7,340万1,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正、1の追加です。説明は款、項、事業名、金額の順で行います。款2、総務費、1、総務管理費、役場駐車場用地等購入事業6,850万円。款2、総務費、3、戸籍住民登録費、住民記録システム改修事業80万1,000円、款2、総務費、3、戸籍住民登録費、戸籍附票システム改修事業193万6,000円。款3、民生費、1、社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業3,227万9,000円、款3、民生費、2、児童福祉費、物価高騰子育て応援手当事業20万4,000円、款3、民生費、3、災害復旧災害救助費、住宅

応急修理事業1,807万5,000円。款4、衛生費、1、保健衛生費、健康管理システム標準化事業929万5,000円。款5、農林水産費、1、農業費、農地利用効率化等支援交付金事業590万3,000円、款5、農林水産費、1、農業費、農業共同利用施設再編集約合理化支援事業6億3,060万円、款5、農林水産費、1、農業費、大雨営農再開支援事業2,362万3,000円。款6、商工費、1、商工費、LPガス価格高騰対応生活者支援事業1,014万4,000円、款6、商工費、1、商工費、津志田河川自然公園井戸ポンプ設置事業350万円。款9、教育費、4、社会教育費、陣ノ内城跡史跡指定地公有地化事業1,558万1,000円。款10、災害復旧費、1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業2億3,411万6,000円、款10、災害復旧費、1、農林水産施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業2億4,171万1,000円。

次のページお願いいたします。2の変更です。款7、土木費、4、住宅費、補正前が事業名が耐震改修促進計画改定事業、金額が437万8,000円に45万6,000円を追加し、補正後の額を483万4,000円といたしております。

次のページお願いいたします。第3表、債務負担行為補正、1の追加です。説明は事項、期間、限度額の順で行います。消耗品費一括購入分令和8年度180万円、封筒印刷製本費令和8年度72万9,000円、自治体委託業務等災害補償保険料令和8年度25万4,000円、公共交通運行業務委託料令和8年度1,200万円、公共交通運行システム業務委託料令和8年度700万円、移住就職支援プログラム運営業務委託料令和8年度930万円、総合保健福祉センター建物火災保険料令和8年度282万6,000円、公有自動車災害共済保険料令和8年度141万9,000円、町有バス自動車保険料令和8年度6万円、町有バス運行管理業務委託料令和8年度190万7,000円、庁舎等日常清掃業務委託料令和8年度から令和10年度まで1,529万4,000円、交通指導員業務委託料令和8年度134万7,000円、障害児巡回支援業務委託料令和8年度89万円、障害者相談支援業務委託料468万2,000円、障害者虐待防止対策支援事業委託料令和8年度8万円、障害支援区分認定調査業務委託料令和8年度21万8,000円、地域支え合いセンター事業委託料令和8年度603万6,000円、移動支援費令和8年度19万8,000円。

次のページお願いいたします。日中一時支援費令和8年度220万円、意思疎通支援費令和8年度11万6,000円、派遣職員寄宿等賃借料令和8年度208万8,000円、在宅当番医制運営委託料令和8年度35万7,000円、健康管理ソフトウェア使用料令和8年度84万7,000円、予防接種委託料令和8年度3,542万7,000円、母子保健健康委託料令和8年度654万5,000円、産後ケア業務委託料令和8年度97万9,000円、新生児聴覚検査委託料令和8年度16万円、一般廃棄物燃やすごみ収集運搬業務委託料令和8年度2,227万8,000円、一般廃棄物資源ごみ収集運搬業務委託料令和8年度1,665万2,000円、やな場駐車場土地賃借料令和8年度40万6,000円、学校給食食材購入費令和8年度6,251万8,000円です。

次のページをお願いいたします。2の変更です。説明は事項、期間、変更前の限度額、変更後の限度額の順で行います。住民基本台帳ネットワークシステム機器使用料、令和8年度から令和13年度まで、変更前の限度額が1,334万4,000円、変更後の限度額が1,199万9,000円となっております。健康システム補修委託料、令和8年度、変更前が133

万6,000円、変更後が48万9,000円です。熊本信用保証協会に対する損失補填、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額が0円です。次の説明につきましては、事項、期間、変更前の期間、変更前の限度額、変更後の期間、変更後の限度額の順で行います。健康管理システム使用料、令和8年度から令和11年度まで742万5,000円を、変更後で令和8年度から令和12年度まで、限度額を886万4,000円としております。次に総合保険福祉センター指定管理料、令和8年度から令和10年度まで4,600万円を令和8年度1,200万円です。

次のページお願いいたします。第4表、地方債補正、1の変更です。説明は起債の目的、補正額、限度額の順で行います。脱炭素化推進事業費から190万円を減額し2,520万円としております。緊急防災減災事業債から210万円を減額し1,080万円としております。公共事業等債から130万円を減額し870万円としております。防災減災国土強靱化緊急対策事業債から4,000万円を減額し0円としております。災害復旧事業債から1,010万円を減額し8億8,610万円としております。災害対策債から8,080万円を減額し660万円としております。災害援助資金貸付金から1,050万円を減額し0円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

まず最初に歳出についての質疑をお願いいたします。

27ページ、款1、議会費から、39ページ、款4、衛生費までです。款1、議会費から、款4、衛生費までです。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 33ページですけれども、このシルバー人材センターの運営補助金が130万円減額になっておりますけれども、毎回130万円の予算はあげられておりますけれども、どうしてここで減額になっているのかということをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） シルバー人材センターの運営補助につきましてお答えいたします。令和7年度におきましてはシルバー人材センターの方が自主財源の方で運営が可能であるということで、本年度につきましては補助金の申請をされませんでした。そういうことで今回減額ということになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田博君） 6番です。29ページの用地買収費の中で5,050万と建物と保証費で1,800万円ありますけれども、今度駐車場にかかる用地買収費と思いますが、その対象面積を教えてくださいたいと思います。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時24分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 大変申し訳ございませんでした。面積につきましては2,773.55平米になります。土地につきましてはそういう形になっております。また建物につきましては175.89平米になっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ページ28ページの地域おこし協力隊の190万円の減額の理由と現在どこで活動をされているのかということと、次のページの30ページ、電算システムの3,465万円ほどの減額、これについてのどうしてなのかという理由をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず28ページの地域おこし協力隊の報償費、マイナス190万4,000円の理由につきましては、今年度新たに2名の採用をすることで予算計上をしておりますけれども、その2人につきましては前職の都合で元々の予定よりも9ヶ月ほど遅く採用させていただきましたので、その分の減額ということになります。また活動につきましては、1人につきましては甲佐高校魅力化事業、もう1人につきましては移住定住関係の魅力発信のインスタだったり情報発信業務などを今していただいているということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） 30ページの電算システム改修委託料の減額についてお答えいたします。システムの標準化移行を今年度より進めておりますけれども、一部作業が次年度に延伸したことによりまして、今年度の事業費が減額となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 37ページの衛生費の浄化槽設置整備補助金の減額1,200万円ほど減額されておりますけれども、浄化槽については今年の3月、2月かな、2月いっぱいまででのアンケート調査があっていると思うんですけれども、その浄化槽の今年度の目標を達成できたのかどうかと、それとそのアンケートをとった後のこの浄化槽設置に対する課の思いと言いますか、あのアンケートの中に絶対設置をしないと設置できないとかそういう理由のところもあったと思うんですけれども、その理由の中で全体的な目標値がまた変わってくるんじゃないかなと思うんですよ。しない・絶対しないとされる個数は外した方がいいのかなと思いますので、ちょっとお尋ねをいたしました。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） まず合併処理浄化槽の目標ということでございますけれども

ども、近年合併処理浄化槽の申請件数の方が減少をしているところでございます。令和4年度が総合受け入れ58基、令和5年度が43基、令和6年度が24基というようなところで減少しているところでございます。令和8年度につきましては46基ということで予算の方は立てさせていただいておりますけれども、この減少していることに対して、この減少している理由は何なのかということでアンケート調査の方を12月末に開始いたしました。まだ集計段階ではありますけれども、現在甲佐衛生社、また米村衛生社の方で配布していただいた件数が983世帯配布していただきまして、現在のところ462世帯回収をしているところでございます。回収率としては49.5%になっておりますけれども、アンケートの内容といたしましてはやはり金額が高い、また維持費にお金がかかるといったような内容が多ございました。また462世帯のうち265世帯、およそ6割自体がやはり転換が難しいということで、その大きな理由といたしましては敷地問題がありますとか合併処理浄化槽を敷地に設置できないというような問題とまた後継者がいない、子どもさんが帰ってこないから家を閉じる、そういったご意見がございました。今の途中段階で判断いたしますと、およそだいたい6割程度が転換が困難じゃないかということで把握しているところでございます。なお、残り4割についても金銭的な問題がありましたけれども、そこを1つ目標値にするならば普及率としては80%を超えてくるだろうということで考えております。今回、総合計画の12年度の目標といたしましては79.1%ということで設定をしておりますけれども、今後その12年度を超えた後でも80%近くの戸数が甲佐町としての最大の設置目標になってくるだろうということで考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 今、アンケートの結果の方もお聞かせいただけましたけれども、やはりなかなか浄化槽を補助があってもなかなか変える理由というか、後継者がいない問題もそこに出てきます。それとあと財源的にやっぱりどうしても厳しいということがあるのと、あと敷地、そういったところを町としてそこをずっと入れたまま目標値をするのかというのもまたそこは町の方で検討されて12年度の目標は79.1%というふうに言われておりますけれども、そこをアンケートをせっかく取ったのですから、それを活かした形でやってもらえればというふうに思いますのでよろしく願いしときます。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） はい、ただいま合併浄化槽の件でご質問がありましたけれども、やはり今アンケートを取った内容につきましては、今後の汚水処理の対策に活かしつつ、また甲佐町には緑川がありますし、水質をしっかりと保っていかなければいけませんので、そういったところはしっかりと検討していきたいと考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ42ページに、まだか、申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 38ページなんですけれども、若年患者在宅療養生活支援補助金ということで非常に良い制度だというふうに思うんですけれども、なかなか漠然としてどういった生活支援の補助になるのかというところが、それと活用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） 若年患者在宅療養生活支援事業についてお答えします。この事業は令和7年度から18歳以上満40歳未満の癌患者さんの在宅療養に必要なサービス費用の一部助成ということで事業を開始させていただきました。ただし現在のところ相談や申請はあっておりません。事業の内容としましては、40歳未満の方は在宅療養をするにしても介護保険サービスとかそういうのが理由できないということもありまして、介護サービスに準じたような助成対象サービスということで訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具の貸与、福祉用具の購入等をされる場合にそれにかかる費用について一部助成をするようにしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に39ページ、款5農林水産業費から44ページ、款8消防費までです。39ページ、款5農林水産業費から44ページ、款8消防費までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ42ページに商工振興費ということでふるさと甲佐応援寄附金返礼品があげてありますが、今年度も残り少なくなってきたわけですが、令和7年度のふるさと納税の状況、受け入れと返礼品の状況、そういったところが分かれば教えてください。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柰田直美君） ふるさと納税につきまして今回補正をあげさせていただいております。こちらにつきまして1月の専決時点で53億円というところで予算を計上させていただいておりますけれども、今回58億円までの予算というところで今計上させていただいております。ただし今現時点の金額で行きますと大体53億6,100万ほどということですので、あと半月ほどということですのでございましてあと58億円まで行くようには努力いたしますけれども、その中の金額というところで見込んでいるところでございまして。返礼品につきましては昨年度とあまり状況としては変わっておりませんで、1位につきましてがお米がだいたい7割、2位が肉が2割、3,4位で日用品・医療品ということで、そこでだいたい1割というところとなっております。そのような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 40ページの生薬生産事業補助金ですけれども、規模的にどうい

うふうな広がりになっているのかということと、それから42ページですけれども地場産品創出支援事業補助金が1億3,900万減額になっておりますけれども、これについてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 生薬に関してお答えします。生薬に関しましては生産者数の増減というのはさほど増えてはおりません。これにつきまして山椒の台木の方の生産が順調ではありますが、なかなか追いついていないというところにあります。苗の配布の方もそれに伴いまして台木がないというところで増えていない状況になっております。今回この書いております減額する分に関しましては、乾燥機の方の入札残の方で上程させてもらっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 地場産品創出支援事業補助金の減額の理由といたしましては、こちらが当初で1億5,000万を計上させていただいております、そのうち1件交付決定がなされまして、その額を引いた残りにつきましては令和8年度の当初予算の方に組み換えをさせていただくというところでの減額でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。先ほどのふるさと納税の返礼品のことで課長の答弁の中にお米が7割、返礼品のうち7割お米が占めているということで大変なことであります。それで数量はどうだったのかどれくらいだったのか数量ですね。それとこれは一般的な考え方として、本年度は非常にお米の高騰がして、それに対して返礼品の数量が増えたのか数量が減ったり増えたりとかそういったこともあるのか、例えば数年前のお米がそう高くない時の数量、同じ返礼品に対してですね。そういったのはなんか変動があったのかなかったのか、できるならば教えていてほしいなと思っておりますが、だいたい結構です。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お米の量につきましては今年度まで計算をしておりますけれども、令和6年度でいきますと大体2,600トンの量を寄附額の返礼品としてお送りしている状況でございます。また数量につきましては今だんだんと米の価格が市場価格として下落傾向にあるというようなところもありまして、最近金額についてもだんだんちょっと寄附額を落とすというような動きをさせていただいております、これまでにしましてはまだ金額が上がった状態での寄附額をいただいておりますので、寄附の件数といたしましてはそこまで変動というのがないんですけれども、今後につきましては市場の動向に合わせたところで寄附額も減額していくというところになりますので、そういったお米の市場動向に応じた金額の設定を今後していくというような予定を考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。9番議員が聞かれました地場産創出の来年の当初予算の方で3億上がってますけれども、今回1億5,000万、前回当初予算の時に組み込まれた時の、要はどういった施設に1億5,000万利用されようとしたのか、もう交付決定されているということですので、差し支えなければどういったことに使われるのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 当初予算につきましては概算ということで計上をさせていただいておりました。今回交付決定をさせていただいたところにつきましては馬肉の生産をされている業者さんにつきましては、馬肉のペットフード、それから生産力の向上というところでの補助金申請をいただきまして、その分の交付決定というところがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ないようですので、次に45ページ、款9、教育費から49ページ款11、公債費までです。45ページ、款9、教育費から49ページ、款11、公債費までです。何かありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。46ページの子どもたちの夢チャレンジ応援講演会委託料150万円減額されておりますけれども、災害等の関連で延期になったのか、特に今まで何回かされているかと思えます。子どもたちにとっても楽しみにされてたんじゃないかなと思えますので、これになった経緯をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） この子どもたちの夢チャレンジ応援の講演会委託料150万円の減額ですけれども、議員おっしゃるように今回災害を受けての自粛というところで開催を中止したことによる減額とさせていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。災害を受けて自粛と、そういった被害にあったり、熊本地震の時もそうですけれども、子どもたちにとって心にいろいろ感じる部分があると思うので、あえて私はした方が良かったんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりはどうですかね。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 自粛した理由といたしましては、この夢チャレンジ自体を10月末に開催しようとしたしまして、この事務処理がちょうど災害の期間8月中に重なったことにより、どちらかというところの事務量の負荷というところであえなく中止という判断をさせてもらったというのが一番大きいところではございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。私も同じ46ページの今荒田議員の上の郷土かるた業務制作委託料というのが減額になってますけれども、当初の時にこういうの面白いなあ

というのを結構楽しみに待ってたんですよ。それが今回この減額という形になってますけれども、この減額になった経緯を教えてください。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 郷土かるた制作業務委託に関する減額の理由といたしましてが、一部仕様の変更といたしまして当初1mm厚のカルタの台紙を考えていたんですけども、一般的に流通しているカルタというのが約0.5mmの厚さというところで、ちょうどその仕様の変更したところと、後は入札を今回行ってきましたけれども、その入札における入札残というところで減額しております。以上です。先週出来上がっております。

○4番（森田精子君） じゃあ入札残ということですね、分かりました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 45ページのGIGAスクールの5,000万の減額についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） GIGAスクールの減額ですけれども、これも入札残でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入について質疑をお願いします。15ページ、款1、町税から19ページ、款15、国庫支出金までです。15ページ、款1、町税から19ページ、款15、国庫支出金までです。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。15ページの使用料及び手数料の土木使用料、ここで750万ほど減額をされております。内訳としては定住促進住宅使用料と町営住宅使用料の減免分となっておりますけれども、この分についての説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 使用料についての減額についてお答えします。まず定住促進住宅の使用料についてですけれども、支出についてサンコーポラスの浄化槽の修繕等を行っております、維持管理費の方で費用がかかっておりまして、その分が全体の金額から差し引かれて使用料が減ってくるというところで減額しております。それから町営住宅の使用料ですけれども、入退居等に伴います入居期間の変動がありまして金額が当初よりも少なくなったということで減額しております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ないようですので、次に19ページ、款16、県支出金から26ページ、款22町債までです。19ページ、款16、県支出金から26ページ、款22、町債までです。何かありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ページの24ページです。寄附金で先ほどふるさと納税のも聞かれ

たと思うんですけども、数字的なものでお尋ねいたします。今回の補正で増額を行われて58億円ということでございます。昨年度、令和6年度は68億円でしたね。今後出てきます新年度予算で行きますと40億円程度の予算が計上されるということでございます。先ほど担当課長が本田議員からの質問に対して一番出ているお米についてのトン数、2,600トンと言われましたね。それを俵数で換算してみました。なん俵なのかと思いましたがところ4万3,333俵ですね。これを甲佐町じゃないですけども、米の価格が去年3万円として計算しますと13億円程度になります。そういった返礼品の中でやはりお米が7割近くを占めるということであれば、以前からも言われておりましたけれども地元のお米、甲佐町のお米がもし3万円を買われたとするなら13億円が甲佐町に残ったんじゃないかという思いがあります。そういう中でやはり来年度も40億ということ、そしてその下にあります財政調整基金、こちらの方も増額ということで最終的には10億円ほどですか、これ繰入金ですかね、財政調整基金があります。そうなるとおそらく寄附金とリンクしたような形で財政調整基金も増えていっているんじゃないかという思いがあります。そういったこともありますので担当課としては先ほど数字的なことも把握しておられるということでございますので、やはり地元のお米をなるべく利用していただくということ、そして将来的に町長については財政調整基金が現在いくらぐらいあって、私は言う失礼ですけども、取る時にはいただける時にはやはり蓄えられる時は蓄えとった方が自分の個人的な考えとしてはそれがいいと思うんですけども、目標とする数値と言いますか、どのくらいを希望されているのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） ふるさと納税に関するお米の地元のお米をというところのご意見をいただきました。私たち担当課においてもできるだけ甲佐町のお米を返礼品として出したいという思いはございますので、昨年度におきましてもまずは上益城農協さんの方からお米をいただくということが一番量として確保しやすいということもございまして、町長の方から農協の方には直接甲佐町の方にふるさと納税にかかるお米についてをいただけないかというようなお願いもさせてはいただいております。ただもう議員もご存知のとおり、経済連との関連もございまして、うちの方にいただけるお米というのが限られているというような状況もございまして、今言われた量を全て上益城農協からいただけるということではございません。ただおっしゃるように町の方のお米をふるさと納税の返礼品として取り入れたいという思いはありますので、そういったお米の確保については先ほどもご質問のあった地場産品創出事業補助金などを活用しまして集荷関係、あと精米関係も町の方で一部できればというような思いもございまして、そういった事業者さんも今入ってこようとされておりますので、そういったところも併せて農協さんと合わせて進めていくことで地元のお米のふるさと納税の返礼品化ということを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは財政調整基金の大体の金額、目安ということでのお尋ね

だったと思います。これは以前から議会の方からも出て、だいたい財政調整基金、どのくらい蓄えとけばいいんだろうかということで、以前私もこの議会で答弁した時は熊本地震の時に町の財政出動が8億円あったということでございます。そういった大規模災害が2回来ても耐えるような金額ということで、およそ16億円を目安にということでここで説明した記憶がございます。現在の物価高騰と色々な工事費等も上がっておりますので、これは目安にしかありませんけれども、現在これは繰入金の合計で20億になっておりますけれども、今総務課長の方に確認しましたところ現在の財政調整基金の残高としては現在16億円ということでございます。今後いろいろ財政状況等も勘案する必要はございますが、おおむね今後20億前後を財政調整基金として蓄えておけばいろんなそういった非常時、災害時等にも対応できるのかなというふうに考えております。それからそれ以外にもいろんな町基金を目的に沿って作っております。このふるさと納税のおかげでその他の基金等の残高等も今順調に増えていっているところでございます。現在、甲佐町全体の基金残高が今年度末で約90億程度になっております。今後もふるさと納税を良き財源として精一杯担当課と力を合わせながら歳入の確保に務めていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 22ページですけれども、中学校英語検定チャレンジ補助金が2万5,000円減額になっておりますけれども、今甲佐町における英語教育の状況というのをお聞きしたいなと思うんですけれども、他町と比べて普通かとか進んでいますよと言われるのか、そういったことをお聞きしたいのと、英検の状況について町としても目標があるのかどうか、そこら付近をお尋ねしたいのと、それから台南市との友好協力で子どもたちも行き来をしているわけですけれども、英語検定があれですけれども、英語教育があれですけれども、例えばこの中国語教育とか、そういった面でも関心を示す交流の中で子ども達も出てくるのかなというふうに思うものですから、そういったことは一切考えておられないですかね、ちょっとそこら付近をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 英語教育の本町の現状ですけれども、小学校の低学年から英語の授業を郡内でも一番早い時期から取り組んできております。今、問題になりました中学校の英検の受験につきましては、他町また隣接する近くの市あたりには受験者全員無料で受験できるような財政措置をしているところもありますので、本町はそこまで至っておりません。また受験者そのものもこちらが思ってるほどの人数にはなっていないというところ

ろで、そこはまだ教育委員会としては取り組みが不十分だというふうに思っているところでございます。それから外国語の英語以外の外国語についても、いろんな社会情勢とかTSMC関係もありますし、台南との連携もありますので、もし中国語等のその他の外国語についての必要性と言いますか、そういう学びを求める声があったら積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ22ページに鳥獣被害防止緊急捕獲等対策推進交付金というのがありますが、鳥獣被害の状況とその対策の状況、そういったところが分かればご説明いただければと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。今の状況としましては2月末現在となっておりますが、捕獲頭数としましては猪、これは成獣と幼獣を合わせたところですが281頭と鹿が211頭、猿が4頭、カラスが15羽というところとなっております。随時、鳥獣被害等の目撃情報があつた時は一般質問でも答弁したとおり、現地確認や駆除隊の方に依頼をしている状況になります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） ページ数の23ページ、財産収入のところでは生産物売払収入が減額されておりますけれども、これはどういうことだったのかを教えてくださいませんか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） これにつきましては町有林の間伐になりますが、今年度災害によって宮内の方に入れませんでしたので、間伐自体が中止になっておりますので間伐の売り払いとなります。そういう形で減額とさせていただいております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、最後に本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第24号、令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第

10号)でございますけれども、補正額では総額として、2億5,664万円の増額であります。内訳といたしましてはふるさと甲佐応援寄附金が5億円の増額でありますけれども、災害復旧費をはじめ、その他の項目においては事業実績に伴う減額が主な補正となっていることから、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第24号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号「令和7年度甲佐町一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。2時20分から再開いたします。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時20分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第25号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（宮本修治君） 日程第15、議案第25号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第25号について説明申し上げます。議案第25号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ979万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,443万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は「第2表債務負担行為補正」による。

令和8年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、国民健康保険税に1,300万円を追加し、2億390万2,000円としております。項1国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料から4万4,000円を減額し、5万6,000円としております。項1手数料です。

款4、県支出金から1,302万2,000円を減額し、10億4,362万3,000円としております。項1県補助金です。

款7、繰入金に535万5,000円を追加し、1億3,084万2,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款9、諸収入に451万円を追加し、452万円としております。項1延滞金及び過料から項3雑入までです。

歳入合計、補正前の額14億463万1,000円に979万9,000円を追加し、14億1,443万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から147万6,000円を減額し、3,603万7,000円としております。項1総務管理費です。

款2、保険給付費から200万円を減額し、10億2,477万6,000円としております。項1療養諸費、項4出産育児諸費です。

款3、国民健康保険事業費納付金につきましては財源内訳の変更のみです。補正額はございません。

款5、保健事業費から474万9,000円を減額し、1,645万8,000円としております。項1保健事業費、項2特定健康診査等事業費です。

款7、諸支出金に240万2,000円を追加し、401万5,000円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款8、予備費に1,562万2,000円を追加し、3,552万1,000円としております。項1予備費です。

歳出合計、補正前の額14億463万1,000円に979万9,000円を追加し、14億1,443万円としております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正です。1、追加。

事項、被保険者資格情報等管理業務委託料、期間、令和8年度、限度額20万7,000円です。

今回の補正につきましては、歳入では保険税収入見込み額の増額補正、それから一般会計繰入金のうち保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金での増額補正と県補助金の特別調整交付金や県繰入金2号分の交付見込額の減による減額補正、歳出では出産

育児一時金、特定健康診査等事業費及び保険指導事業費の決算見込み額による減額補正、令和6年度特別交付金の実績報告に伴う返還金の増額補正のほか、歳入の補正に伴いましての歳出の財源内訳変更が主なものでございます。ご説明以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。最初に、歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。11ページから14ページまでです。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ページ13ページですけれども、若年層健康診断委託料ということで33万円1,000円が減額になっておりますけれども、先だつての一般質問をする中で、認知症問題について調べるうちにやはり認知症を発症するには20年ぐらいの食生活とか生活スタイルとかそういったものが影響しても発生するということが書いてあって、やはりその若い頃から健康でいるためにはやはりこういった診断もやはりきちんと若い時から受けることが必要だなというふうに改めて思ったので、この若年層のこれは国保の関係ですけれども、受診状況というのはどういった状況なのかというのをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 若年層の国保の被保険者の方の受診状況ということでございますが、資料で持っております受診者数として持っておりますが、令和3年度から令和7年度まで41人から71名で推移してございます。令和6年、7年と42名、41名ということで少し減ってきているようなところが見られます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、歳入全部について質疑をお願いします。8ページから10ページまでです。歳入全部です。8ページから10ページまでです。何かありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 8ページですけれども、保険者努力支援交付金ということで増額になっているわけですが、どういったところが増やした理由なのかというのをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 保険者努力支援交付金の増につきましてのご質問ですが、こちらの増額が特定健診ですとか特定保健指導、いろいろ国保ヘルスアップとして取り組んでいる事業がございまして、そこでメタボの方の増えたりとか減ったりですとか検診の状況、結果状況ですとか取り組みについて評価がございまして、その分で点数で評価してあるんですけれども、今回見込みよりも良かったということで増額の補正となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

ないようですので、最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第25号、令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）でございます。ただいまご説明がありましたとおり、今回979万9,000円を追加されたということで、歳入におきましては国保税それから繰入金が増加、歳出におきましては各給付金の確定による減額、それから還付加算金の増額ということでございます。何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第25号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号「令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第26号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（宮本修治君） 日程第16、議案第26号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 議案第26号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,167万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億5,039万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」によります。

(債務負担行為)

第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第3表 債務負担行為」によります。

令和8年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、介護保険料率から110万1,000円を減額し、2億6,732万6,000円としております。項1介護保険料です。

款2、分担金及び負担金から11万2,000円を減額し、25万1,000円としております。項1負担金です。

款4、支払基金交付金から3,295万5,000円を減額し、3億9,425万4,000円としております。項1支払基金交付金です。

款5、国庫支出金に759万5,000円を追加し、4億5,697万8,000円としております。項1国庫負担金、項2国庫補助金です。

款6、県支出金から1,059万3,000円を減額し、2億2,168万円としております。項1県負担金、項3県補助金です。

款8、繰入金から431万2,000円を減額し、2億8,702万1,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款9、繰越金から8万9,000円を減額し、1億1,326万2,000円としております。項1繰越金です。

款10、諸収入から11万円を減額し、950万4,000円としております。項3予防給付費収入から項5雑入までです。

歳入合計、補正前の額17億9,207万6,000円から4,167万7,000円を減額し17億5,039万9,000円としています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費から137万6,000円を減額し、4,618万3,000円としております。項1、総務管理費から項3、運営協議会費までです。

款2、保険給付費から2,793万2,000円を減額し、15億1,909万円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款4、地域支援事業費から135万4,000円を減額し、7,808万6,000円としております。項1、包括的支援事業・任意事業費から項5、その他諸費までです。

款7、諸支出金から8万9,000円を減額し、6,341万7,000円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款 8、予備費から1,092万6,000円を減額し、1,350万7,000円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、補正前の額17億9,207万6,000円から4,167万7,000円を減額し、17億5,039万9,000円としております。

次のページをお願いします。

第 2 表、繰越明許費です。款 4、地域支援事業費、項 1、包括的支援事業費・任意事業費、事業名地域包括支援システム改修事業、金額147万4,000円です、

次のページをお願いします。

第 3 表、債務負担行為です。説明は事項、期間、限度額の順に行いますが、期間につきましては、すべて令和 8 年度となっておりますので、事項と限度額について説明させていただきます。新予防給付ケアプラン作成委託料663万8,000円、生活支援体制整備事業委託料1,170万5,000円、在宅医療・介護連携推進事業委託料22万円、高齢者虐待防止対応事業委託料 8 万円、緊急通報システム委託料91万9,000円、介護相談業務委託料2万8,000円、サテライト事業委託料507万9,000円、通所型サービス C 事業委託料327万1,000円、介護予防ケアマネジメント委託料210万7,000円、地域介護予防教室フォローアップ委託料39万6,000円、サテライト事業支援委託料13万2,000円。

今回の補正の主なものは、各介護サービス等給付費及び各介護予防サービス等給付費の決算見込みによる事業費の調整並びに歳出の変更に伴います歳入の調整を行っております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。最初に歳出全部についての質疑をお願いします。13ページから18ページまでです。歳出全部です。何かありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 5 番佐野です。16ページに緊急通報システム委託料の減額があります。債務負担行為の中にもあったと思いますが、利用状況について教えてください。利用者数それと今年度新規で利用された方がいらっしゃればその人数とやめられた方の人数、そういったところを教えてください。以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 緊急通報システム利用状況についてお答えします。令和 7 年度 1 月末までの時点でお答えします。1 月末までで40台を設置しております。4 月から新設の方が 2 名、4 月から撤去された方が 6 名となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に歳入全部についての質疑をお願いします。9 ページから12ページまでです。歳入全部です。何かありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、最後に本予算全部についての質疑をお願いします。

ます。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第26号、令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）でございますが、歳入歳出それぞれ4,167万7,000円を減額した17億5,039万9,000円の予算となっております。年度末による介護保険料等の事業費の調整による減額補正でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第26号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第27号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第5号）

○議長（宮本修治君） 日程第17、議案第27号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第27号について、ご説明いたします。議案第27号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）。

次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,079万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,132万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年3月6日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料から460万円を減額し、1億4,359万2,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料に7,000円を追加し、8,000円としております。項1手数料です。

款4、繰入金から561万7,000円を減額し、6,796万9,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款6、諸収入から58万5,000円を減額し、554万6,000円としております。項1延滞金及び過料から項4受託事業収入までです。

歳入合計、補正前の額2億3,211万9,000円から1,079万5,000円を減額し、2億2,132万4,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費から41万2,000円を減額し、398万6,000円としております。項1総務管理費、項2徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金から1,002万4,000円を減額し、2億1,076万4,000円としております。項1後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費から67万1,000円を減額し、535万4,000円としております。項1健康保持増進事業費です。

款5、予備費に31万2,000円を追加し、111万9,000円としております。項1予備費です。

歳出合計、補正前の額2億3,211万9,000円から1,079万5,000円を減額し、2億2,132万4,000円としております。

今回の補正につきまして、歳入では現年度分保険料収入見込み額の減額補正、保険基盤安定負担金、これは保険料軽減分になりますが、この減額に伴う一般会計繰入金の減額補正、歳出では保険料収入と保険基盤安定負担金の収入金額に伴いましての熊本県後期高齢者医療広域連合への納付金の減額補正のほか、通信運搬費や印刷製本費など決算見込み額のところで事務費の減額補正が主なものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。

本予算全部について質疑を行います。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 7ページですけれども、保険料についてですけれども、普通徴収保険料の方について人数でもいいですけど、割合についてもいいですけど、どちらか答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。2時20分から再開いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 大変申し訳ございませんでした。普通徴収の方の人数ないし、普通徴収の方の特別徴収の方との割合ということでご質問でしたが、令和7年度7月の本算定の時点で被保険者が2,367人のうち、こちら86%の方が特別徴収、14%の方が普通徴収になってございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番。議案第27号、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、ただいま担当課長よりご説明がありましたとおり、歳入につきましては現年度分保険料また一般会計繰入の減額、歳出につきましては後期高齢者医療連合納付金の減額などによるものであり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第27号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号「令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）」は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第28号 令和8年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第18、議案第28号「令和8年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

議案第28号、令和8年度甲佐町一般会計予算。

次のページをお願いいたします。

令和8年度甲佐町の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148億6,643万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表 債務負担行為」によります。

（地方債）

第3条、地方自治法第230条第1規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」によります。

（一時借入金）

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定めます。

（歳出予算の流用）

第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めます。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用とします。

令和8年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、町税を10億6,417万円としています。1の町民税から4の市町村たばこ税までです。

款2、地方譲与税を6,297万4,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。

款3、利子割交付金を30万円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金を300万円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金を230万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金を1,200万円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金を900万円としております。1のゴルフ場利用税交付金で

す。

款 8、地方消費税交付金を 2 億 5,000 円としております。1 の地方消費税交付金です。

款 9、環境性能割交付金を 100 万円としております。1 の環境性能割交付金です。

款 10、地方特例交付金を 1,400 万円としております。1 の地方特例交付金です。

次のページをお願いします。

款 11、地方交付税を 26 億万円としております。1 の地方交付税です。

款 12、交通安全対策特別交付金を 60 万円としております。1 の交通安全対策特別交付金です。

款 13、分担金及び負担金を 3,810 万 9,000 円としております。1 の負担金です。

款 14、使用料及び手数料を 8,101 万 7,000 円としております。1 の使用料、2 の手数料です。

款 15、国庫支出金を 24 億 9,976 万 6,000 円としております。1 の国庫負担金から 3 の委託金までです。

款 16、県支出金を 9 億 2,727 万 4,000 円としております。1 の県負担金から 3 の委託金までです。

款 17、財産収入を 4,411 万 5,000 円としております。1 の財産運用収入、2 の財産売却収入です。

款 18、寄附金を 40 億 200 万 1,000 円としております。1 の寄附金です。

款 19、繰入金を 15 億 1,712 万 3,000 円としております。1 の基金繰入金、2 の特別会計繰入金です。

次のページをお願いします。

款 20、繰越金を 5,000 万円としております。1 の繰越金です。

款 21、諸収入を 5,908 万 1,000 円としております。1 の延滞金加算金及び過料から 5 の雑入までです。

款 22、町債を 16 億 2,860 万円としております。1 の町債です。

歳入合計 148 億 6,643 万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、議会費を 7,586 万 6,000 円としております。1 の議会費です。

款 2、総務費を 31 億 30 万 6,000 円としております。1 の総務管理費から 6 の監査委員費までです。

款 3、民生費を 23 億 310 万 4,000 円としております。1 の社会福祉費から 3 の災害救助費までです。

款 4、衛生費を 6 億 3,471 万 1,000 円としております。1 の保健衛生費、2 の清掃費です。

款 5、農林水産業費を 5 億 8,558 万 3,000 円としております。1 の農業費、2 の農林業費です。

款6、商工費を28億4,710万1,000円としております。1の商工費です。

款7、土木費を16億6,699万4,000円としております。1の土木管理費から4の住宅費までです。

次のページをお願いします。

款8、消防費を6億810万1,000円としております。1の消防費です。

款9、教育費を6億5,318万8,000円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費を12億3,459万2,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から3の文教施設災害復旧費までです。

款11、公債費を11億3,688万3,000円としております。1の公債費です。

款12、諸支出金を1,000円としております。1の普通財産取得費です。

款13、予備費を2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計148億6,643万円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

説明は事項、期間、限度額の順で行います。

バス通学用定期購入助成金、令和9年度400万円、定住促進助成金、令和9年度から令和13年度まで1,850万円、農業制度資金等利子補給費、令和9年度から令和13年度まで83万8,000円、史跡陣ノ内城跡整備基本計画策定業務委託料、令和9年度771万6,000円、図書管理システム使用料、令和9年度から令和13年度まで415万8,000円、次のページをお願いします。学校給食共同調理場業務等委託料、令和9年度から令和13年度まで6億2,809万8,000円、熊本県信用保証協会に対する損失補償、契約締結の日から解除の日まで、代位弁済元金額の2割相当額の半額。

次のページをお願いします。

第3表、地方債です。

説明は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で行います。

まずは起債の目的、限度額から説明いたします。

過疎対策事業債9億1,050万円、緊急自然災害防止対策事業債1億9,100万円、脱炭素化推進事業債4,430万円、緊急浚渫推進事業債3,580万円、緊急防災・減災事業債960万円、災害復旧事業債4億3,740万円、合計が16億2,860万円でございます。

起債の方法は、証書借入又は証券発行、利率については年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法は、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合においてはその債権者と協定するものといたします。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、また繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるものといたします。

本予算につきましては、令和7年度と比較しますと、金額で14億6,843万6,000円、率にいたしますと、11%の増加ということで計上をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 説明が終わったところですが、しばらく休憩します。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時16分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日、11日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後3時16分

3月11日（水曜日）

令和8年第1回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第4号)

- 1. 招集年月日 令和8年3月6日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 3月11日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 3月11日 午後3時56分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲 斐 良 二	2番 田 中 孝 義	3番 鳴 瀬 美 善
4番 森 田 精 子	5番 佐 野 安 春	6番 荒 田 博
7番 宮 本 修 治	8番 福 田 謙 二	9番 井 芹 しま子
10番 宮 川 安 明	11番 本 田 新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北 野 太 議会事務局書記 後 藤 理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	甲 斐 高 士	副 町 長	三 輪 孝 之
会計管理者	渡 邊 友 美	総務課長兼 くらし安全推進室長	荒 田 慎 一
地域振興課長	羽 衾 田 直 美	税 務 課 長	松 野 洋 幸
環境衛生課長	田 上 和 広	健康推進課長	宮 崎 貴美代
住民生活課長兼 町民センター所長	奥 名 雄 吉	福 祉 課 長	高 原 貞 典
建設課長	白 石 亨	会 計 課 長	渡 邊 友 美
企画政策係長	本 田 幸 嗣	広 報 電 算 係 長	中 村 聡 健
経営係長	西 住 恵 一 郎	整 備 係 長	久 米 修 永
農地係長	美 濃 田 知 也		
教 育 長	蔵 田 勇 治	学 校 教 育 課 長	井 上 幸 介
社会教育課長	内 田 健 司		
農業委員会事務局	美 濃 田 知 也	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	荒 田 慎 一
代表監査委員	井 芹 雅 洋		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

3番 鳴瀬 美善 4番 森田 精子

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 議案第28号 令和8年度甲佐町一般会計予算

日程第2 議案第29号 令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

日程第3 議案第30号 令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算

日程第4 議案第31号 令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

日程第5 議案第32号 令和8年度甲佐町水道事業会計予算

追加日程第1 議案第33号 工事請負契約の変更について

日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議員の派遣について

日程第8 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

報告します。

上古閑農政課長が体調不良のため欠席となっていますので、農政課農地係の美濃田知也係長、同じく整備係の久米修永係長、同じく経営係の西住恵一郎係長を説明員として追加します。以上報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 議案第28号 令和8年度甲佐町一般会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第1、議案第28号「令和8年度甲佐町一般会計予算」を議題とします。昨日、提出者の説明まで終了しておりますので、本日は質疑から行います。

まず、最初に歳出について質疑を行います。この質疑はおおむね款ごとに行いたいと思います。なお、資料として令和8年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和8年度から令和10年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

最初に歳出について質疑を行います。

まず、款1の議会費及び款2の総務費について、質疑を行います。

34ページ、款1、議会費から54ページ、款2、総務費までについて質疑をお願いします。何かありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。この説明資料の中にありました通学の定期的補助ということで高校生とありますが、これは高校生だけなんですかね。小中学生とかはないのか、そういうところをお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。高校生のみ対象となっておりますので、小中学生については対象外ということになります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） すみません、1度に言えばよかったですけれども、その高校生というのは、例えば甲佐高校生は何名とか、そういったところはわかりますか。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） お答えいたします。2月の末現時点で申しますと、全体で交付決定の方が95名の方が交付決定を町の方からしている状況になります。そのうち町外の甲佐高校生につきましては30名ということで交付決定の方を行っているところであり

ます。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 46ページですけれども、保護司の活動費助成というところですが、甲佐に何名保護司がおられて、この方々たちの給与とかっていうそういつたのはどうなっているのかということをお尋ねしたいのと、下の方で地域活性化起業人企業負担金ということで、この点についてご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 広報電算係長。

○広報電算係長（中村聡健君） まず地域活性化起業人企業負担金についてお答えいたします。総務省の地域活性化制度を活用しまして町のDX化推進のため民間企業の方と協定を結ばせていただいております。この事業に関する費用となります。DX推進計画の策定だったりDXの計画の推進等に協力をいただいております。この事業に関する負担金の費用となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 保護司についてお答えさせていただきます。保護司につきましては会員が9名で活動されておりまして、活動についてはボランティアになりますので給与等については発生はしていないということになります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。この予算書では37ページになります。総務管理費の中で新規事業として勤怠管理システム導入業務委託料がございます。新規事業の説明資料を読ませていただきますと職員の出退勤時間等の勤怠管理をシステム化し、業務の効率化を進めるとともに勤務時間や年次有給休暇取得等の情報を活用し、職員の職場環境の向上、人員配置の適正化を図りますということで説明がございますけれども、具体的な内容についてがなかなか理解しにくいので説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） では勤怠管理システムの導入についてご説明申し上げます。これにつきましてはこの説明に書いてありますとおり、今度全て電子化ということでデジタル化をさせていただきたいということで、今時間外についても年次休暇についても紙で決裁を取っておりますけれども、それを今度は電子化にして総務課で一括して情報が収集がしやすいような形に、なのでなかなか紙ですと誰がどれくらい休んだかというのが最終的には全部紙をもらってないと集計ができませんので、そういう部分で時間外も今紙でしていただいて課長決裁をもらって、最終的に月締めで総務課に回ってきますけれども、それもデジタルでデータ化して計算も間違いのないような形でしていきたいというふうに考えていますので、今言いましたように勤務時間だったり年次休暇だったり、また時間外についてをデジタル化するというので進めていきたいということ

で職場環境の向上、誰がどのくらい休んだかというのもすぐ分かりますし、また人員配置等についても年次休暇が少なかったり時間が多かったりという職員については個別に話をするとかそういう形もできますので、そういう形で進めていきたいというふうに思っているところがございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

2番、田中議員。

○2番（田中孝義君） 説明資料の7ページのドローン資格取得事業111万3,000円の予算が、これは実際誰が取られるんですか、どういうふうにされるのかお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） この事業につきましては令和8年度の新規事業ということで提案をさせていただいております。他課の方で農政課の方でも機体の購入等考えておりまして、こちらについては3名、この2.1.3の予算の方については3名の職員ということで予算計上をさせていただいております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料で6ページに台湾台南市安南区との友好協定事業ということで453万9,000円あげてありますが、この事業費の内訳を教えてください。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） 台湾台南市安南区との友好交流事業になりますけれども、こちらにつきましては昨年10月に友好交流協定の方を締結いたしました安南区との交流事業に向けた事業構築に向けた職員等の出張旅費等を組ませていただいております。内訳につきましては旅費だったり費用弁償とか旅行に伴う保険とかwi-fiの使用料関係の方を予算計上させていただいている状況になります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。説明資料7ページ甲佐高校の魅力化事業ということで来年度も公営塾ということになっております。できれば副町長にお尋ねをさせていただきたいんですが、先日私の息子も3年間の高校生活を終えて卒業いたしました。以前お話しましたが甲佐高校の入学生が少ない、その上に退学される方も結構いらっしゃるんですね。公営塾をこのままずっと続けていかれるのかというご質問でございます。見切りをつける時が来たら次なる一手というか、そういうのも考えるべきじゃないかというふうに思っております。今の2年生においては入学される時に私PTA育友会の会長してたんですけども。十数名以上が学校説明会に来られた保護者の方はうちの息子はうちの娘は不登校とかいろんな悩みを抱えて最後の望みというか望みをかけて甲佐高校に来られている子が今の2年生、今度新3年生になられます、たくさんいらっしゃいます。そ

ういったことで公営塾を続けていくのかと、次なる見切るべき時が来たら見切られるのかというその辺のお考えをお聞かせください。お答えします。

○議長（宮本修治君） 副町長。

○副町長（三輪孝之君） お答えします。甲佐高校につきましては言うまでもなくこれは町にとって非常に重要な財産という認識でおりますので、今非常に厳しい状況ではございますが、この魅力化をどうにかやらなきゃいけないという認識で取り組んでおります。あゆみ学舎につきましても、今の時点ではこれを発展的に活用できるようにしたいというふうに思っております。昨日、担当課長から少し話があったんですが、去年の8月に企業10社とあと甲佐高校それと町と甲佐町の地域活性化及び県立甲佐高校の魅力向上に関する連携基本協定というものを締結させていただきました。ここには県の教育長も立ち会っておりおられます。そこで何を連携するかというのをちょっと紹介させていただきますと、まずキャリア教育の推進による産業人材の育成でございます。それとあゆみ学舎、MEBKAS甲佐町の企業等応援施設を活用した高校の生徒さんと地域と企業との交流促進に関すること、それとあと2つですが、デジタルやAIの技術を生かした町のSDGsの取り組みに関するものを、それと町の教育環境整備促進に関するオンライン通信技術の活用ということを連携項目の具体的な項目として定めておまして、今連携協定を結んだ企業10社の方が特にデジタルAIというものをそういう人材を甲佐高校で育成できないかというようなことで検討を進めております。10社以外にも今企業の名前までは申せませんが、ものすごく大きい大企業さんとかも甲佐高校については非常に魅力化を進めるということで関心を持っておりますし、県の担当課、魅力化を進めている高校教育課ですけれども、こちらとは定期的に連携を密にしておりますので甲佐高校またあゆみ学舎、こちらにつきましては高校魅力化という方向で存続を当然していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今の副町長の答弁の中で甲佐高校の魅力化ということで様々な事業を計画をされておられますけれども、そういった事業を推進していく体制というのをどのように考えておられるのか、そのあゆみ学舎がその任務を追うのか、そしてまた今キャリア教育を行われておりますけれども、この方式、全生徒を集めてやっているのか、希望者を集めてやっているのか、1年生なのか、それとも2年生を対象にしているのか、そこら付近が不確かなところがあったのですから、そこら付近も含めて答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柁田直美君） ご質問にありましたキャリア教育につきましては昨年令和7年度から始めさせていただいている分につきましては、まず1年生を対象にさせていただいております。1年生から始めさせていただきまして毎年1年生を対象にしますけれども、2年生に上がったまた3年生に上がった生徒さんに対しましても引き続きキャリア教育を続けるというような今方針でさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。35ページですけれども、37ページも同じようなこと書いてありますが、男女共同参画の委員の報酬と費用弁償を計上されておりますけれども、この男女共同参画の懇親会の中で今現在どのようなことが審議されているのか、またその委員の方はどういう方が入っておられるのか、今後の方針までを含めてお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 男女共同参画についてお答えさせていただきます。今男女共同参画のこの懇話会については今すいませんが活動ができてないということになっております。来年度令和9年度から新たなまた男女共同参画の計画を立てなければいけませんので、令和8年度につきましては懇話会を開催させていただき、新たな計画を作成させていただきたいというふうに考えております。今までで言いますと委員につきますと例年で行くとPTAだったり、そういう関係の関係団体から選出させていただいて懇話会をしておりました。これにつきましては郡内進んでいる先進的に取り組んでられる益城とかがありますので、そこの委員の構成等も確認しながら新たな委員の構成を知って8年度についてはしっかり男女共同について協議をしていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。予算書の45ページ、この工事請負費のところことで防犯灯設置工事、それから防犯カメラ設置工事が上がっておりますが、どこをされるのかということと、防犯灯についても切り替えでは通学路を中心、重点的にやっていくということを知ってたんですけれども、その進捗状況かな、どれくらい進んでいるのか、それと防犯カメラについてはまだ他にもつける予定があるのか、その2点についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 防犯灯につきましては新たに防犯灯整備方針というのを作りましてそれに基づいて設置をしているところでございます。来年度令和8年度につきましては県道稲生野甲佐線と町道城平橋大谷線ということで、これについては通学路ということで16基を設置を計画を予定しているところになります。それと今後につきましては計画的にしていきたいと思っておりますし、今現在664基設置をしております、ある程度の通学路についてはある程度終わったのかなというふうには考えているところでございます。あとは今後行政区の要望等ありますので、その辺も踏まえまして計画的にしていきたいというふうに思っているところでございます。あと防犯カメラにつきましては今回令和8年度については7か所を予定をさせていただいているところでございます。防犯カメラにつきましては全体的に36箇所を予定しております、今まで今年度

までで16か所設置が終わっているところでございます。令和7年度は今設置しておりますので今年度末で16基になるところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。今課長の答弁の中に行政区というのがあったけれども、防犯灯は行政区が管理するところと町が管理する部分があるでしょう。その辺が何を持ってそういうふうになったのかということが私どもも分かってないので、何を根拠に行政区に管理させるのかということ、それを聞かせ願いますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 行政区で管理されてるところにつきましては町が行政区で防犯灯を建てられる時に補助を出しております。そういうところについては行政区が管理をされるということになっていることだと思いますし、またもともと行政区にあった部分の防犯灯についてはそのままが行政区での管理で、町としては計画的に今工事しておりますけれども、それについても町が管理するという形でそういう形の区分けになってるのかなというふうに思っています。ただ今後課題といたしましてはLED化になりますので町が管理する分については町がしっかり変えていきたいと思っておりますけれども、行政区が管理される部分に当たっては相当な基数もありますので、そこについてはしっかり区長さん方と協議しながらどういうふうに対応をしていくかというのは検討させていただきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 町で設置しております防犯灯と行政区防犯灯ありますけれども、ただいま総務課長が説明したとおりでございますけれども、私から若干補足をさせていただきますとその区分けをしておりますのが、その防犯灯をそこに設置してある場所が概ね行政区の方だけがよく利用されるような道路の場合は行政区防犯灯として設置をしております。それから町設置防犯灯につきましては不特定多数の方が通られる道路であったり、そういった場所につきましては行政区間を超えて人が移動されるようなところに防犯灯を設置する場合は町設置防犯灯ということで町の方で主体的に設置をしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 言われることはわかります。ただ町民の方の安心安全ということを考えてやはり見直すことも必要じゃないかなという思いで質問しておりますので、ぜひ町長におかれましては今おっしゃられたとおりでございますけれども、そういう点で考えていただけませんかということでございます。返答は結構です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 41ページの民間賃貸住宅建設費補助金ですけれども、これは先だっでの報告の中で11棟建設ができていたということなんですけれども、この中でまだ入居とかができてないところもあるんでしょうけれども、甲佐町以外で入居される人が多い

のか甲佐町の人がほとんど入居されるのか、そこら付近はつかんでおられるものかなというのを思ってその点をお尋ねしたいのと、空き家バンクの登録補助金がありますけれども、次のページですけれども、登録が全体としてできてどのくらいなのかということと空き家のそういった状況についてどのようにとらえておられるのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 民間賃貸住宅の補助金を活用した賃貸住宅に対する入居者の状況といたしましては、今入居されている契約済みの中で契約済みがだいたい14戸ございますけれども、そのうち町内が3世帯、残りが町外というような今状況でございます。続きまして空き家の空き家バンク登録につきましてが今年度登録が新規で11件ございました。また空き家・空き地の状況というところでございますけれども、全体につきましては以前調査をしたところでありまして、うちで言いますと例えば中心市街地の活性化基本計画の中で商店街の方を調査したところと言いますと、空き家・空き地関係につきましてが21件あったというような今状況について把握しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。45ページの宮川議員と一緒になんですが防犯灯設置工事のことでお尋ねをいたします。昨年12月だったか9月だったか忘れましてけれども、防犯灯設置の中で防犯灯が消えているところについて修繕をお願いしたいということで申し出をしておりましたけれども、今吉野甲佐線なんです、3基についてまだ1週間ほど前だったんですけれども修繕がなされておられません。電気がついていないということですが、LED化されるのでそれを待つてされるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それにつきましては大変申し訳ございません。確かに森田議員から報告を受けてその部分について早急にすぐ現地を確認して対応するように指示をしておりましたけれども、すいませんが点いたか点かなかったのか自分が確認できておりませんので、それについては対応させていただきたいと思っておりますし、別にLED化するために待ってるわけではないので、そこについては対応させていただきたいというふうに思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に款3の民生費について質疑を行います。55ページから65ページまでの民生費について質疑をお願いします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料からですがページ17の高齢者補聴器購入費助成事業100万というふうにあります、説明資料から見るとその具体的な内容がよく

分かりません。もう少し詳しく内容を説明いただいでよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは甲佐町高齢者補聴器購入費助成事業につきましてお答えいたします。まず事業内容につきましてが聴力機能の低下によりコミュニケーションが取りにくい高齢者に対しまして日常生活・社会参加・地域交流の支援を行うため補聴器購入の一部を助成するものになります。助成対象としましては4点要件がございまして、まず1点目が町内に住所を有し現に居住する65歳以上の方、2点目が聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けることができない方、3点目が原則両耳とも聴力レベルが30デシベル以上で医師による必要性が認められる方、最後の4点目が申請者本人が市町村民税が非課税であること、この4点をいずれも満たしている方を助成対象者というふうにしております。助成金額につきましては補聴器の購入費用、こちら補聴器本体購入にかかる費用になりますけれども、こちらの2分の1で5万円を上限としております。補聴器2台両耳分が必要な場合は2台の合計金額の2分の1を補助として上限を10万円というふうにしております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） すいません、今の問題で追加で質問しますけれども、町民の皆さんへの説明というのはいつされるのかということでご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 町民の方のほうにはホームページや広報誌とかを使用させていただきまして、予算成立しまして新年度の方で予算が通りましたらば早めに周知していきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 56ページですけれども、今町の方はICTそういった企業それからDX化のためのそうした関連の企業と連携をしながら委託しながら町のそうしたDX化を進めているわけですけれども、この関連で全体としてどのくらいの企業がこの町の企業に事業に携わっているのか、全体としてどのくらいの費用がいろいろバラバラだもんだからですね。全体としてどのくらいの予算を立てられているのか、それについてお尋ねしたいというのと社会福祉協議会の補助金で1,600万計上されておりますけれども、社会福祉協議会の決算なんかについてはホームページ等にも出されているというふうに思うんですけれども、決して経営上は悪くないというふうに思うんですけれども、あえて毎回毎年毎年この1,600万と1,000万だったり様々でしたけれども、そういった予算を組まれるのか、それからまた事業内容についても見直すべきことはないのか、その点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課

○地域振興課長（羽祢田直美君） 一番最初のデジタル関係で町の方で行っている事業につきましてお答えさせていただきます。こちらにつきましてはデジタル人材というところでデジタル以外も含まれている部分もございますけれども、そういった費用が含まれている分を計上させていただいた上での答弁とさせていただきます。1つ目につきましては先ほど副町長からもありました甲佐高校のキャリア教育それから企業等応援施設等でさせていただいておりますデジタル人材育成、それから企画課の方に来ていただいておりますDXの企業にこういった費用を合計しましたところおよそ2,560万の予算というところで、すみません失礼いたしました。令和8年度の地域経済デジタルプログラム事業、これらを含めましたところでおよそ2,560万の予算を現在計上させていただいているところでございます。以上です。失礼いたしました。関係企業数につきましては17社というところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは社会福祉協議会関係の予算と事業の関係につきましてお答えいたします。まず社会福祉協議会の方の補助金につきましては甲佐町社会福祉協議会補助金交付要項というものがございまして、こちらの方で経常経費合計の80%以内で予算を定めるというふうにしてしております。その上限を1,600万円というふうにしております。今年度は令和7年度は1,400万円の金額、令和6年度は1,100万円、令和8年度は1,600万円というふうに計上をしております。こちらの方につきましては社会福祉協議会の方で新規採用職員とかを令和7年度から雇っていただいておりますので、そういったところで経常経費がちょっと上がっているところになります。そして事業の内容の方につきましては、今社会福祉協議会の方で今後の方向としまして地域の方の課題をより把握して解決していきたいというふうに考えていらっしゃいます。そういったことで今年の2月に地区別福祉情報交換会というのを各地区5地区の方で実施されまして、各地区の課題の方を発掘しようとしてされています。こういったところで地域の課題を確認してその解決に向けて進んでいこうというふうにされております。それとまだ既存の事業の方の見直しも行っていくというふうに考えていらっしゃいます。そしてあとまた、町の方としましてもこの1,600万という上限の方につきましては、こちらの方が補助金の方の交付要項を確認しましたけれども、平成22年の策定から1,600万円の上限ということがずっと変わっていませんでしたということですので、こういうことがありまして来年度にこういった補助金の方の内容等を見直していきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料からで質問いたします。ページ18の③番の地域改善対策進学援助金81万5,000円がありますが、この援助対象の経費を見ますと入学とか修学旅行とか通学費と下宿費というようなところを支援するというふうにあります。これは町が行っている支援金との関係はどうなのかということでお尋ねしたいということと、また同じページですので関連で言いますと、人権啓発活動補助金活動315万がありまして、その他に地域改善対策事業74万3,000円、それと地域改善対策事業（学習会等）38万円というふうなことでいくつも項目がありますが、これらの項目と総計についてお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時38分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） まず地域改善対策の進学援助金についてのご質問でございますが、この補助金につきましては本年度から子ども子育て支援金として保育園・卒園児とか小学校卒業時、中学校卒業時など町内在住の児童生徒への補助支援が始まっておりますけれども、地域改善の地区では小中高校生に支給しておりました進学援助金を停止しておきまして、今回8年度で予算に計上しております分に関しましては、今現在、制度が始まった時点で町の子育て支援に対象にならない方々、今現在、8年度で高校3年生を迎えられる方以上の方につきましてはの奨学金ですとか、通学の援助などの支援になっております。そのための補助金でございます。その他の補助金といたしましてはまず人権啓発補助金ということで、こちらに関しましては8年度部落解放同盟熊本県連合会甲佐支部、全日本同和熊本県連合会甲佐支部、この2団体の方になりますけれども、地区内の方についても部落活動、部落差別の解消のための勉強をしていただくといったことでの目的がございまして、補助金の交付要綱があります。補助金は人権諸問題の解決に向け人権の擁護・確立を目指すことを目的として組織された団体が人権啓発等に関する事業を行う場合に、その経費を補助することによって人権尊重、社会の確立に向けた取り組みを奨励することを目的とする。ということで補助がなされておきまして、各団体15万5,000円の2団体ということで予算を計上しております。もう1つ熊本県の人権啓発推進連絡協議会の負担金ということで、これは3万6,000円8年度予算を計上しておりますが、こちらはあらゆる人権問題の解決に向けて県内の自治体がこの中に加入しまして、その中で人権についての情報交流ですとか、先進地視察の研修などを定期的に行うことで部落問題についての自治体の取り組みについて勉強していくというようなことで負担金を計上しているものでございます。ご質問以上でございます。今の総額で512万4,000円ということになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 資料がありますので説明を求めることはいくつもあるかと思うんですけれども。

○議長（宮本修治君） 佐野議員、申し訳ございません、もう3回を過ぎております。

○5番（佐野安春君） 過ぎていますか。

○議長（宮本修治君） はい、もう4回目です。すみませんけれども。

○5番（佐野安春君） では申し訳ございません。やめます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。63ページの保育の実施費の4億9,833万9,000円に関連してお尋ねいたしますけれども、令和8年度の新年度予算で小中学校まで給食費無償化していただきましてありがとうございますと、保育園の副食費に関しては今後どうするのかという部分のご質問ではございますが、本町で副食費が今いくらぐらい支払われているのか、その辺が分かればまずお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 保育園の方で副食費の方につきましては、令和7年度でだいたい副食費を支払われてる方が139名ほどで月額がだいたい94万5,700円ほどで、これを年に換算しますと約1,100万円ほど副食費の方で保護者の方が園の方に払われていることとなります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは副食費に対する現段階での考えでございますけれども、今回小中学校の給食費については甲佐町では完全無償化ということで実施をさせていただき、予算が通れば実施をさせていただきたいというふうに考えて予算計上をさせていただいているところでございます。それから荒田議員からのご質問にありました保育園の副食費でございますけれども、やはり小中学校につきまして義務教育ということで全ての町内の児童生徒が対象になるということで、これは平等性が担保できると思っておりますけれども、保育園の副食費になりますとやはり保育園に行っていない子どもたちもいるということから、そのあたりの公的資金を統括するにあたっての平等性というのをしっかり考えて今後検討していく必要があるのかなというふうに現段階では考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 63ページですけれども、ファミリーサポートセンターの事業委託320万、この利用状況・活動状況をお尋ねしたいのと放課後児童クラブの借上げ料とありますけれども、その関連して以前子どもたちはそれぞれ乙女は白旗と一緒に、それから今3箇所放課後の児童クラブが実施されていると思うんですけれども、甲佐などについてはスペースがかなり狭いというようなことが問題になったことがあったと思うんですけれども、その点をどういうふうにお考えなのかということと、新婚生活応援補助金ですけ

れども、これについては様々な住宅に対する補助等ですけれども、見通しとしてはどうなのかということをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） まずファミリーサポートセンターの方の利用状況につきましてお答えいたします。まず会員数の方をご紹介します。令和7年12月末時点の数字になりますけれども、利用したいという利用会員さんが217名、協力したいという会員さんの方が26名、利用会員、協力会員両方とも兼ねている方が5名、合計248名の方が今現在登録をされていらっしゃいます。利用状況につきましては令和7年12月末時点になりますけれども預かりが1件ということになっております。あとはファミリーサポートセンターの方でこちらの方の周知活動等を行っていらっしゃいます。乳児検診等とかそういったところで広報活動をされております。まず1点目が以上となります。次に学童保育の方につきましてはスペースの問題につきましては1人当たりの面積が決められておりますのでそれにちゃんと適正なところで実施しているところになります。放課後児童の方の施設借り上げにつきましては今竜野の方で行っています、ゆうぐれハウスにつきましては民間の借家を借りて実施しているところになりますので、その分の借り上げ料が72万ほど上がっているところになります。最後に新婚生活応援の方の見通しにつきましては今年度の方の新規事業を立ち上げて実施していることになりますけれども、現在のところ申し込みはございません。町のホームページまた広報誌また婚姻届を出された時とかそういった時に個別に窓口の方に行って事業の方の説明をしているところになります。今後も周知活動をしていって、こういった新婚生活の方に少しでも援助になるような形を今後も続けていきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に款4の衛生費について質疑を行います。66ページから73ページ中段までの衛生費について質疑をお願いいたします。66ページから73ページ中段までの衛生費です。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。予算資料のページ数は31ページの一番上の項目ですけれども、带状疱疹ワクチンの接種事業ということで555万2,000円の予算が組まれておりますけれども、説明では接種時の個人負担を見直し、町外でもかかりつけ医療機関でも接種できるということで書いてありますが、お尋ねいたしますのは対象年齢と接種年齢の拡充の考えがあるのかということと、550万ほどの予算が組まれていますので対象者数と昨年でもいいですので、その実施のされた実施率というのが分かればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） 带状疱疹ワクチン接種事業についてお答えいたします。今年度の実施者数につきましては申し訳ありません、手元に資料がありませんでしたので

後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。65歳以上の予算上ですけれども主に65歳を対象としておりますので令和8年度は145名の方を対象として計上をしております。対象年齢の拡充と言いますかにつきましては現在のところ考えておりません。今回拡充をしましたのは町内で接種される場合と町内の医療機関で接種される場合と町外のかかりつけ医等で接種される場合の個人負担金にこれまで差がありましたので、それを統一する形で拡充ということでさせていただきました。以上となります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） 時間をいただきまして大変申し訳ありませんでした。それでは令和7年度、今年度の带状疱疹ワクチンの接種者数についてお答えいたします。今年の1月末現在で延べの人数になりますけれども、延べ307件となっております。なぜ延べ人数かと申しますと、ワクチンの種類が2つありまして生ワクチンが1回、組み換えワクチンになりますと2回接種することが推奨されておりますので、ワクチンの種類によっては2回打たれている方もいるということで延べの人数となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） で今年は令和8年は145名って言われましたよね。本当は私は去年のもだいたい2回打つのもわかってますけれども、何人を対象として予算化して、そしてその実施率として例えば80%になったとすれば、20%の人が65歳になって打つ機会がなくて打てない人がおるとすれば、そういう方達は次いつ打てるんですかというと思ったらその対象の拡充がないと言えばずっと打てないことになるじゃないですか。ではなくてそう言って何かの理由で漏れた人たちについて何か町としては考えていただけませんか、というのが拡充という意味で質問したんですよ。だからその数字がやっぱりある程度今年145人なんで、今年の実績を見られても結構と思われそうですけれども、こういった感じで私は質問したんですよという意味なんですよ。何パーセントになって、じゃあ何らかの理由によって漏れた人をどうかカバーしてもらえんですかと、その痛みはこの带状疱疹の痛みというのは私も見て分かりますので、その辺について質問したところだったんですよ。

○議長（宮本修治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（宮崎貴美代君） お答えします。先ほど申しました145名というのは、失礼いたしました、令和8年度の対象者で予算を計上しております。今年度は139人の対象者ということで予算を計上して対象となられた方に通知をお出ししております。ワクチンを接種された方の実績につきましては翌月もしくは翌々月ぐらいに請求等で町の方に送

られてきますので、その結果でわかるんですけども、まだこちらの方に町の方に届いていない方とかも実際打たれた方の資料としてどなたが打たれたかというのがまだ2ヶ月遅れとかで来るものですから、正確にはわかっていないところもあります。ただ鳴瀬議員がおっしゃるように今年度の実績を対象者に対して実人員としてどれだけの方が打たれたかというのを集計等をしまして、その結果、令和8年度はもう予算計上しておりますけれども、次の対応として何らかの検討をどうしたらいいかというのを担当課等で検討していきたいと思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時4分

再開 午前11時4分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。説明資料の30ページになります。令和8年度の新規事業ということで未来けんこう応援事業ですかね。健診を受けた方にQUOカードを配布されるということでこの予算が832万ということは、1,000円のQUOカードだったら832人ということで打ち切られることになるのでしょうか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 議員お尋ねの事業につきましては1人当たり1,000円のQUOカードになるのですけれども、これが手数料なども含めて1,040円ですので800名を予定しているところです。今年度予算はですね。国保の予算はまだですけども、今年度では健診関係で健診の目標として800名以上を目標として持っておりますので、これまでの実績などを含めてですね。今の当初予算ではそのところで予算を組んでおりますけれども、実際これより多かった場合には補正などもお願いをすることを考えてございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。実は我々議員団で昨年11月に西桂町というところに防災行政無線の視察で行ってまいりまして、私そこの広報誌を読みましたら西桂町がこういった健診を受けた方にポイント、健康診断だったら10ポイントとか、それから町のグラウンドゴルフ大会であったら5ポイントとか、100ポイント貯まったら地元で使える1万円とか2万円とかの商品券を差し上げるということでございます。これもし好評ならば例えば3月に行われますスポーツフェスタ、そういったのにも参加される方にもQUOカードとかいいのじゃないかということで、ご答弁は結構です。そういった思いがでございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 67ページの浄化槽設置整備補助金ですけれども、これは汲み取りとか単独槽それから新築の場合も補助金が出るというふうに思うんですけれどもなかなか進まない部分もあるかと思うんですけれども、単独とかそれから汲み取りの場合、費用等もかかるというふうに、経済的な理由もあるというふうに思うんですけれども、だいたいこのどのくらい、割合じゃないので個人負担がいくらになるかというのはなかなかつかめておられないと思うんですけれども、だいたいおおよそこの補助金を利用された方で単独とかそれから汲み取りの場合、どのくらいの費用の個人負担をされているのかというのが想像がつかないものですから、そこから付近について掴んでおられればお伺いをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 合併浄化槽の件でお答えいたします。まず今合併浄化槽の申請につきましては環境衛生課の方で受付しておりますけれども、業者の工事費としましては概ね120万円から150万ほど、5人槽の設置については工事費の方が上がってきております。当然、排水池までの距離であるとか、また家の外構の状況、そういったものにも影響してまいります。補助額につきましてはその中から5人槽であれば33万2,000円の補助、また7人槽であれば41万4,000円の補助となっております。また単独槽また汲み取りからの転換であれば上乘せ加算の方も実施しております。また配管また撤去加算という形で補助の方は対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款5の農林水産業費について質疑を行います。73ページ下段から81ページ上段までの農林水産業費について質疑をお願いします。73ページ下段から81ページ上段までの農林水産業費についてお願いします。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） ページは76ページです。使用料及び賃借料のところスマート農業機械賃借料というのが32万ほど上がっていますけれども、これはどういうことを計画されているのかということをお聞きいたします。

○議長（宮本修治君） 経営係長。

○経営係長（西住恵一郎君） お答えいたします。本事業につきましては先日、宮川議員の一般質問でもありましたとおり、本町の農業を取り巻く現状としまして高齢化が進んでいる現状があります。それに対しまして今後より加速化すると見込まれる農業者数の減少に対応するため人的労働力を代替するものとしてスマート農業機械の導入が考えられております。ところが町内の農業者さんたちにご意見をお伺いしたところ、小圃場が多いという本町の農地の特性からコストパフォーマンスが悪いというようなご意見もございました。こういったイメージが導入を阻害する要因となっておりますと考えておるところです。つきましては町内農業者さん向けにスマート農業機械の利用体験会を実施いたしまして、スマー

ト農業の機器導入を加速化していくためにこういった事業構築をさせていただきました。
以上です。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 大変結構なことだと思いますけれども、今おっしゃったように圃場を、畦畔取って広くして使いやすくしようというような考え方と思うんですけれども、畦畔を取るのはいいんですけれども畦畔を取ったらやはり高低差が出るんですよ。それを今度はならずとか均平にせんといかんですから、それにはまずそういう作業機がいますし、またトラクターにつきましてもGPSを搭載したようなトラクターでないとダメというようなことでもあります。だからなかなかそういうことをやれる農家さん、そういうトラクターまたは作業機を持っておられる農家さんというのがおそらく数えるかゼロじゃないかとは思いますが。実際やってる方はいらっしゃいますので、だけどなかなか現実的にはどうかなというふうに思います。農家の方とお話したいということですけど、私はそれもですけども、できることからやっていただきたいと思うんですよ。というのが、今おっしゃったように高齢化で私も農業やっていますけれども今田んぼの消毒ですよ。背中からってホースを引いてという作業が非常に難しくなっております。ドローンを使った消毒というのは非常に皆さんがこれから一番に取りつかれるんじゃないかということだと思いますので、やはりニーズにあったスマート農業を是非転換していただきたいと思えますし、これは町長がおっしゃっているようにスマート農業というのは、今後推進することだと思いますので、ぜひ何が今必要とされてるのかということをも十分検討していただいて、そして現場の方とも話をしていただいて進めていただきたいと思えます。どちらかでもよろしいですけれども、町長でも担当課でもいいけれども、私の今のことに對して答弁いただければお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 経営係長。

○経営係長（西住恵一郎君） 今回の体験会にかかる機器についての選定は小圃場でも導入可能なような機器を中心に選定しようと思っております。例えば環境測定器と言いまして空気中のCO2濃度であったりとか気温であったりとか、そういったものをスマートフォンや機器上で管理することによって見回り回数を減らすというような機械であったり、畝間の草刈り機とかそういうたものを想定しておるところです。実際体験してみて農業者さんたちのニーズも把握しつつ今後の政策については協議していこうと思えます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。説明資料の41ページをお願いいたします。そこに食品産業の輸出向けということでHACCPということがあっております。この間の全員協議会でも少しお話しただけでしたがけれども、これを事業にしますと2億6,000万、これがどれくらいの補助率でこの2億,6000万、仮に2分の1といたしましても5億近い事業ということで、ここに農業費の方で出ておりますけれども、これは本当に言えば企業誘致だろうと思えます。やはり企業誘致に町民が期待しますのは、その地域あたりを含めた開発を行われ

るところで、雇用の創出というのを私は非常に希望されているんじゃないか要望されてるんだなと思うんですけども、実際こんど進出するところがどのくらいのものなのか全く分かりませんが、そこら付近も含めてこの事業について説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 経営係長。

○経営係長（西住恵一郎君） ご説明いたします。まずHACCPとは何なのかということに関して説明させていただきます。HACCPとは食品の安全を守るための衛生管理の国際基準のことです。従来は検査が最終製品の一部を抜き出して調べる点の管理であったのに対して、HACCPが原材料の入荷から製造・出荷までの全工程において食中毒などの危害が起きやすいポイントをあらかじめ特定し、継続的に監視・記録する線の管理のことを指します。本事業につきましては本町の事業者が販路を海外に活動していくにあたり輸出先の規制に対応する施設の改修や高度な衛生状態を保つための設備導入といったハード面の整備に多額の費用を要するところがございます。こうした輸出に意欲のある町内業者の設備投資を支援することで、施設整備を通じた輸出産地の育成を図ることを目的とした事業でございます。今回の事業主体につきましては熊本市の製茶の販売を行われる企業さんでございまして、甲佐町内に輸出向けの製茶工場の建設を予定されております。こちらの総事業費が建物・機械・機器等を合計しまして約5億1,000万円となっております。補助率2分の1で今回2億6,000万円を計上させていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画政策係長。

○企画政策係長（本田幸嗣君） こちらの事業に関しまして今農政課の方から答弁がありましたとおり、町といたしましてもこの会社の方と雇用契約の方を結ばせていただいております。雇用契約の中身につきましては新規ということと10名程度新規で雇うということと雇用契約の方を、すみません、雇用協定です。雇用協定の方を結ばせていただいております。進出企業の色々相談がありますけれども、町の方としては町内企業在住の方を雇用いたしますということをお願いをしているところがございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。せっかく企業進出されるということで非常に嬉しい面ということでもありますけれども、ただ1つ申し訳ないけれども悪い面というのが私はあると思ってますけれども、下白旗の方で今大福物流、施設物流とかありますけれども、結構農道を通られるんですよね。とかなり傷んでるんですよね。これをやはり地区に要望すれば水資源保全会とか多目的機能とかあれで農道ですからやっってくださいという行政から大概そういう答弁が返ってくるんですよ。ただ地元から言わせると企業の進出に使っているからあんなに急に傷んでるんですよという気持ちがあるんですよ。そこら付近を1つ行政の方々汲んで頂いて、二言目には多面的機能で、農道ですから多面的機能でやっってくださいという答弁ではなくして、違うような答弁が今度から出るようお願いしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 貴重なご意見ありがとうございました。ただいまいただきました本田議員からの意見を参考に今後また内部で協議・検討を積み重ねていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） もう1点多面的機能のことで質問をさせていただきます。ついこの間、数年前から上豊内の方の問題がまだなかなか解決しているのかしてないのかまだ報告あっていないので分かりませんが、その多面的機能をするにあたって具体的に芝原区の方ではなかなか取り組んでないんですね。ですからあの農道がかなり傷んでおります。また用水路のあたりももう少し綺麗にしてもらいたいなと私は見ながら思っているんですけども、そういった時になぜ芝原区はそれに取り組まないのかなとするとあそこは、あそこはという言い方は失礼ですけども、芝原区は新しく住宅が出来てきて新しい方々が多く来ておられます。人口比で行くならば従来の住民の方の2倍から3倍近くの方々が今来ておられて、なかなかそれで地域としてのコンセンサスが非常に難しくその事業に取り組めないという思いが区長さんの方にあられます。ただあそこの農業をやっておられる方は3,4名の方が農業をかなり集約されてやっておられますけれども、そういった方々が多面的機能を使えるような使って農道の排水とかをするようなことが私はやってもらいたいなと思いますけれども、この多面的機能を取得するためとか、その行政区が取得するためにそういった要件の緩和というか、それについてもう少し考えられたらどうなのかなという思いがありますので、その点について質問をさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 経営係長。

○経営係長（西住恵一郎君） 多面的機能の組織につきましては要件として行政区内で全員の同意が要るとかいうそういった要件はございません。実際ある行政区では行政区内に2つ組織がある例もございますので本田議員がおっしゃられるようなことに関しても組織として多面的機能の活動に取り組むことは可能と思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。資料の39ページ、農業研修センターのトイレ改修事業ですけども、これにつきましてはいつ頃発注でいつ頃出来上がるのかというのが聞きたいことなんです、ここについては今まで利用された方が、今時こういうトイレは凄いなという形でお聞きしてることもありまして、今回新規事業で上げられていて、7月に行われる鮎祭りに是非とも合わせてやって欲しいなという気持ちからまず委託とそれから工

事についていつ頃予定されてるのかお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 経営係長。

○経営係長（西住恵一郎君） お答えいたします。農業研修センタートイレ改修事業につきましては新年度予算承認いただきましたら4月から実際に動き出すことになるんですが、工事の前に設計もしまして入札を行って工事の業者を決めることになるかと思えます。業者さんの想定としましては町内の水道業者さんを想定しているところなんですが、最近かなり忙しいようですぐに対応ができないということも多々ありますので、具体的にいつまでということはこの場では申し上げ辛いのですが、できるだけ早急にするようにはいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。資料と予算書にもありますが、ずっと継続してやられてきてますカワウの追い払い、この追い払いの仕方の説明を再度いただきたいということと合わせて備品購入でドローンの購入費が組まれておりますね71万5,000円。ドローン、71万なんで1機なのか2機なのか、その大きさと、説明資料にありますますがそのドローンの使用目的を合わせて説明をいただきたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 整備係長。

○整備係長（久米修永君） お答えいたします。まず1点目のカワウの追い払い事業なんですけれども、やり方としては今シルバー人材の方に業務を委託しましてパトロールをしていただいて、その際にロケット花火による追い払いをお願いしております。もう1つの新規事業のドローン購入事業に関してなんですけれども、2機を予定しております。大きさはだいたい、購入費用なんですけれども1機あたりだいたい32万5,000円の2機の税込みの71万5,000円を考えております。大きさに関してはだいたい真四角形のだいたい3,40cmぐらいの大きさを考えております。使用目的ですけれども、ここに書いてありますとおります災害現場の確認時に使用したり、あとは夏場の転作確認の時の案内人さんの熱中症対策に活用できればと思っております。それと今後は有害鳥獣の生態とかそういったやつやつの調査もそういったのも使ってできればと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今続けて質問したのには意図があるんですよ。カワウの追い払いについては今説明もありましたしロケット花火を鳴らして追い払っておられます。非常に効果があってここ数年、鮎の緑川の生息については非常に良い状況だと私は思っております。何で聞いたかと言うと、ドローンを購入されるでしょう。その前にロケット花火というのが出るんで1つ心配してるところがあるんですよ。やっぱりロケット花火は火をつけてから河川にむかって飛ばすじゃないですか。カワウは河川におりますので、そうすると枯草とか中州辺にも飛んで残った火が枯草とかに移った時の心配がちょっとあったんですよ。そうした場合にこのドローンを購入されれば大きさが4,50cmぐらいか30cmぐらいの大きさと言いなったけんが、だいたいならばそのドローンを利用して音の鳴る機器を付け

るとか、カワウのおるところに飛ばして行くならばロケット花火に変わるような効果があるのかと、そして安全性もできるんじゃないかという思いで、先ほど目的も書いてあるんで分かってはいたんですけども、あえてそういった形の多目的に利用できるようなドローンの使い方ができはしないかということで腹案的に担当課の方に質問を投げかけたところだったんですよ。そういったことで答えはいただかなくても結構ですけども、そういった思いもこちらとしては持っておりますので、だからいろんな鳥獣被害対策も1,500万か2,000万円に近いような金額がずっと出てますので、そういった対策にも効果が今後出てくるのじゃないかという思いを持っておりますので、担当課としてぜひ考えていただきたいと思います。答弁はいりません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。ただいま3番議員の緑川にかかる気持ちというか期待の部分でそういったことを質問されたと思います。その辺は大変ありがたいと緑川漁協の理事をしておりますのでその点からお礼を申し上げさせていただきます。質問に移りますが、75ページの農業振興費の中で農業振興地域促進整備委員会ということで月曜日の一般質問で特に宅地開発が多く議員さん方からご質問がありましたけれども、その中の答弁の中で開発においては民間の企業にお願いしたいという部分が答弁がございましたが、私の思的に甲佐町で宅地あたりとかまた工場誘致等をするあたりに1つ問題が農振ですね、にかかっているとところが特に多いのではないかと、そういった部分で、やはり民間団体がそこを外そうと思っても今なかなか厳しい状況が今続いております。そういったことで町の方針としてこういうふうには工業団地にするんだとか、宅地開発するんだというふうにしていただければ若干通常の手続きよりは早く済むというようなことがありますので、そういったことで今農振の見直し等をどのように考えられているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 経営係長。

○経営係長（西住恵一郎君） 農振の見直しについてですが、荒田議員おっしゃるような町の企業誘致とかそういった施策と関連してくるところではございます、農政課としては農地を守るという目的のもと動いてはおりますが、町としてはそこら辺も企業誘致の件とかも勘案して考えられることだと思います。ですので企画課と連携しながら今後農振地域の見直しについては進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） ただいま荒田議員からのご質問の件でございますけれども、農振については先程経営係長が答弁したとおりでございます。実は甲佐町で令和4年に甲佐町国土利用計画を作成してあります。その際、私もまだ議員だったんですけども、確か一般質問の中でこの国土利用計画の中でいろいろ区分けはするのかということで質問しました。例えばここは工業団地として整備する土地、ここは住宅開発をする土地、商業地を開発する土地というような区分けまで今回の計画でするのかということで、その当時、私議

員で質問しましたがけれども、そこまでは今回はしないということでございました。ただ私もその点は問題視しておりまして、担当課とそのような話をして、実は来年度令和8年度において企画課の方をお願いをいたしましてその国土利用計画を令和4年に作った国土利用計画をさらに見直して、ここは町として工業団地を誘致する適地ではないかとか、ここは住宅開発を誘導する適地ではないかとか、そういったのを整備してその整備したものと合わせて今度農振経計画とかも今後検討していきたいというふうに今考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの78ページの委託料の中でため池浚渫測量設計委託料ということで480万ほど予算が組まれております。このため池の対象となる箇所数と実施される浚渫が、年度何年度ぐらいかけて対象地を浚渫されていかれるのかをお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 整備係長。

○整備係長（久米修永君） お答えいたします。緊急浚渫事業なんですけれども対象は今年度は1箇所を考えております。今年は測量設計をいたしまして、できれば来年度から浚渫を行えればと思っております。今後行政区ともいろいろ話してため池の堆積状況とかを現地確認をしながら土改連とかも相談しながら今後進めていきたいと思っております。できれば年1とかというところ、年1箇所ぐらできればなどは思っているところです。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

整備係長。

○整備係長（久米修永君） すみません、時間をとっていただきありがとうございます。令和8年度は測量を考えております。それをもとにできれば令和8年度に浚渫を行って、年度内に終わらせればと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に款6の商工費について質疑を行います。81ページ中段から84ページまでの商工費について質疑をお願いします。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。説明資料の48ページ、やな場施設管理事業ということで、やな場の冬季営業についてお尋ねをいたします。私も以前、冬季営業につきましては推進の立場から一般質問をしたこともございますが、その後冬季営業をなさ

れて見切りをつけるべきではないかというふうに思いも変わりました。来年度は冬季営業をなされるのかどうかのお尋ねです。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 冬季営業につきましては議会の中でもご提案・ご意見をいただきましたので試行的に今年度から冬季営業につきましては少し形態を変えております。内容といたしましては完全予約制といたしまして、基本的には団体様を対象とした営業というところで現在させていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 83ページですけれども、交流拠点施設指定管理料というのが上がってきておりますけれども、なかなか周りにも魅力的な施設ができてきているということもあろうかと思うんですけれども、なかなか動員数が少なくなってきているというふうに聞いておりますけれども、このまま行くのか、そこら付近については町の対応についてはどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 交流拠点施設につきましては前回の決算の審査の時にも利用人数につきましてはご報告をさせていただいてまして、令和6年度につきましてはおっしゃるとおり前年度に比較しまして減少しているところでございます。こちらにつきましては、特に井戸江峡キャンプ場、COMMON IDOEの方の集客がどうしても落ち込んでいるところもございまして、今年度また来年度におきましても今後、令和9年度までが指定管理期間となっておりますので令和8年度中にでもその方針というところでも町内の中でもまず協議をさせていただきたいというふうに今考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 私も今の関連でございしますが、井戸江峡のCOMMON IDOEにつきましては減少してるということで今ご答弁がありました。特にグランピングに関しては昨年の秋から激減と言っていいぐらい数が減っているのではないかというふうに私は感じております。契約が令和8年度までということですが次なる一手と言いますか、そのままグランピングでいくのか、このグランピングのテントを立てていらっしゃるだけでも指定管理者維持管理費が結構かかってくるというふうに聞いております。そこら辺の方向性は令和8年度で出されるということでしたら良かったですかね。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） グランピング施設につきましても含めたところで集客については落ち込んでいるというところで、ただし交流施設というところで位置づけておりまして、いろんなイベントにつきましては毎月何回も開催をさせていただいておりますので、そういった利用につきましては継続して現在もさせていただいている状況、これらの状況も踏まえましてとおっしゃるように令和8年度には方針を決めたいというふうには考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 84ページの提案型事業補助金が350万というふうに大きくなっておりますけれども、どういった提案があっているのか、その取り組み状況をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 提案型事業につきましてお答えいたします。令和7年度につきましては4団体からご提案をいただきまして、1つに健康シネマというところで屋外での映画上映、それから九州へソ大学ということで町民大学、それから甲佐提灯行列というところで文化財を生かしたイベントとそれから最後にウェルビーイングマップ製作ということで中心市街地の活性化やそれから福祉を関連といたしましたイベント、この4事業につきましてが令和7年度の実績というところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この提案型事業というのは単発というかその場で終わって、終わればそれだけでもいいわけですね。もう単発と言いますか、そういった事業でもいいわけですね。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） こちらにつきましては基本的には長く続けていただくというようなところを要件の方にも書かせていただいておりますので、一過性のものではないというようなところで事業実施をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。82ページの地場産品創出支援事業補助金の3億円の内訳と、その下にあります創業支援補助金300万、これが1社なのかどうなのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 地場産品創出支援事業補助金につきましては概算というところで現在事業が進むというところで考えております、こちらは1社を想定をしております。それから創業支援補助金につきましては100万円を上限としておりますので、3件分というところでの予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 創業支援について分かりましたが、地場産品創出支援事業補助金で1社の概算で3億を見てられるということですが、どういったことでそれぐらい見られているのか、これからふるさと納税等の返礼品とかそういった部分に力を入れるということでの目的の補助金ではございましたが、かなりの額がでかいのではないかと思います、ご説明お願いいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） こちらの3億円につきましてはおっしゃるようにこちらがふるさと納税の返礼品の登録を要件としておりまして、こちらで今計上させていただいております3億円につきましては米の集荷それから精米を行う工場が想定されておりますので、その工場の整備費の補助金というところでの計上でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 先ほどの。

○議長（宮本修治君） 井芹議員、すみません、もう4回目です。

○9番（井芹しま子君） そうでしたか、失礼いたしました。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 今の荒田議員の質問の中で3億円のことで質問させてもらいますけれども、昨日も少しこの件でありました。どうも聞いてみますと、言わゆる甲佐の輝き、甲佐の米を返礼品としてほぼ確保するためにこの事業をされるというふうな思いで私は昨日のお話の中でありましたけれども、その点についてやはりそういったことなんですかね。どういったことでこれをされようという思いになったのかということだけを含めて後でまた聞きますけど、まずはそれをお答えください。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） お答えいたします。こちらにつきましては議員がおっしゃるように以前から甲佐町の純粋なお米を返礼品として出すべきではないかというような意見もありまして、町としても同様の考えを持っておりまして、そのような意向に沿ったところで工場が進出されるというところがございますので、それに対する補助金というところがございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 私はこの事業を最初聞いた時に甲佐の農家に非常にプラスになるんじゃないかなという思いが当初もったけれども、聞いてみますと今度される進出企業とあとJAとかあたりで返礼品としたいということでありましたので、どうなんですかね。私果たして3億円もやってこの事業が果たしてどれくらいのものなのかという思いも一方ではしているんです。今までどおりやったら別に何も問題ないという思いも片一方はあります。ただ甲佐の輝きというそれに対して非常にあれがないと言われるのならばそれかもしれないけれども、甲佐の農業にとって果たしてどれくらいのプラスになるんだろうかと。3億円も出す必要があるんだろうかという私は思いを一方では持っております。いわゆるふるさと納税の多分この原資はふるさと納税からいただいた寄附金をまた使われるだろうということでもあります。そこで私は思うのは、いわゆるふるさと納税そのものに対する疑問が出てきているわけです。広く税金を使って色々事業をする、それが地場産業の振興に繋がるというならば大いに結構ですけれども、そうではなくある意味今のあれ

はコンサルタントのためにやっってるのかというような事業にも一部見えてくるんですよ。この今度の進出企業だっていわゆる甲佐町使っているコンサルタントの方々が甲佐に来て甲佐の米をしようということで、地場産業の本当の振興になっているかどうか、それについて私は非常に疑問を持っているのでこの質問をさせていただきます。町長の考えをお願いしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） まず3億円のこちらの投資に対する、これが3億円を投じる価値があるのかということも頂きましたけれども、こちらの補助事業の要件といたしましてはこの補助額の分につきましてをまず寄附額として確保いただくことがこの補助金を交付する条件となっておりますので、しかもその補助額をその3億円の寄附額を5年間継続して集めるということを条件といたしまして、こちらの補助金につきましては創設をさせていただいておりますので、そういう意味ではうちから出させていただくこの貴重な3億円につきましてが何か無駄になるとかそういうことではないというような制度設計については考えているような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。議員ご承知のとおり、現在甲佐町は非常に財源ふるさと納税の方で助かっている部分がございます。先日全員協議会の中でもふるさと納税の内訳について約7割程度が米が出ているということでございます。現在その米の要件といたしましては、本町におきましては4号要件といたしまして県産米ということで許可をいただいてそれを返礼品として出しているところでございます。ただ今後私たちが収集しております情報によりますとその4号要件もだんだん厳しくなっていくというような情報を受けております。従いまして将来的に、今はいいんですけども、将来的にはそれぞれの市町村の米しか返礼品として出せないというような国の制度の動きも私も情報としていただいております。そうなった時にようになってから動いていたんではもう遅いと思いますので、今の時点で甲佐の米を確保できる、そういった体制作りをする必要があるんじゃないかというような思いは持っております。たまたま今回進出される業者さんもそういうような思いを持っておりましたので、町の方もその意向に沿って本事業については進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 11番、本田議員。

○11番（本田 新君） わかりました。それは町のふるさと納税に対する考えだろうというふうに思います。私はやはり地場産業の振興というところに気持ちが行ってるもんですから、ちょっとそのところで執行部とのその差異が出てきてるのかもしれない。であるならば、ならばこの進出企業にやはりそうであっても私は甲佐の農家のためになるように、昨日ちょっと言いましたけれども、少しでも高くお米をあれしてやるとか、そういったことをやはり返礼品ですから、ある程度の価格帯でできると私は思っているんですよ。そのところを非常に行政として、これは私は3億円を出すというそういう思いが強い思いがありますので、それを是非やっていただきたい、甲佐町の農家のためにやっ

ていただきたいということだけお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 款7に入ります前に昼食のため、しばらく休憩します。13時から再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に款7の土木費について質疑を行います。85ページから90ページ上段までの土木費について質疑をお願いいたします。85ページから90ページまでの土木費についてお願いします。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 90ページですけれども危険ブロック塀補助金なんですけれども、90万計上されておりますけれども、危険ブロックの改善解消には非常にこれは多額の費用がかかるわけなんですけれども、そういった点ではこの補助率が非常に少ないのではないかと、いうふうに考えますけれども、今どのような状況になっているのか、その点については何かお考えがないのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 危険ブロックの補助につきましてご説明を申し上げます。現在危険ブロックにつきましては国の補助が事業費に対しまして3分の1の上限17万5,000円、それから町が同様に上限17万5,000円としております。これは国の政策に従ってやっておりますので今のところその上限を上げるとか補助率を上げるとかの予定はございません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。説明資料の50ページの町道中横田鶴線道路改良事業で令和8年度に測量設計を行う予定と書いてありますが、令和7年度に測量設計等で予算が上がったんじゃないかなかったですかね。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 中横田鶴線の測量設計というところですけども、元々予定としてありましたけれども、国の補正の予算の関係で事業が取り組めなかったということで令和8年度で改めて中学校の下の路線につきまして測量設計を行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。特に中学校の通学路では交差点のところ非常に離合する時、朝とか登下校の時に危ないのでというところで多分地元からも要望が上がって今度改良になるということだったと思うんですよ。なのでできれば予算もあります、早くしていただきたいという思いでございます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 中横田鶴線につきまして先ほど申し上げましたとおり道路改良工事を行う予定としておりますけれども、中学校のところにつきましては今現在内水対策として雨水貯留浸透施設の整備をしております。それと並行して道路改良の計画もしていかなければなりませんので、合わせてしていきたいというふうに思っておりますので早めその辺は実施していきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。資料の中で説明をいただきたいと思っておりますけれども、路線名が町道向坂線の道路改良工事ですね。事業費が1億9,220万円というところがございます。延長は200mということでございますので、まずこの起点が県道今吉野甲佐のところで場所はどの辺が起点になって、今管理棟の前を歩いていくのかどこを歩いていくのかちょっとわからないというところと、上の方では美里町の町道と繋がっておると思うんですけど、美里町の方の改良計画があるのかというのを教えていただければと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 町道向坂線の改良につきましてお答えします。ただいまご質問がありましたとおり県道今吉野甲佐線から現在防災ステーションができておりますけれども、あそこに運動公園の管理棟がございます。その前が現在町道向坂線の道路として改良を予定している路線でございます。先ほど言われたとおり、終点部分につきましては美里町側になりますので美里側につきましても同様に改良事業をしていただけるように今美里町側と協議を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） すいません、もう1つだけ、一応この事業費をメーターで割りますと1mあたり96万1,000円という金額なんですよ。今管理棟の前を取っていくと言われましたけれども、計画されます幅員、道路幅員はどのくらいの広さのやつができればこのメーター100万に近いような金額の幅員になって改良がされるのかと思いましたので、伺

います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 今計画としましては幅員が6mの幅員を予定しております。工事費としてはやはり急斜面もありますので、そういった構造物とかそういったものでも費用かかってくるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 排水ポンプの事業が所々で出ておりますけれども、今防災ステーションが今ほぼ完成をしてその周りの水が有安のアパートの裏に全部集まるようになっていきます。水がですね、そこに集まるようになっていくんですけども、そこでそこから町はポンプで緑川方面に排出をするというようなことを一般質問の中で答弁頂いたかと思うんですけども、それが本当にできるのかどうか町はその体制をしっかりと取られているのかどうか再度そこら付近を確認をさせていただきたいというふうに思うんです。もともとは国の事業だから本当は国があそこに排水をきちんと緑川の方に排水するなどとの工事も具体的に私は行うべきだったんじゃないかなというふうに思うんですけども、したら町の方がポンプなどを買っているかというふうに国は国交省は言ったんですけども、そうであれば町の方も前回のようなことではなくて、本当に機敏に排水のあれができるようにそういったのはきちんとして欲しいというふうに思ってるんですけども、その点についてはどんなでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 船津の運動公園近くのポンプの件ですけれども、こちらにつきましては現在発注を行っておりますし今入札前ということになっておりますので、決まれば今期の出水期までには設置したいというふうに思っております、町が行う理由としましては、馬門川からの流入も考えられますので町として実施するということ考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 後で質問する予定でしたが、今馬門川の話が出たので馬門川の排水ですね。緑川までつながって星の川団地の前を通っている用水路ですけれども、あれっていうのはまあ全体的には公園の整備が今後予定されておりますけれども、そうした場合、あの用水路がやはりどうしてもあの工事というのは私はいらんんじゃないかというふうに拡張なりですね、景観上も安全上からもあの公園を作るならばやはり子どもたちが行き来して危ないというのがありますので、結構深さもありますので、あそこの改良とかというのは考えておられないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時9分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えいたします。馬門川の改修ということでお尋ねだと思いますけれども、現在馬門川につきましては馬門川の上流部で溜池の改修を行っております。こちらにつきましては令和8年度につきましても現在、溜池2つございますけれども、もう一方の溜池の改修も考えております。そちらの対策によって馬門川自体からの浸水被害というのは軽減できるというふうに考えておりますので、まずはそちらの方を実行してその後、改修あたりが必要であればまた検討するということになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に款8の消防費について質疑をお願いします。90ページ中段から94ページまでの消防費について質疑をお願いします。90ページ中段から94ページまでの消防費です。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の56ページの4番と5番のことで質問いたします。雨水浸透施設を岩下地区と甲佐小学校に設置というふうにあります。雨水浸透施設につきましては現在甲佐小学校体育館横にその施設がもうあると思うんですが、今まで問題になっていたのは雨水浸透する時間にかなり時間がかかってしまってなかなか水が引かないというふうなことが問題になっていたと思うんですが、この新しく岩下地区と甲佐小学校に設置するというのはそういった面で私は心配される場所があると思うんですが、どういうふうに思っているのかお尋ねです。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えします。まず岩下地区につきましてはあゆみのところの駐車場に浸透施設を整備すると、それから甲佐小学校につきましてはグラウンドのところ雨水浸透施設を設置したいというふうに考えています。これにつきましては現在先ほど言いました小学校の駐車場のところにあるんじゃないかということですが、ご存知のとおり南谷川からの流入で大井手川からの市街地の浸水が非常に深刻化しているということで、より一層施設の強化を図りたいということで今回新たに2施設を整備するというところで考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今課長が説明されたところはわかるんですが、今ある小学校隣の体育館の隣の雨水浸透施設も雨水が浸透するのが時間がかかるのに、今度新しく作る場所もそういった面では心配があるんじゃないかということでお尋ねをしたところなんです。そういったところの懸念についてどうお考えですか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） この雨水浸透施設というのが水が急激に流れてきた時にピークカットという形で水を大井手川の方に流すのを抑制させるという効果がありますので、その効果が期待できるということで設置するものであります。どうしても満水になればどうしてもピーク以上、貯水量以上の水が流れてくればまた大井手川の方に流れてきますけれども、先ほど申しましたとおりピークカットという形を考えれば十分対応できるのではないかとこのところで設置するものでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。私も市街地の内水対策というところで説明資料の57ページに内水対策検討事業というところで2,000万円計上されております。当初予算説明資料の9ページの方には南谷川貯水池、それから放水路対策事業ということで2,000万というふうに計上されております。私は市街地の内水対策についてはもう南谷川放水路ありきで検討すべきという思いでございます。先の全員協議会の中でも町長に思いをお聞きいたしました。是非南谷川からの放水路ありきでの検討していただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時16分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お時間いただきましてありがとうございました。明記が若干違った部分もありましたけれども、今回の南谷川の、すみません、内水対策検討業務事業と申しますのが南谷川・湯田川・大井手川を含めまして市街地の内水対策を検討する業務として行うものでございます。先ほど言われました放水路整備につきましても含めて調整池ですとか河道拡幅あるいは排水ポンプとかそういったのを計画に盛り込んだところで何ができるのかというのを作成するための業務になってきますので、放水路ありきというわけではなくて、それも含めたところで検討させていただきたいという部分になります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私からも今白石課長が答弁しましたけれども市街地の内水対策につきまして私もこの議会の中で南谷側の流入量をいかに抑えるかが重要ということで、まずは南谷川の水を流す放水路を来年度是非着手していきたいというふうに考えております。同時に建設課長申しましたようにそれ以外の市街地の内水対策については先ほどの雨水浸

透とかそういった整備も合わせて行っていくことというふうに考えております。それから先ほど佐野議員からもありましたけれども、例えば甲佐小学校の体育館の駐車場の調整池の役割も果たしているということで、ただ水の引くスピードが遅くなる、当然浸透性・透水性アスファルト舗装になっておりますので数年すると根詰まりしていきますので、そのあたりにつきましてはまた改修等も含めて今後計画的に進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。答弁は結構ですので、私としては南谷川放水路でこの内水対策を抜本的に改善してほしいというふうに思います。でなければまた岩下地区の浸水貯水施設とこれまであゆみ橋の嵩上げ、それから大井手川の掘り下げですよね。それから使わなくなった可動堰の撤去等々、かなりの内水対策をされてきましたので是非終止符をうってほしいと抜本的に改善してほしいという思いでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 説明資料の56ページでございます。事業名が土のうステーション設置事業とあります。この予算化には問題ないんですけども、10年前の大雨、昨年の大雨において二段橋近くに備蓄の色々あれがありますけれども、昨年もあるそこに土のうを作ろうと思っても行けないような状況ですよね。地元の方からどうか場所を変えてもらえんかというような要望があったんですけども、その点町の方としてはどうのお考えを持っておられますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 土のうステーション設置場所ということでのご質問ですが、令和7年度に起きまして6か所土のうステーションを設置しております。場所があゆみですとか岩下とかそれから大町・中早川辺りに設置しておりますけれども、先ほど言われた下横田倉庫の防水倉庫の傍につきましても今後、設置場所があれば利用できることをきちっと把握しまして区長さんあたり消防団あたりと相談しながら利用しやすい場所を選定しながら新たに設置を考えていきたいというふうに思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 8番、福田議員。

○8番（福田謙二君） 是非しっかり協議をされて検討させていただきたいと思います。答弁はいいです。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。説明資料の57ページに内水対策検討業務事業ということであげてありますが、昨年の8月の豪雨を受けて町内各地で復旧と言いますか改善対策が進んでいるかと思うんですが、その改善対策の状況についてどれくらい改善が進ん

でるのか、そういったところを具体的にご説明いただければありがたいですが。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時22分

再開 午後 1 時22分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） すいません、お時間をいただきましてありがとうございます。内水対策の事業ということで現在進めております事業を申し上げます。令和7年度におきましては先ほど申し上げました馬門川の溜池の整備工事ですね。それから横田地区浸水対策工事として甲佐高校前の大井手川の工事、それから中横田地区浸水対策工事ということで中学校のところの雨水貯留施設、これは委託の方を行っております。それから岩下地区の浸水対策工事ということで、先ほど申しましたこちらにあゆみの雨水貯留施設の委託を行っております。それから下横田排水機場、ポンプ場がございますけれども、こちらのポンプの整備、改めて改修しておりますのでこちらを行っております。以上が今行っている事業となります。以上です。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に款9の教育費について質疑をお願いします。95ページから113ページ上段までの教育費について質疑をお願いします。95ページから113ページ上段までの教育費についてお願いします。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番です。説明資料の中で60ページに司書配置事業ということであげてあります。その関係で質問いたします。司書配置事業につきましては1名配置ということで、ずっとそれが継続されている状況になっておりますが、令和5年度の文科省の調査を見ると県内では1校専任、1校1人に行っている体制が54.8%となっています。半分以上の学校が1校1名配置となっているわけです。町はこの図書司書についての増員を考えられないのかお尋ねしたいというふうに思います。1人で6か所、町図書室、小学校4校、中学校というのは過重ではないのかというふうに思います。またきめ細かい役割や児童生徒への指導やアドバイスが十分果たせないのではないのかというふうにも思います。子どもたちの教育や成長にとって1校1名配置は必要なことではないかというふうに思います。目指す必要があると考えますが、いかがお考えかということでお尋ねするものです。また文科省は子どもたちのために読書環境の整備を進めまじょうと、第6次の学校図書館整備等5ヵ年計画の令和8年は最終年度ということになります。是非この学校司書の配置について前向きにご検討いただければということで質問いたします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 学校司書の件でお答えいたします。以前佐野議員の方から一般質問でもいただいております。今甲佐町教育委員会としましては図書の充実ということで以前もお話しましたが、中学校で5年間、小学校で3年間かけて標準冊数をオーバーするような今図書の購入を行う予定としております。その中で合わせて図書管理システム、今までシステムが入っておりませんでしたのでそのシステムの導入を図って図書司書の業務の軽減というのにも合わせてはかっております。そういった学校の図書委員会であったり図書の先生あたりと連携をしながら今行っております。実際中学校に最終的に令和11年度で全て図書の配置が完了する予定となっておりますので、以前一般質問でもお答えしましたが、その増冊になった状況それとシステムを入れた負担軽減の状況、そこを加味しながら今後そこについては考えていきたいというふうに思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 図書の蔵書を増やすというようなことで今年度予算の中にも入ったというふうに思います。そういう点は努力をされていらっしゃるというふうなことを感じますが、合わせて私は今申し上げましたように図書司書の方も、これはまさに国もそういうことを進めているわけですので、ぜひ前向きにご検討いただきたいということで答弁は結構です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。説明資料の61ページに町費負担教職員配置事業とありますが、令和8年度までの4年間ということで来年度で一応一区切り終えるということでございますが、複式学級が今後出てくる可能性はここ何年かは大丈夫とか、何年後にはちょっと出てくる可能性もありますとか、その辺りの推移がわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 町費負担の教職員ということで、おっしゃいますとおり複式学級を解消するためのやつでございます。今現在議員おっしゃいましたとおり令和8年度までで令和9年度からは解消できるというような見込みでございます。今後の推移をみますと今の保育園の年少さんとか年中さんの状況を見ますと、11年までは複式の可能性は少ないのかなと、ただ転入とかの影響もございませけれども、12年以降が今の出生数では少なくなっておりますので、可能性が出てくるのかなと、そこについては毎年シミュレーションをしながらちょっとそこについては考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） そういうことで11年度までは今のところ安心なのかなと、12年度以降は推移を見ないといけないということですが、その辺りがある程度早めに分かれば1人だけ雇えばいいということであれば今までと同じように1人でもいいか

と思いますけれども、それが各学校になって何校もあるというふうな状況になった時にやはり町での負担というのは相当でかくなると、その辺りもその時にはやはり統合なのかスクールバスでの送り迎えなのか、そういった部分も考えないといけない状況もあるのではないかと、その厳しい視点で見る部分もそうですけれども、やはりそうならないためにもこれから町・執行部あたりでいろんな政策をされますと思いますので、その後にもシビアに見ていきたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 答弁はいいですか。

○6番（荒田 博君） いいです。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。ページの99ページで甲佐小学校の樹木の伐採業務委託ということで200万予算が組んでおられます。この内容の説明と今ご存知かと思いますが、テレビ等で桜の木が根っこから倒れてその下に下敷きになったりとか怪我をされたとかいうようなことも報道でもありますので、他の小学校・中学校においてそういった倒木等の危険性があるのか、そういった調査までされて今回、甲佐小学校が対象になっているのかその辺について説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 甲佐小学校の樹木伐採業務委託料でございますけれども、ここにつきましては甲佐小学校の正門側、大井手川沿いのところですね。旧桃崎整形のところの木をかなり今大きくなっておりますので、行政区要望でそこについては何年も前からそこについては伐採はできないかということでご相談がございました。今回そこについて伐採することということで今予算計上しております。それ以外の各学校につきましては全体的に教育委員会として全ての調査をしているというのは今のところございません。ただ各PTAであったりそういうところに結構植木屋さんもいらっしゃいますので、そこで見えていただいているところになります。毎年予算を計上して枝打ちであったりとかそういうところについて一部やっておりますけれども、なかなか今単価が上がってなかなか金額的にも大きい部分がございますが、今年度甲佐小学校を一応200万計上しておりますので、来年以降も継続的に各学校と相談を行って予算計上の方はしていきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） で行きますと、これは甲佐小学校の該当するのは樹木は1本ということで考えてよろしいですか。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） 1本ではなく5本6本程度になります。ただ全体的に全て抜根するわけではなく根の近辺から切って、低木については残して高木についてのみ伐採するという形になっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 説明資料の64ページ、国際交流事業ということで社会教育課長にお尋ねいたします。令和8年度は台湾側へ訪台し交流を行いますとなっておりますが、定員は何名募集されるのかをお尋ねいたします。質問の理由といたしましては令和7年度は受け入れております。令和6年度に関しましては10名に対して募集が17名ありまして7名の子がいけなかったということでございます。今熊本と台湾TSMCの進出などで積極的に交流をしております。子ども達に国際感覚を身につけてほしいという思いからできれば増やして欲しいという思いと向こうの受け入れ体制もあると思うんですよね。オーバーした分はホテルかなんかで対応するとか、色々連れて行って欲しいという思いからでございます。定員は何名でしょうか。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 国際交流事業に関しましてですけれども、令和6年に甲斐議員の方からもご質問ありましたけれども、令和6年におきましては定員10名で渡航しました。今回の予算組みといたしましては現状12名で予算組みしてあります。おっしゃるとおり相手方との受け入れ体制とかも交渉し、また募集人の数とかも見ながら一人でも多く行けるように考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） では向こう側も12名まで可能ということでお返事いただいているということで結構ですかね。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 台湾側の受け入れについては今から学校側と交渉して決定していくということになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 仮に向こうが10名までとおっしゃっても、こちら12名まで予定されているなら令和7年度もこちらで受け入れた時に確か受け入れ先がない子は確かホテルなんかに宿泊されたと思うんで、そういった対応で全ての子を連れて行けるように努力してください。答弁は結構です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今子どもたちの学習支援で夏休みに学習支援をやられているというふうに思うんですけれども、この夏休み、私は夏休みだけでいいのかなというふうに思いますけれども、子どもたちのそういったニーズなんかもぜひ掴んでいただいて、なかなか甲佐町にも学習塾というのは少ないし、また近辺に行こうとしてもなかなか交通費もかかる、時間もかかるというようなことで、やはりこういった町内でしっかりとそういった対応ができれば非常にいいのではないかとというふうに思うんですけれども、夏休みだけの一定期間ということになりますとどうかなというふうに思うので、そこら付近はどのようにお考えなのかということ、これで十分だというふうにお考えなのかという点でお尋

ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 学校外での学びの支援というところで社会教育課の方からお答えいたします。井芹議員がおっしゃるように現在夏休みに甲佐町未来塾というのを開校しております約13日間の学びの場というのを提供しております。それとは他に今年度9月の定例会の時に予算補正させていただきましたように、現在甲佐町では学習塾というものがないというところで通塾困難な家庭・経済的負担がある家庭というのも多々あると思われまして、今年度オンライン塾というのを試験的に実施しております。実際オンライン塾の試験と言いますのが3月の春休み期間に4日間通してオンライン塾というのを今募集をしているところでございます。今年度は塾の需要調査、あとはそのオンライン塾での効果等を検証いたしまして来年度令和8年度にその塾、学力支援としての塾のあり方、また役場・町として学力支援がどのようにできるかというのを検討して実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので次に款10の災害復旧費から款13予備費について質疑をお願いします。113ページ中段から115ページまでの災害復旧費から予備費について質疑をお願いします。113ページ中段から115ページまでです。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。113ページの委託料の総合運動公園整備工事設計業務委託と工事費についてお尋ねをしたいと思います。これについては災害復旧での復旧が含まれていると思いますけれども、今あゆコースですかね。あそこの護岸については現在どういう状況でしょうか。国交省の方で今されてる部分があるんですけども、あれで終わりなのかどうか、それとこの総合運動公園との関連があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） お答えいたします。予算書の113ページになります総合運動公園整備費の2,500万と言いますのは総合運動公園下流に設置します公園の整備に関する設計委託費として2,500万計上しております。森田議員が言われるグリーンパル甲佐グランドゴルフ場の復旧整備に関しましては114ページの第10款3項1に示してありますグリーンパル甲佐災害復旧工事設計委託料並びにグリーンパル甲佐災害復旧工事となります。実際現状でありますけれども河川護岸の方の工事とグリーンパル甲佐のグランドゴルフ内に堆積しております土砂を国交省の方に除去してもらっております。今年度はその泥除去と河川護岸の補強というのを国交省の方で行っております、この114ページ目の委託料・工事費におきましてがその上物の整備、グランドゴルフ場の整備というところで今回計上させてもらっております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） すいません、先ほど私総合運動公園のことを間違っていたような気がするんですけども、事前に説明を受けてましたがこの分についての各議員からの遊具の問題、やはり河川敷ですので今は法律がどうなってるか知りませんが、1m以上の構造物ができないというのは変わっているのかどうか、それを補うために違う方法で遊具あたりの検討、町の要望を入れて業務委託をされるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） 川まちづくりの遊具につきまして答弁いたします。森田議員がおっしゃいますとおり国交省からは撤去できるものか高さ1m以下の構造物という回答を頂いておりますけれども、いろんな議員の皆様からも魅力的な公園づくりということも何回もおっしゃっていただいております、それを受けまして町長からも直接国交省の方にはできるだけ町長もおっしゃる大きな遊具で魅力的な遊具をつけたいということも要望しているところがございますので、原則としてはおっしゃっていただいておりますけれども、今後協議により決めていくということかと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。2点ほど質問させていただきます。災害復旧の中で農業用施設の災害復旧でございます。これは鹿生田堰の災害復旧工事、査定の実施状況とそれと査定がもし終わっているのであれば工事にはいつ頃着工されていつ頃完了する予定なのかを1つお聞かせしていただきたいということと、もう1点農政の方でこれは非常にお世話になりました。自力復旧ということで9割の補助をいただきまして地域の方たちも喜んでおられます。1割負担ということで、その事業についてはほぼほぼ実績報告まで出てきたというようなこととお話は聞いております。そういった中でその農地の土砂の除去だったり自力復旧の原因となった隣接する町村河川、建設課管理の町村河川ですけども、この本体については確か小鹿川については着工されているという話は聞いております。ただ他の一般質問でもしましたけど、安平川とか石割田川、そういったか河川がそのまままだ手つかずの状況であれば自力復旧されたその土砂をせっかく取ってしまっただけで綺麗に農地として復旧してきたんですけども、その土砂が河道に埋設した状況がまだ残っておりますのでそれを本工事の前にでもある程度河道の確保はしていただかないと再び土砂が流入したとなると地元の人たちも非常に困ることになりますので、その辺については応急仮にでも河道の確保だけこれについては重機借り上げ等でできないかということで、この2点ほど質問させていただきます。

○議長（宮本修治君） 整備係長。

○整備係長（久米修永君） お答えいたします。農地災害の査定状況と工事の着工という頃までかということについてお答えします。査定につきましては令和7年の12月に査定は終わっております。22箇所全部終わっておりまして工事については順次令和7年度から発

注しておりまして令和9年までに全部終わらせたいと思っております。以上となります。すいません、鹿生田堰についてでございますけれども、査定も終わっておりまして工事は令和8年度の10月以降に発注して令和9年度に終わる予定になっております。というのが4月になると西寒野区の方が水を取られて田植えの準備をされますのでその期間は工事ができないということで、10月からというふうに予定しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 河川の浚渫の件でお尋ねですけれども、先ほど申しました小鹿川以外にも安平川とか目野川の方に災害復旧として土砂を埋設しております、土砂の除去を行うんですけれども、これにつきましては出水期前にはできるだけ早めに除去して次の出水期に備えてやっていきたい考えでおりますので、農政側の事業も急がれるということですので、それも協議しながら一緒にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時47分

再開 午後1時50分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

整備係長。

○整備係長（久米修永君） すいません、先ほどの答弁の訂正をさせていただきます。先ほどは工事の発注を令和8年10月からと回答いたしましたけれども、正式には4月に入って発注をしまして工事の現場に入るのが10月からということになります。すみません、訂正をいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） じゃあ4月に発注して現場に入るのは10月ということでございますけれども、その間の期間は何をされるんですかね。

○議長（宮本修治君） 整備係長。

○整備係長（久米修永君） 先ほどご説明をさせていただきましたけれども、先月応急復旧で水を通るようにしておりまして、その間、梅雨を挟みますので土砂で埋まったり、今、大型土のうを積んで対策をしておりますけれども、その管理をして西寒野区の方に水が滞らないような水道の管理をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時52分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

整備係長。

○整備係長（久米修永君） すいません、たびたび申し訳ありません。4月から10月はゲートの注文をしておりますして工事契約をしましてゲートの注文・精算になりますので10月までは工事に入れない状況になっております。大型土のうについては、すみません、撤回をさせていただきます。すいません、以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので次に歳出全部について質疑をお願いします。34ページから115ページまでです。歳出全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 消防費の中で最近やはり乾燥時期なので非常に火災も多くてそれにより死亡者も本当に多いのがニュースなんかでたびたび報道されるわけですがけれども、そういった点で以前火災報知器の問題について町の取り組みもあったかと思うんですけれども、今そういった点でどういうふうになっているのかをきちんとやはり普及をさせておくべきじゃないかなというふうに思いますので、そういった取り組みは町としてはないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） 消防の関係で申しますと町としてはその取り組みは今のところありません。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入について質疑お願いいたします。最初に款1の町税から款14使用料および手数料について質疑を行います。13ページから19ページまでについて質疑をお願いします。なにかありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ページ17ページの説明のところで通学用シャトルバス保護者負担金というのが42万6,000円ありますので、負担金・分担金のところでございますのでどのくらいの負担金というかその内容がよくわからないので説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（井上幸介君） それではお答えいたします。通学用シャトルバス保護者負担金ということですがけれども、これは乙女小学校のシャトルバスのことをございます。これに関しましては通常のバス料金の2割が保護者負担ということで8割が町の補助ということになっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款15の国庫支出金から款16県支出金について質疑を行います。20ページから27ページ中段までです。質疑をお願いします。20ページから27ページ中段まで

です。ありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 分からないことばかりで聞きますので、22ページの説明のところで白旗河川管理委託金ということで81万9,000円ありますけれども、これについてもご説明いただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽柵田直美君） こちらにつきましてはJA上益城の前の芝生と駐車場があると思いますけれども、その一部につきましては委託をされておりまして、その分の委託金という形で国交省からいただくものでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に款17の財産収入から款22町債について質疑を行います。27ページ下段から33ページまでについて質疑をお願いします。27ページ下段から33ページまでです。なにかありませんか。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。ありませんか。

ないようですので、次に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時36分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本予算全部について何かございませんか。

4番森田議員は体調不良ということで退席されましたのでご報告いたします。

○議長（宮本修治君） ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第28号、令和8年度甲佐町一般会計予算でございますけれども、歳入では町税である町民税や固定資産税の増額を、寄附金ではふるさと甲

佐応援寄附金に40億円を、歳出では災害復旧費に12億3,400万円を計上する予算となっておりますけれども、災害復旧費を除いても対前年度より2億円強の増額予算でありますことから、引き続き健全な財政運営と予算の執行に務められんことを切に希望し、異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第28号「令和8年度甲佐町一般会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号「令和8年度甲佐町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第29号 令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第2、議案第29号「令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 議案第29号について説明申し上げます。議案第29号、令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算

次のページをお願いいたします。

令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度甲佐町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億5,942万9,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものとします。

令和8年3月6日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。歳入です。

款1、国民健康保険税を1億8,487万9,000円としております。項1国民健康保険税です。

款2、使用料及び手数料を8万円としております。項1手数料です。

款3、国庫支出金を3万円としております。項1国庫補助金です。

款4、県支出金を10億4,001万7,000円としております。項1県補助金です。

款5、財産収入を11万6,000円としております。項1財産運用収入です。

款6、寄附金を1,000円としております。項1寄附金です。

款7、繰入金を1億2,429万6,000円としております。項1一般会計繰入金及び項2基

金繰入金です。

款 8、繰越金を1,000万円としております。項 1 繰越金です。

款 9、諸収入を1万円としております。項 1 延滞金及び過料から項 3 雑入です。

歳入合計13億5,942万9,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費を3,465万3,000円としております。項 1 総務管理費から項 3 運営協議会費です。

款 2、保険給付費を10億1,571万円としております。項 1 療養諸費から項 6 傷病手当諸費までです。

款 3、国民健康保険事業費納付金を2億7,064万7,000円としております。項 1 医療給付費分から項 4 子ども子育て支援納付金分です。

款 4、共同事業拠出金を1,000円としております。項 1 共同事業拠出金です。

款 5、保健事業費を2,324万3,000円としております。項 1 保健事業費及び項 2 特定健康診査等事業費です。

款 6、基金積立金を11万6,000円としております。項 1 基金積立金です。

款 7、諸支出金を100万4,000円としております。項 1 償還金及び還付加算金及び項 2 繰出金です。

次のページをお願いします。

款 8、予備費を1,405万6,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計13億5,942万9,000円としております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。令和8年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和8年度から令和10年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑ができます。

最初に歳出全部について質疑をお願いします。14ページ款 1、総務費から23ページ款 8、予備費までです。歳出全部です。なにかありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 保険給付費の中で出産育児一時金が250万計上されておりますけれども、これについて説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 出産育児一時金につきましては、令和8年度1人50万円で5名を見込んで計上をしております。以上です。

○議長（宮本修治君） 9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 5名とは言えないと思うんですけども、国保の中では5名だろうという見込みなんですね。あまり数が少なかったのではどうかかなと思ってお尋ねいたしました。分かりました。それからマイナ保険証の中での滞納者の扱いについて今どう

なっているのかというのをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） マイナ保険証になった後の滞納者の方の保険証、保険給付費の取り扱いということでご答弁いたしたいと思います。以前の保険証、国民健康保険の保険証が滞納が1年以上の滞納になった場合はもう保険証を返してください、病院は保険証なしで自己負担でお願いしますという制度がありましたけれども、その制度は事実上なくなりましたので、ただその短期保険証ですね。保険証の滞納の度合いによりまして短期の保険証というか短期の資格確認書、その制度は残っております。ただマイナ保険証に切り替えをなされた場合は、いついつ以降は病院で10割負担していただきたいというようなことができなくなってございますので、それもなくなりました。ただ今後、国の方からのお話ではまた10割負担、失礼いたしました。ですが今のところ10割負担にするような制度としては残っておりますので、これを各保険者で適用するかしないかといったことでやっておりますが、今のところ適用は甲佐町ではいたしておりません。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） レセプト調査業務委託料が100万円ちょっとありますけれども、これがどういう活かし方をされているのかということと、それから今度子ども子育ての上乗せがありましたけれども、18歳以下の均等割についてはないわけですがけれども、現在の未就学時の均等割がありますけれども、この関係はどうなっているのかお尋ねをいたします。その2点をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 未就学時の均等割につきましては医療分それから後期高齢者支援分とも均等割を半額にするというような制度ですので、それはそのまま変わりません。ただこの子ども子育て支援金分の均等割につきましては、未就学時の方含めて18歳未満の方は結果として0円、発生しないというような制度になってございます。それとレセプト点検の100万円は5.1.1⑫の一番上の103万8,000円ということかと思っておりますけれども、こちらはレセプトを見て結核ですとか精神疾患で病院にかかられた方のレセプトを抽出してもらって、その方の結核・精神以外で医療を受けられた分の医療費が県の特別調整交付金の対象とされておりますので、それを抽出するために、主にそれを抽出するための委託をお願いしているものでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。8ページ款1国民健康保険税から13ページ款9諸収入までです。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 2018年より国保の都道府県単位化によりまして国保の運営は県と市町村の共同運営となり、全国では甲佐町も含めまして国保料の引き上げが相次いで行われてます。国保は年金受給者や低所得者が多く物価高の中、協会健保などより倍近い保険料が国保加入者の暮らしに大きな影響を与えております。またさらに高い国保税に加えまして今回は子育て支援の財源を上乗せ徴収することになりました。加入者の暮らしや健康を守るためにもすべきではないと考え、議案第29号令和8年度国保特別会計予算については反対をいたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。議案第29号、令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算でございますが賛成の立場から討論いたします。本予算は歳入歳出それぞれ13億5,942万9,000円の予算ではございますが、県移行後も厳しい財政状況の中、懸命に財政運営をなされております。先日の議案第14号で一部条例改正がありましたが、その中でも基礎課税分をされて同一にするなど工夫もされております。また先だって2月17日の国保運営協議会でも答申を受けているところでございます。そういった観点から賛成といたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第29号「令和8年度甲佐町国民健康保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

賛成7、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第3 議案第30号 令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第3、議案第30号「令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは議案第30号、令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和8年度甲佐町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,278万6,000円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」によります。

（一時借入金）

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものです。

令和6年3月6日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款1、介護保険料を2億7,349万1,000円としております。項1、介護保険料です。

款2、分担金及び負担金を29万2,000円としております。項1、負担金です。

款3、使用料及び手数料を1万円としております。項1、手数料です。

款4、支払基金交付金を4億1,633万円としております。項1、支払基金交付金です。

款5、国庫支出金を4億4,320万6,000円としております。項1、国庫負担金、項2、国庫補助金です。

款6、県支出金を2億2,651万円としております。項1、県負担金から項3、県補助金までです。

款7、財産収入を36万5,000円としております。項1、財産運用収入です。

款8、繰入金を2億9,359万4,000円としております。項1、一般会計繰入金、項2、基金繰入金です。

款9、繰越金を1,000円としております。項1、繰越金です。

款10、諸収入を898万7,000円としております。項1、延滞金加算金及び過料から、次のページの項5、雑入までです。

歳入合計、16億6,278万6,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費を5,432万5,000円としております。項1、総務管理費から項4、趣旨普及費までです。

款2、保険給付費を15億801万5,000円としております。項1、介護サービス等諸費です。

款 3、財政安定化基金拠出金を2,000円としております。項 1、財政安定化基金拠出金です。

款 4、地域支援事業費を8,652万9,000円としております。項 1、包括的支援事業、任意事業費から項 5、その他諸費までです。

款 5、基金積立金を36万5,000円としております。項 1、基金積立金です。

款 6、公債費を1,000円としております。項 1、公債費です。

款 7、諸支出金を3,000円としております。項 1、償還金及び還付加算金、項 2、繰出金です。

款 8、予備費を1,354万6,000円としております。項 1、予備費です。

歳出合計、16億6,278万6,000円としております。本予算は令和 7 年度当初予算と比較しますと、予算総額で2,036万7,000円、率にしますと、約1.2%の減額で計上しております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。令和 8 年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和 8 年度から令和10年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。最初に歳出全部について、質疑をお願いします。15ページ款 1、総務費から25ページ款 8、予備費までです。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 17ページ、新予防給付ケアプラン作成委託料ということで660万ほど計上されておりますけれども、この中身について事業者委託なのか、また何名に委託をされているのか、どちらが分かりませんが、その中身についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 新予防給付ケアプラン作成委託料ですけれども、令和 6 年度の実績でいたしますと委託件数は1,533件委託しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に歳入全部について質疑をお願いします。8 ページ款 1 介護保険料から14ページ款10諸収入までです。歳入全部です。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） 介護保険料ですけれども、この中でも納入状況と言いますか、そういったのについて、滞納状況等も合わせてお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 介護保険料のことにつきまして令和 6 年度の方で言わせていただきますと、令和 6 年分の滞納額が111万5,410円ということになっております。滞納額の累計額は令和 6 年の時点では332万4,384円ということになっております。6 年度の数字で申し訳ございませんけれども以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 最後に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今、滞納の状況もお聞きをいたしました。高齢者の暮らしを支えます年金は物価高騰に追いつかない中、介護保険料の引き上げや医療料の対象拡大など介護保険制度はますます必要なサービスが受けづらい状況になっています。高齢者が安心して暮らすためにも保険料の引き下げなどを求め、議案第30号、令和8年度介護保険特別会計予算については反対といたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。議案第30号、令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算でございます。ただいま担当課の方から説明がございました。令和8年度に起きますのは16億6,278万6,000円ということの当初予算でございます。高齢者を支える、そして高齢者の健康と暮らしを支えるための大切な制度でございます。前年比と比べますと2,036万円の減ではございますが十分にやっつけられる数字とは思っております。先ほど課長の答弁からございましたとおり、まずは徴収率に関しましては令和6年度に関しましても滞納額があるということで、そこはしっかり徴収していただき、また介護予防事業、これにもしっかり努めていただきますようお願い申し上げまして本予算には、本議案には何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第30号「令和8年度甲佐町介護保険特別会計予算」を採決します。

この採決は、電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

賛成7、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり決定されました。

日程第4 議案第31号 令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第4、議案第31号「令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会

計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長兼町民センター所長（奥名雄吉君） 議案第31号について説明申し上げます。

議案第31号、令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算。

次のページをお願いいたします。令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります。
（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,973万4,000円と定めます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

令和8年3月6日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。

歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料を1億6,676万2,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款2、使用料及び手数料を1,000円としております。項1手数料です。

款3、寄附金を1,000円としております。項1寄附金です。

款4、繰入金を7,670万6,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款5、繰越金を1,000円としております。項1繰越金です。

款6、諸収入を626万3,000円としております。項1延滞金及び過料から項5雑入です。
歳入合計を2億4,973万4,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費を193万2,000円としております。項1総務管理費及び項2徴収費です。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金を2億4,153万6,000円としております。項1後期高齢者医療広域連合納付金です。

款3、保健事業費を615万7,000円としております。項1健康保持増進事業費です。

款4、諸支出金を10万1,000円としております。項1償還金及び還付加算金です。

款5、予備費を8,000円としております。項1予備費です。

歳出合計を2億4,973万4,000円としております。

この令和8年度予算では、歳入歳出総額で2,470万9,000円の増額となっております。特に歳入ですが、保険料収入の予算額として7年と比較して1,570万円の増となっておりますが、今回熊本県後期高齢者医療広域連合では2年ごとの保険料率の改定がなされてございまして、これと後期高齢者医療におきましても子ども子育て支援制度が始まってお

ります。今回、改正後の税率としましては所得割が0.08%増で11.06%、均等割では5,000円増で6万3,000円、それから子ども子育て支援金分として所得割が0.025%、均等割りが1,400円とされてございまして、その税率で後期高齢者医療広域連合の方から保険料収入の金額を示されましたので、そのところで予算計上しているものになります。ご説明につきましては以上でございまして、ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。令和8年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和8年度から令和10年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。最初に歳出全部について質疑をお願いします。歳出全部です。10ページ、款1、総務費から12ページ、款5、予備費までです。なにかありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 国保税については子ども子育て支援の納付額は示されましたけれども、この後期高齢者においても県からその額というのが示されているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） 後期高齢者医療でも子ども子育て支援金の納付金分が県の方から広域連合の方に示されていると考えますが、ちょっと金額が分かりませんので総額が分かりませんが、今年度被保険者1人当たり、後期高齢の被保険者1人当たりその負担増の分が1,945円というふうに示されています。年間ですね。以上でございまして。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。収入です。第6款、諸収入の後期高齢者広域連合。

○議長（宮本修治君） 佐野議員、今歳出です。

○5番（佐野安春君） 歳出でしたか、申し訳ございません。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。7ページ、款1、後期高齢者医療保険料から9ページ、款6、諸収入までです。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 先程は失礼いたしました。第6款、諸収入の後期高齢者広域連合受託事務収入で区分で健康保持増進事業収入とありますが、内容についてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（奥名雄吉君） この健康保持増進事業収入につきましては、後期高齢者医療広域連合から町に対して委託される後期高齢者医療加入者の健康診断と歯科口腔健康診査の委託料になってございまして、以上でございまして。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） ないようですので、次に本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。議案第31号、令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算については反対の立場で討論を行います。後期高齢者医療保険制度は高齢者を別枠の医療制度とし制度発足以来、加入者の負担を増やし続けています。制度導入以来、幾度となく保険料値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫してきました。減らされてきた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し高齢者の負担軽減を進めることが必要と考えます。制度自体にも大きな問題があると考えますし、本予算については反対であります。以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。議案第31号、令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、高齢者の方々が安心して生活できるための制度でございます。広域連合と協力しながら適切な運営を希望いたしまして、法案に対しましては何ら異議なく賛成を致すところでございます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第31号「令和8年度甲佐町後期高齢者医療特別会計予算」を採決します。この採決は、電子表決システムによる表決とします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

賛成7、反対2。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第32号 令和8年度甲佐町水道事業会計予算

○議長（宮本修治君） 日程第5、議案第32号「令和8年度甲佐町水道事業会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） それでは議案第32号、令和8年度甲佐町水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

2ページ目をお願いいたします。令和8年度甲佐町水道事業会計予算。

（総則）

第1条、令和8年度甲佐町水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

（業務の予定量）

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

第1号、給水戸数3,300戸。第2号、給水人口7,850人。第3号、年間総給水量90万6,000立米。第4号、1日平均給水量2,483立米。第5号、主な建設改良工事、町道作替内田線外配水管布設工事、事業費1,700万円。

（収益的収入及び支出）

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入です。

第1款、事業収益を1億7,198万7,000円としております。

内訳としましては、第1項、営業収益、第2項、営業外収益、第3項、特別利益です。支出です。

第1款、事業費を1億7,198万7,000円としております。

内訳といたしましては、第1項、営業費用、第2項、営業外費用、第3項、特別損失、第4項、予備費です。

次のページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,884万4,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額931万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,952万6,000円で補填するものといたします。

収入です。

第1款、資本的収入を9,182万1,000円としております。

内訳としましては、第1項、企業債、第2項、固定資産売却代金、第3項、工事負担金、第4項、繰入金です。

支出です。

第1款、資本的支出を1億6,066万5,000円としております。

内訳といたしましては、第1項、建設改良費、第2項、企業債償還金、第3項、予備費です。

（債務負担行為）

第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定め

ます。水道料金・会計システム賃借料、期間は令和8年度から令和13年度まで、限度額は2,511万円です。

次のページをお願いします。

(企業債)

第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定めます。

起債の目的は、施設整備事業費及び施設更新事業費。限度額は8,500万円です。起債の方法は、証書借入れ又は証券発行。利率は5.0%以内です。償還の方法は、借入先の融資条件によります。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえることができるものとしします。

(一時借入金)

第7条、一時借入金の限度額は5,000万円と定めます。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2,960万4,000円。

(他会計からの補助金)

第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,516万7,000円であります。

(たな卸資産購入限度額)

第10条、たな卸資産購入限度額は、300万円と定めます。

令和8年3月6日提出、町長名です。

なお、5ページから37ページまでは予算説明資料として添付しております

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(宮本修治君) これより質疑を行います。令和8年度当初予算案説明資料、予算資料及び令和8年度から令和10年度の甲佐町実施計画書が配布されています。この資料からでも質疑できます。

本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

3番、鳴瀬議員。

○3番(鳴瀬美善君) 3番です。ページの15ページで級別職員数という一覧表がございます。この中をちょっと見ていたんですけども、令和7年の1月、令和8年の1月で職員の数は3名ということでございます。令和7年時点では1級の主事の方が2名、4級の課長補佐主幹級の方が1名でございました。これを見ますと令和8年の1月、今年度については1級の方はもうおられなくて、3級の方が2人おられるんで人は変わらないと思うんですけども、2階級上に係長参事級に上がられるというような感覚を私は持つんですけども、ここはどうなっていますかね。

○議長(宮本修治君) 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。令和7年1月1日現在で1級の職員2人でございますけれども、令和7年4月の人事異動で交代をしております。令和7年4月1日より3級の職員が2名水道係の方に配属されているところになります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） この水道事業の実質の収支で行きますと減免がされております。またそれに対して一般会計の方から補助金という形で補助されてるということで実質的にはどれくらいみとられるんでしょうか。令和8年度については、まだわからないか。では令和7年度の決算でも結構です。どれくらいの水道事業は赤字になってるのか黒字になっているのか、そこら付近だけでも教えたいと思います。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） それでは令和7年度に実施した水道料金基本減免の件でご説明の方をいたします。減免につきましては令和7年11月から令和8年2月の検針分まで減免の方をしております。そのうちの上水道につきましては基本料金の4ヶ月免除ということで、この4ヶ月分の金額が1,976万3,700円となっております。この分の金額につきましては当然水道料金の収入としては減っておりますけれども、町の方からの一般会計ということでいただいておりますので、事業費としては1,976万3,700円ということで収入としては変わらない状況となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第32号、令和8年度甲佐町水道事業会計予算でありますけれども、先ほど説明がありましたとおり給水戸数が3,300戸、給水人口として7,850名の方々のために水道事業がかされておりますけれども、しっかりと町の方ではしっかりとやられておりますので、何ら心配なく本案に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第32号「令和8年度甲佐町水道事業会計予算」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号「令和8年度甲佐町水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時28分
再開 午後3時28分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま執行部から追加議案、議案第33号「工事請負契約の変更について」が提案されました。これを日程に追加し、追加日程第1としてただちに議題に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号「工事請負契約の変更について」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配布のため、10分間休憩します。40分から再開いたします。

休憩 午後3時29分
再開 午後3時40分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1 議案第33号 工事請負契約の変更について

○議長（宮本修治君） 追加日程第1、議案第33号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ありがとうございます。それでは議案第33号について説明申し上げます。

議案第33号、工事請負契約の変更について。

令和7年第1回甲佐町議会定例会において議決された甲佐町防災情報伝達システム整備工事のうち、契約金額「4億9,471万9,280円」を「4億9,364万7,000円」に変更することとする。令和8年3月11日提出、町長名でございます。

提案理由といたしましては、工事内容に変更が生じ、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

資料1に変更契約としまして、変更契約額107万2,280円の仮契約書の写しを添付しております。

次のページをお願いします。

資料にて今回の変更内容についてご説明を申し上げます。今回の変更は、当初契約額4億9,471万9,280円から107万2,280円を減額しまして、変更後の契約額を4億9,364万7,000円といたしております。変更の主なものといたしましては構築費のうち、戸別受信機等の説明会を当初4回、4日程度の開催を計画しておりましたが、区長さん等の意見もあり地域住民に寄り添った形で基本、行政区ごとの説明会に変更したことで開催回数が増えたことによりまして393万4,686円の増額というふうになっております。労務費のうち既存の戸別受信機でアンテナを設置してある住宅がありますけれども、なかなか個人では外せませんで専門業者に撤去していただきましたけれども、その撤去件数が1,430件から1,079件ということで351件減少になりまして、そのことによりまして456万2,588円の減、また材料費のうち基地局等電源ケーブルの実績によりまして95mの減により13万5,200円の減となっております。以上が今回の工事の変更の説明となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。新しい防災情報システムが携帯の方は受信機と一緒にということでお聞きしておりましたが、お悔やみ情報の喪主のところは機械の方では流れると、アプリでは流れないということございまして、非常に私個人としては困っているところございまして、一緒ということで機械の方がですね。申し込みしなかったということございまして、そういった方も何人かいらっしゃるのではないかなと思っておりますが、そのそういったアプリでは変更ができないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） それにつきましては議員おっしゃるとおり、区長さんからもその要望はあっております。一応個人情報の取り扱いにもなりますが、今の状況でいくとアプリについては3日間で消えるという部分がありますので、それについては今要望もあっておりますので再度弁護士さんとも協議しながら関係とも協議しながら、もし喪主を載せられるならば載せたいと思っておりますし、どうしても無理であるならば何か新たな検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番。すいません、材料費のところ基地局等電源ケーブル、変更前が100mで変更後が5mということであまりにも差があるので、どうしてこうなったのかなっていう単純な疑問ですけれども。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長兼くらし安全推進室長（荒田慎一君） ケーブルには3種類電源ケーブルがありまして、新たに設置が必要だった部分が1箇所だけあって、後の部分についてはその他のケーブルでまかなったということでしたので、現地に行ってみてようやく分かったということでしたので、1箇所だけそのケーブルが必要であってその他のところについてはケーブルがいらなかったということですので大幅な減額になっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。議案第33号、工事請負契約の変更についてでございますが、工事完了後の減額工事契約書でございますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第33号「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第1号 甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮本修治君） 日程第6、発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（北野 太君） それでは発議第1号についてご説明申し上げます。

発議第1号、令和8年3月11日、甲佐町議会議長、宮本修治様、提出者、甲佐町議会議員、荒田博、甲佐町議会議員、本田新。甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により、提出します。

提案理由につきましては、甲佐町課設置条例の一部改正及び常任委員等の任期の規定の見直しに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

改正文になります。

甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例。甲佐町議会委員会条例の一部を次のように改正する。第2条第1号中「くらし安全推進室の所管に属する事項」を「危機管理防災課の所管に属する事項」に改める。

第3条の見出しを「（常任委員の任期）」に改め、同条第1項を次のように改める。

常任委員は、議員の任期中在任する。

第4条の見出しを「（特別委員会の設置）」に改め、同条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の1項を加える。

第3項、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条を次のように改める。

（委員の選任）

第5条、常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第2項、議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第3項、議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第4項、前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員の任期）第2項の例による。

附 則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。

○議長（宮本修治君） 提出者の説明を求めます。

6番、荒田博議員。

○6番（荒田 博君） 6番。甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。本条例の改正につきましては執行部から今定例会に上程され可決されました甲佐町課設置条例の一部改正、常任委員等の委員の任期の見直し及び各文言の改正に伴うものであります。第2条第1号中の「くらし安全推進室の所管に属する事項」を「危機管理防災課の所管に属する事項」に改めます。常任委員等の委員の任期を2年から議員の任期中に改正するほか、標準町村議会委員会の条例に順じて、文言の改正等を行うものであります。条例の施行日は令和8年4月1日としております。以上、説明とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 11番。発議第1号、甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。ただいま発議者の方からありました提案理由のありましたとおり、町の方の課設置条例の改正に伴い、また常任委員会の任期の見直しでありますので、本制定に賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時52分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで討論を終結します。

これから発議第1号「甲佐町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第7「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、配布のとおり派遣することにしたいと思えます。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第8 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第8「各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生2つの常任委員会及び議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは3月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、3月6日から本日までの6日間にわたり、ご提案をいたしました令和7年度各会計補正予算、令和8年度各会計当初予算、条例案件等の多くの案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存ずるものであります。

ここにご議決をいただきました補正予算や令和8年度各会計当初予算をはじめ、各議案の成立によりまして、本町の振興・発展に全力をあげて取り組むとともに、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り、町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。また今議会においてご指摘いただきました事項につきましても今後の町政運営にいかしていく所存でございます。今後も町村発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、6日に開会、本日11日までの6日間にわたり多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並びに要望等を十分に尊重していただくよう切に希望するとともに、議員各位におかれましては、今後とも町民の皆様の付託とご期待に応えるべく更なるご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康にご留意いただくようお願い申し上げます。令和8年第1回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後3時56分

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 1 回 定 例 会

令 和 8 年 3 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 本 修 治

編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 野 太

作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電 話 (096) 234-1198